

## ◎ 県道実施延長

この内自動車交換所

奉仕人員

砂利敷

村道拡張改修

同一般補修

橋梁改修（含暗きよ）

砂利敷

奉仕人員

## 一三三、四〇〇米

一八ヶ所

一〇、二四八人

約三〇〇m

一七、九〇九米

二八七、四九〇米

二二、三〇〇m

二六、二〇〇人

## ◎ 表彰状

特等 表彰状

宮城村道路愛護協会

道路愛護のため協力一致公共の  
福祉増進に尽力せられた功績は  
まことに顯著であるよって、道路愛護奨励規程により  
金一封を贈りこれを表彰する。

昭和三十年五月三日

群馬県知事 北野 重雄

〔建設大臣表彰〕 右のように、村民一致して道路愛護につとめた結果、昭和三十五年には、建設大臣からの表彰も受けるにいたつた。

## 表彰状

宮城村道路愛護協会

貴会におかれでは種々の困難を  
克服して道路愛護事業に協力せられ公共の福祉の増進に  
多大の貢献をされた

この功績を表彰します

昭和三十五年七月十一日

建設大臣 村上 勇

## 二 村道

大正七年、道路法及び道路法施行令が制定され、村道が認定されたが、この時の村道の数は次に示す通りである。

字名	暮毛石	柏倉	市之関	三夜沢	苗ヶ島	馬場	大前田
数	二八	二六	二七	八	三八	一二	二〇

### 村道の整備

右に示した村道の多くは、田畠の間をぬい屈曲も多く、交通にも不便をきたす面が多かったようで、大正年間から昭和初年までの記録によると、年間平均四〇五件の道路変更願いが出されている。その一つの例をみると、

昭和三年に変更した、村道大前田三百四十一号線では、変更の理由として、「大前田の中央、字諏訪ヨリ居館、下十二ヲ經テ柏川村大字込皆戸ニ接続スル枢要道路ナルガ、変更出願の個所ハ曲折甚シ且交通上不便勘カラザルヲ以テ別紙図面ノ通り変更シ便利ヲ図ラントスルモノナリ」と記している。また、この道路変更に伴う道路數は、そこにあつた土地の所有者が寄附し、この工事に要する経費についても、「経費ハ起業者の自弁トシ不足分ハ有志ノ寄附金ヲ以テ充当ス」とあり、ほとんどが関係者の出費でまかなわれている。他の例においてもこれと大同小異である。なお、参考までに、この時の経費を示すと、人夫を一日五人ずつ雇い二十八日間を以て終了する計画で、一日一人一円五十銭支払うとして、延一四〇人分、合計二百十円である。

このように、大正年間から、村道の改修は住民の手により、自発的にすすめられてきたが、戰後になつては、この

気運は一層たかまっている。特に自動車の普及が著しい最近においては、従来の道路の幅員では狭くなってしまっているとともに路面の改良が要求され、これが改善に力が注がれている。その上なものも上げてみよう。

#### 中央農道の新設

改良後の村道（大前田地内）  
（改良後撮影）

昭和二十八年、本村の産業・経済の発展と中学校・小学校への通学の便のために、市之闇から中学校の裏を通り、苗ヶ島・馬場へと通する道路の必要性が論じられ、これが新設の計画が出され、二十

九年に完成した。

この道路新設のために、二十八年一月、「通学道路（後に中央農道）建設協議会」が設立された。この協議会は、村長・議會議長・

農協組合長・農業委員会委員長・消防団長・PTA会長をはじめ、村議会議員・正副区長・農業委員・教育委員・小・中校長・郵便局长・部落農協組合長・消防団各分團長・PTA役員・青年団役員・婦人会役員・典書連役員によって構成された。第一回の会議の通知



改良前の村道（大前田地内）  
（石橋撮影）

は、次のように記している。

「本村中枢部に通ずる産業経済・通学・交通・通信に真に必要と思われる市之闇より柏倉・鼻毛石・苗ヶ島を経て馬場に達する貫通道路建設については、各位の不断より腐心せられている所であります。之が実現方につき左記に

依り第と御協議頼したく（以下略）

また、県へも陳情書を出し、これが新設を強く望んでいる。

「本通路新設の理由は、本村中枢部に通ずる産業、経済、交通、通信、消防等に欠くべからざる重要な道路であるが、諸種の事情にて之が開拓不能であつて、在来の小道により不利不便を忍んで今日に及んだのであつて、本件道路の新設については、多年に亘って、村民全般により痛感し、日夜廻心してきたのであり、此際県並に議会土木委員各位の絶大の支援を得て新設を要望するものであります」

このように、村民の強い要望のもとに、一月からの計画段階から実現の見通しもたち、二十八年十一月に入つて測量がなされ、翌二十九年三月十五日に起行式が施行された。

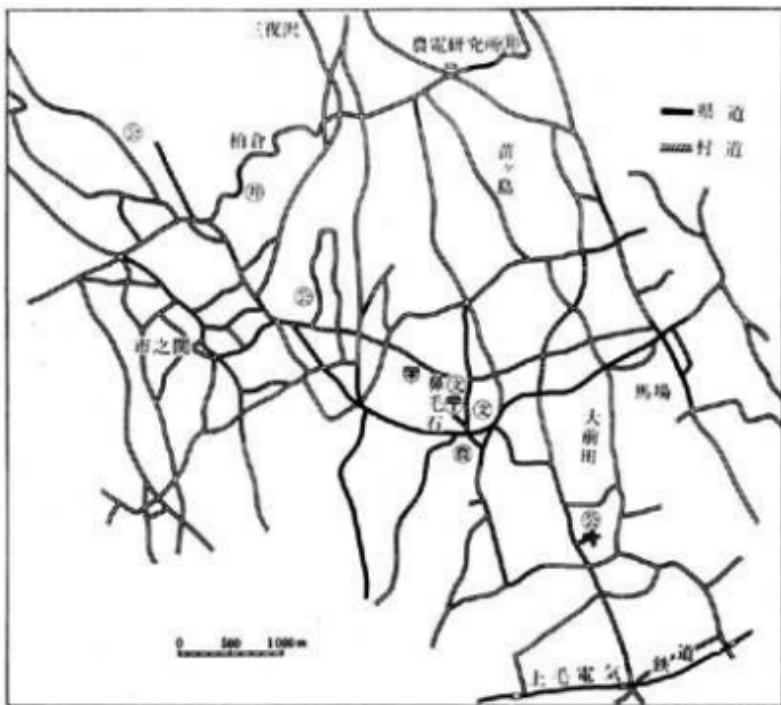
本工事による新設道路の延長は、二、五七五メートル、総工費二百六十万円で、内四〇%にあたる百四十万円が、県から冷害対策団体営土地改良事業補助金として交付された。

中央農道共同施行代表者には町田甚太郎があつたが、実際の工事にあたつては、村の直営事業として仕事はすすめられた。当時の村長は阿久沢千代吉であった。

#### 村道の拡張と舗装

乗用車トラック等の自動車は、昭和四十年に入って急速に普及しはじめた。また、消防自動車も大型化されるにしたがい、從来からの村道では幅員も狭く、路面も凸凹やぬかるみが多く、様々な障害も生じてきた。これに伴つて、村道の拡張、舗装の必要性も増しこれが改修も近年特に盛んである。

拡張工事は、前述のように、從来からも部分的に行われてきているが、最近は、群馬用水の完成に伴う「ほ場整備事業」により、田畠の交換分合、耕地整理とともに、道路の拡張、曲折の多い個所の直線化等の改修が諸々でおこな



県道・村道の舗装箇所  
(昭和45年末現在)

大字名	四四年度舗装距離	四五年度舗装距離	合計
暮毛石	六八二・五	五、七七九	
柏倉	五三九	二、五九五	
市之関	五一〇	二、九〇一	
		三、四二一	

村道大字別舗装距離

舗装距離がこれほどまでになっているのは、他にほとんどその例を見ない。大字別の舗装距離は次の表の通りである。



舗装された村道(暮毛石地区 アスファルト舗装)



舗装された村道(苗ヶ島地区 コンクリート舗装)

われている。

また、路面の整備についても、昭和三十年代後半より三夜沢に村営の碎石場を持ちここで碎石したものを村道に敷き、赤土(ローム)が露出し、スリップしやすい個所の改修をはじめるとともに、四十年代に入ってからは、主要村道の舗装整備もはじまりた。四十四年度から四十六年度までの三年間に、じつに一九、二七二・五メートルが舗装された。村道の舗

苗ヶ島	七六〇	二、六五六	三、四一六
馬場	二五二	一一二五	三七七
大前田	四八〇	一、九八三	二、四六三
合計	三、二三三・五	一六、〇三九	一九、二七二・五

なお、昭和に入つてからの村道の主な改良工事は次のとおりである。これもまた、戦後の改良工事が多い。

### 主なる村道改良工事

年次	路線名	改良前の幅員	改良後の幅員	延長	備考
昭七八八年	鼻毛石・大胡線	二七二・五m	三〇〇m	一・二五m	耕作道路として農村不況対策事業として実施
	大前田・苗ヶ島線	タ	タ	三・三四	タ
	二重橋・神東原線	タ	タ	四・五四	農村応急土木・不況対策事業
	苗ヶ島・市之関線	タ	タ	三・六六	タ
	柏倉東線	タ	タ	一・八六	耕作道路・不況対策事業
	箱田・朝橋線	タ	タ	六・四	タ
	市之関一号線	タ	タ	三・四五	タ
七八三年	学校・大前田線	タ	タ	一・〇三	農村応急土木事業・不況対策事業
七八四年	鼻毛石・三夜沢線	タ	タ	四・四一	昭三年四〇mを直営事業・同十五年戦時特別事業



大胡・新屋線	二二五	タ	一、八〇	タ
蛇柳線	二二五	タ	一、四〇	村直営事業
柏倉・源訪線	二、五七〇	タ	一、三〇	タ
奥懸大前線	タ	タ	二、四〇	タ
梶谷線	二二五	タ	一、三〇	タ
開拓基盤整備	二、五七〇	タ	一、〇〇	タ
山王新並木	タ	タ	一、六〇	タ

### グレーダーの購入

自動車の普及により、路面の損傷も早く、その個所も多くなってきている。これら路面の損傷は、交通障害を来たすとともに、事故にも結びつく可能性をもつておらず、早急に修理する必要性をせまられる。従来、村道の良好な状態の維持は、村民の勤労奉仕による道普請に頼ることが多かつた。しかし、近年農村人口は減少の傾向を示すとともに、経済成長に伴う兼業農家の増加により、道普請への労力の供給が困難になってきており、そのため、道普請を実施する回数は制限され、その修理、維持が路面の破損に追いつかない状態が出てきている。

この悪化せる状態をきりぬけるため、村当局は、昭和四十四年十一月、道路改良工事用として三二五万円を投じてグレーダーを購入した。これによつて、破損箇所の修理も臨機応変に実施することが可能となり、未舗装の部分においても最良の状態で維持することも可能となつた。

以上のように、村民の道路に対する愛護の気持ちと、その管理維持への熱意は専々にみられ、交通機関の発達と並

行して、道路の保全、拡張、改修等年々その実績を上げてきた。

これらは、村民の熱意と努力によって達成されたものである。

## 第二節 交 通 機 関

### 一 バス

本村にはじめて定期的な乗物としての路線バスが走り出したのは、昭和三年のことである。大胡の清水タクシーが、タクシーの他にフォード社の七人乗りの自動車を使って、大胡・馬場間に一日四往復走らせたのがはじまりである。当時は、バスとはいわず、乗合自動車と称していた。乗車料は五〇銭、当時の酒一升のねだんというから、今と比較すると相当に高かった。それだけに、バスの利用者は少なく、ほとんどきみた人が乗っていたようで、バスが通つたといつても、大部分の人は、依然として徒歩で大胡まで往復していた。

その後、赤城南面バスと改名され、新たに大胡・三夜沢間、一日四往復の運行も開始され、使った車も、三十乗りとやや大型化し、バスとしての体裁もととのってきたが、昭和十八年に入り、太平洋戦争の戦況も次第に深刻さを増していくと、これにともなって、交通機関も中小企業の統廃合がすすめられ、この方針のもとに、赤城南面バスも、東武バスに吸収合併された。これ以後は、本村のバス路線も東武バス運行にかわった。また、この頃から、村民のバ

スの利用度も増し、本村の交通機関として欠かすことのできない重要な存在となってきた。

### 東武バス

現在、東武バスは、馬場・農場線、忠治線、赤芝線の三線と、前橋と忠治線、前橋と新井橋と大胡線が運行されている。村民の利用度の高いのは、前者の三線である。鉄道の通っていない本村にとって、自家用車が増してきた現在においてもこれらバスの運行は欠かせないものであり、大胡・前橋方面への買物、前橋・桐生方面への通勤・通学のために利用する者は多い。

東武バスが最初に本村に乗り入れたのは、昭和十八年のことである。即ち、昭和十八年八月二十八日、大胡と赤城神社間九キロメートル、大胡馬場間四、九キロメートルの運行が認可された。これ以後伊勢崎から大胡まで運行されていた東武バスが、赤城神社、馬場まで運行されることになった。この時の運行回数は、赤城線が一日三往復、馬場線は一日二往復ぐらいであったと思われる。

その後赤城線は、三十一年七月に忠治温泉までの二、六キロメートルの延長が認められた。馬場線も、鼻毛石字天神から役場前までの一・一キロメートルの運行が昭和二十五年三月に、さらに、馬場から農場までの三・九キロメートルの延長が認められ、現在の路線となっている。

また、本村西部を走る赤芝線は、昭和三十二年十月に、神沢橋から新井橋までの二・六キロメートルの路線が認可され、さらに、三十七年六月には、赤芝までの二キロメートルの延長が認められた。これらのバスの運行回数の変化は、第一表の通りである。

### 第一表 バスの運行回数

三五 同 大 胡ノ忠  
三六 伊勢崎ノ忠治 右 治  
三七 同  
三八 同  
三九 同  
四〇 伊勢崎ノ忠治

一〇 九 同 右 一

大伊勢崎ノ馬 胡ノ馬  
場 場

三九 年まで  
変更なし

場 場

六二

大伊勢胡ノ赤新井芝	大伊勢胡ノ赤新井芝	大伊勢胡ノ赤新井芝	大伊勢胡ノ赤新井芝
大伊勢胡ノ赤新井芝	大伊勢胡ノ赤新井芝	大伊勢胡ノ赤新井芝	大伊勢胡ノ赤新井芝

三一二一	四一二一、	四〇二一、	二〇一、
五	五	五	五五二五

また、東武バスでは、前橋駅—畜産試験場（富士見村）—新井橋—忠治温泉という赤城南面開拓道路を走るバスを一日二回、同様に、前橋駅—畜産試験場—新井橋—大胡駅を一日二回運行している。これは、本村西部の人々が前橋に出るのに便をなしている。

なお、昭和二十九年七月二十九日の毎日新聞には、三夜沢線について、次のようなエピソードが記事となつてい

る。

きょうもゆく“愛の無料バス”

通学児童を送り迎え

#### 感謝の村人が道路整備

「宮城村を南北に縱走する赤城登山道十五キロは同村唯一の幹線道路で東武バスが戦後一日四往復の路線を開通した。この終点三夜沢は標高七百メートルの地で村の中心部鼻毛石から約六キロの道は三年前まで手入れも行なわぬままに自動車はおろか、降雨後などは人の歩行も困難という悪路であった。それが三年前ここ三夜沢の車庫に赴任して来た関恒春運転手がこの悪路を三夜沢から鼻毛石にある小学校に通学する学童たちの困難を見るにみかねて無料乗車で送りむかえするようになった。会社としては無料乗車は禁則であったが、……（中略）この好意に感激した三夜沢部落の人たちははじめ、その通路にあたる柏食、鼻毛石の人たちは率先して道路の整備に乗り出した（中略）朝八時の始発車に集まる低学年生

現在は無料バスではないが、三夜沢方面からの児童にとつては重要な交通機関であり、その利用が多いことには変



赤城神社前東武バス（昭和30年頃）

十数名を乗せてバスは整備された街道を軽快な響きを立てて鼻毛石に走り、午後一時学校前に来る児童を迎えて車はまた三夜沢へと帰つて行く。（中略）同バス伊勢崎営業所長露崎平八郎氏もこのころから無料乗車を正式に認めるようになり……（下略）

りがない。また、前述の道路愛護で二十七年以後十回にわたって受賞しているが故に、右のようなエピソードが秘められていたことも心あたたまる思いである。

### 上毛電鉄バス

上毛電鉄のバスは、昭和三十年ころ、県庁前—大胡—梅木沼線の運行をはじめ、これは現在白草、畜産試験場まで延長されている。その運行回数は、大胡—白草間が五回、県庁前—大胡—白草間二、五回、大胡—白草—畜産試験場間一回となつており、主として、市之関地区の人々が大胡、前橋方面に出るのに利用している。

他に、県庁前—北原（稻川村）—苗ヶ島線も運行されていたが、昭和四十五年になって、自家用車の増加による乗客の減少とともに赤字が続き廃止された。

## 二 交通用具

諸 車 名 台 数	牛 馬 車	自 動 車 乘 用 車	荷 荷	數
車	一六四台	四〇〇〇〇〇	自 動 車 ト ラ ッ ク	數
諸 車	一〇〇〇〇〇	人 力 車	自 動 三 横 車	數
リ ヤ カ	八四〇	自 動 車	自 動 三 横 車	數
一 車	四三三			

(昭和14年)  
(統計報告)

明治・大正年間においては、村内の交通用具らしきものは非常に少なかったものと推察される。物を運搬する場合も、人の背または、馬の背を利用するが多く、車を用いたとしても、人力で動かす荷車、畜力を利用した牛馬車程度であった。人の往来においては勿論徒歩が中心であった。

昭和十四年における本村の交通用具が上表に示す通りであるから、それ以前の明治・大正年間の様子はおして知るべしである。

これら諸車のうち、機械といえるものは、自動三輪車の一台

のみであり、他はすべて人力・畜力を以つて動かすものである。

しかし、自転車は非常に多くなっており、全世帯のおよそ七四%が所持していた。

第二表 大字別諸車数

諸車名	大字名	鼻毛	毛石	柏	倉市	之関	三夜沢	苗ヶ島	馬場	大前田
牛馬車	二八台	五〇台	二四台	二台	三五台	六台	一九台			
荷車	一一	一五	二	三	二	三	一四			
自動三輪車	○	一	○	○	○	○	○			
自転車	一五七	一九八	八七	一六	一六〇	七八	一四四			
リヤカー	九九	一〇〇	三七	一	七八	三九	八一			

(昭和十四年)

人の往来は徒歩から自転車に移行したのであるが、荷物の運搬は、いぜんとして、リヤカー、牛馬車等に頼つてい  
る。このことは自ずから、荷物を運ぶ範囲、量に制限が加わるものであり、農産物の出荷も現在のように積極的に村  
外に出すには多くの困難が伴い、思うにまかせなかつた。

このような状況は、終戦後までおよんだが、二十六・七年頃から、自転車にエンジンをとりつけて走る原動機付  
自転車がそろそろ見えはじめ、さらに、二十九年ごろからはバイクとしての完成車も姿を見せ出した。しかし、これ  
らの車が本当に普及しはじめるのは、三十年代に入つてからである。

昭和三十四年から四十年にかけての村内に税を納める、バイク、軽自動車及び県税の対称となる小型自動車以上

の台数は第三表の通りである。

第三表 年度別軽自動車等台数

(各年度四月一日現在) 宮城村役場調

車種	年 度	種別	年度											
			三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	
普通乗用自動車	一	原付一種	(五まで) 〇〇cc	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇
バ ス	二	原付二種乙	(九まで) 〇〇cc	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
普通乗用自動車	三	原付二種甲	(九まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
バ ス	四	軽二輪車	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
普通乗用自動車	五	軽三輪車	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
バ ス	六	軽四輪車(乗用)	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
普通乗用自動車	七	軽四輪車(貨物)	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
バ ス	八	自動二輪車	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
普通乗用自動車	九	自動二輪車	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
バ ス	一〇	自動二輪車	(五まで) 〇〇cc	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九

第四表 年度別自動車台数(前橋財務事務所調べ)

この表でもわかるように、原付二種、原付一種等のバイク類が、三十六・七年頃から急激に普及はじめ、現在では全戸数のおよそ八八%がこれらの車を所有している。また、自動車においては、軽トラ

小型貨物自動車	二七二	三六六	四六八	四七三
小型乗用自動車	九八	二〇三	三六八	五一八
小型三輪自動車	一	一二	一二	一二
特殊用途自動車	一一	二	一	一

車がおよそ四六%と十年前には思いも及ばないほどの数となっている。一方自動車の普及に伴って、一方多かつた軽三輪車が次第に減少の傾向を示している。

このように、自動車・バイクの普及に伴い、幹線道路・鉄道路線から遠くはなれ、長い間不便をかこつてきた本村も少しずつその不便さから脱しつつある。またトラックの増加によって、農産物の搬出も比較的楽になり、その出荷先も多方面にわたるようになってきた。

### 第三節 通 信

#### 一 有 線 放 送

本村の有線放送が第一声を放ったのは、昭和三十三年四月のことであり、勢多郡内においては、北橘村に次いで設備され、その先進性を誇った。これが設立の経過は、次のようなものである。

昭和三十一年、本村は、国が農山村振興政策の一環として打ち出した「新農山村建設総合対策」の指定を受け、こ

々が昭和三十九年頃から増え出し、おくれて乗用車の普及が目立っている。これらの普及率は、軽自動車、小型自動車を合わせると、トラックが全戸数のおよそ五八%，乗用車、小型自動車を合わせると、トラックが全戸数のおよそ五八%，乗用車、

の実施にあたって「農山村振興実施計画」が立案された。この実施計画の中に、「農事放送」の設置計画がおり込まれた。その目的として、計画書の中では、「農事放送を新設して、技術導入、營農改善、災害予報、市況通報、公報伝達を高速度に実現化し、以つて生産の向上を図り、生活改善指導をなし、消費を節減し、名実共にはつらつたる新農村建設を期する。」とし、また、「村民の熱望により、この施設を実現してすべての面に活用し、明朗かつ文化村とする。」とうたっている。

しかし、新農村建設事業の一環として実施した場合、国の補助金を受けている関係上、その対象は農家だけに限られ、村内の連絡網としては適切でないこともあり、これが実施は、新農村計画からはずし、村独自の事業として推進していくことに計画が変更された。それとともに、「有線放送施設推進協議会」が結成され、推進委員として、村三役、村會議員、農業委員、農協役員、青年團正副團長、消防團正副團長、教育委員、各區長、小中學校長等各方面にわたくる人々があたり、全戸加入を目標にその啓蒙につとめた。時に昭和三十一年九月である。この時の「みやぎ情報」四十九号には、次のような啓蒙文をのせてある。

「有線とは、村の中央に送信機と電話の交換を設け、各家庭のスピーカー付送受話機が電線によって結ばれ、放送所よりの声をスピーカーを通して全戸に流すようになっています。

有線放送のはたらき

一、講演会講習会の有益な話は、中継放送をするほか、録音に収めて後で再放送することもできますから、家にい

て講演会が聞かれます。

二、火災や泥棒などの災害は、村中すぐ放送で知られます。

一、村中の人々に一斉放送ができる。

イ、役場・農協・各種団体などからの放送が家にいても、

田畠にいても聞かれます。村中一軒一軒歩く必要がなくなり、話が徹底します。

二、村中どこでも話ができます。

イ、役場・農協その他への問合せができる。

ロ、村中どこの家とも話ができるから、打合せに便利です。

六、非常の場合の報ができる。

七、泥棒など入ってもすぐ警察に知らせることができる。  
八、押充等も寄りつかない。  
九、急病人や大けが等の時、医者にすぐ知せることができる。

十、一命が助かった場合も多い。  
十一、右のほか、ラジオ聴取、無電灯家のラジオ聴取等種々便利な点があります。

このような積極的な推進運動がはじめられてから一年、昭和三十二年十一月一日に、東芝商事会社との間に工事契約が結ばれ、いよいよ着工の運びとなつた。

#### 第一期工事の概要は、

工事費	五五五万円
電柱代	約一三〇万円
工事雜費	一五万円
合計	七〇〇万円

費用負担区分は	
加入者	一八〇万円
村負担	二六〇万円
農協借入	二六〇万円

となつてゐる。なお、工事は役場の土木課を中心となつて推進していった。

村民期待のうちに工事は着々とすすめられ、三十三年四月には完成、三十三年八月十一日には、「社團法人・宮城村有線放送協会」として創立祝会がもたれ、正式に発足した。発足当時の加入戸数は八九六戸。事務局並びに放送・交換の施設は、農業協同組合事務所の二階におかれた。

初代協会長には、当時村長であった田島清一郎が就任し、副会長には、中村惣一郎、前原聲根が、常務理事に中村定寿がそれぞれその任にあつた。以後、現在にいたるまで、協会長には、在職の村長が就任している。

(中略)

どうぞ皆さん。この画期的な文化事業に御賛成を戴き、明るい宮城村の発展のため絶大なる御協力を御願いするものです。

尚一般区域の個人負担額は、武千五百円を予定しています。



また、発足以来有線放送が村内に果した役割は大きい、村民の期待どおり、村内の様々な情報を流し、連絡面でも迅速さを増し、学校教育や社会教育でもこれが活用をはかつて効果を上げ、農村の文化向上の上に大きな足跡を残した。また、発足当時から数年間は、村の娯楽面においても大きな存在であった。昭和三十三年といえば、テレビが街道に姿を見せはじめてから間もなくであり、村内には数えるほどしか入っていなかった頃であり、人々の大部分がラジオに聞き入っていた。それ故に、有線放送のスピーカーから流れる相撲や野球の実況中継、歌その他のラジオ放送は、一日の仕事をおり、一家で囲む夕げの食卓に、さらに興をそえた。特に、未だ電線がひかれず、無電灯で過していた家もあり、これらの家では、一層娯楽的色彩が強かった。それだけに、有線放送を通して流された村内の様々な情報もよく浸透し、役場より出していた広報紙「みやぎ情報」も、情報手段を有線放送にたくし、一時休刊した。しかし、テレビの普及とともに、有線放送を通じてのラジオ放送、さらには、諸情報の聴取率も落ち、現在では、村内における通話連絡に主体がおかれて、他に、朝、晩二回の諸機関からの連絡、市場の値動き等の放送がなされている。

## 二 電 話

本村役場内に電話が架設されたのは、昭和四年十二月のことであり、これが本村最初の電話であろう。昭和三十年

頃の本村の電話加入の状況は、役場・農協・学校・赤城農場・郵便局といった公的機関の他に、個人として加入していたのは、鼻毛石の商店数軒に限られ、十本内外といつた貧弱さであった。公衆電話も、苗ヶ島の大島商店に入つて以来、馬場・市之瀬・柏倉・三夜沢といった所に入つたが、これでも、鼻毛石を除いては各大字一本の電話であり、村外への連絡は公衆電話を利用するにしても、電話による村外から個人宅への連絡、村内同志の連絡はほとんど不可能に近く、交通機関もまたさほど発達していなかった状態で、急を要する連絡には不便をきわめていた。

一方、三十年代に入ってから、村の農業生産も多角化の傾向を示し、それとともに、市場も拡大されてきた。このような情勢のもとで、村内外へのすみやかな連絡の必要性は絶対的となり、電話の増設を望む声は、次第に高まってきた。

昭和三十三年に入つて、有線放送の設置により村内連絡の不便さは解消されたが、村外への連絡は依然不備であり、これが解消のために関係機関への電話増設の陳情運動もおこなわれた。このような折、電信電話公社で新たにはじめた地域団体加入電話組合の存在を知り、大量加入にも適しているため、これが設置の運動が、役場建設課を中心にして展開され、昭和三十四年、全国で三番目の組合として設置が認められた。三十四年八月一日に、「宮城村地域団体加入電話組合」が六十四戸の加入をもって発足し、開通した。初代組合長は長岡鉄寿、二代組合長は下田勇一郎である。

この方式は、一本の回線に五・六戸の共同電話で多少の不便さはあったが、加入にあたっては、電話債券の購入は不要であり、工事費の負担も一戸当たり一万五千円程度と割安であつて、一度に多くの家の電話加入には最も適した方法であった。

また、地域団体加入方式であるため、役場の二階に交換台が設置され、代表番号、大胡局の一八一番として、すべ

て、この交換台を中継して接続された。たとえば、村から市外通話をする場合は、まず、村の交換台を呼び、ここから大胡局の交換台に接続され、さらに、大胡局から目的の所に接続された。市外からの通話はこの逆の順で接続された。このため、村の交換台から大胡局への回線も少なく、市外通話の場合には、即時接続はできず、二十分内外の待ち時間があったが、架設以前に比較すれば、その便利さは雲泥の差であり、加入希望者も増加して、一二四戸となつた。その後も、加入希望者は増えたが、電話の回線はふえず、一回線の共同使用が八九戸とふえ、すみやかな連絡に支障を来たしてくる一方、交換手の手当や諸費用は、加入者からの組合費をもってあてていたが、これが收支も赤字の傾向を示し、団体加入方式の限界の様相を示してきた。

このような状態になってきた折、電信電話公社が電話増設の新しい方法として、農村集団自動電話方式を打ち出した。団体加入方式の限界にきていた本村は、この方式に関心を示し、これが認可の陳情をし、昭和四十年になって、県下初の農村集団自動電話の設置が認められ。同年八月一日より、新しい方法による通話が開始された。この方法の採用によって、電話器はダイヤル式となり、村内に自動接続装置が設置され、村の交換台は不要となつた。村内通話は即時通話ができ、市外通話の場合も、大胡局の交換台へつながることになり時間も短縮された。さらに、昭和四十四年十一月には、大胡局の自動化に伴つて、市外通話もダイヤルによって即時通話ができるようになり、その便利さを増している。架設費用も、普通の場合に比較して割安であるが、集団加入方式であるため、一回線五六戸の共同使用という点は以前と同じである。

この方式への切り換えによつて、加入戸数は、二六八戸と一挙に増加したが、その後も加入希望者はふえる一方であり、設備の拡大を望む声が高まるとともに、そのための運動も展開された。その結果、設備拡張も認められ、四年八月一日からは、村内三ヶ所に無人交換台が設置されさらに拡大された規模で新たに開通した。この時点で新た

に加入した家は、約八九〇余戸であり、既設の分と合わせて、実に一六六戸の加入が実現した。さらに一般加入電話は六〇戸あり合計一二二六の加入数である。本村の戸数がおよそ一五〇〇戸であるから、八〇%強の加入率となり、全国平均をかなり上回る。

十年前に十本内外の電話数で、不便をきわめていた本村が、三十年代から四十年代にかけて、通信網の上でも、飛躍的進歩発展を遂げたことは注目に値することである。これが、これからの本村の産業、経済発展の上にさらに寄与していくことであろう。

### 三 郵便局の開設

明治六年七月一日に大胡町に郵便局が開設された。宮城村はここを利用して郵便業務を行つた。大胡の局長は田村栄治郎（南勢多都宮閑村大字大胡町八十八番地）であった。局長はその後、鶴舎長平からまた田村栄治郎になり、後に小暮氏がついた。

昭和に入つても、村には郵便・貯金等の取扱所はなく、村の人々も、対外的な連絡事項や恩給年金の受領等も増すにつれ不便さが増す一方であった。これらの事から、昭和十年前後より、郵便局の設置を望む声も高まり、郵政省へ積極的に働きかけた。

その結果、郵便局設置基準にも達していることとて、昭和十一年十二月六日、「宮城郵便取扱所」が設置された。当初は局ではなく、取扱所であったが、これが、現在の郵便局の前身であり、村の中心である鼻毛石の現在の場所で業務を開始した。発足当時は、郵便物の集配事務及び電報等は扱わず、郵便物の受付、貯金・為替の受払い事務に限られた。

昭和十五年十二月一日に至つて、宮城郵便局無集配三等局に昇格、それとともに、取扱い事務も、恩給年金、簡易保険・郵便年金の受払事務も追加された。その後、名称は、宮城郵便局無集配特定局となり、現在にいたつてゐる。なお、現在は、免足当初と同様、郵便物の集配はおこなわざ、これは大胡郵便局で受けもつてゐるが、電報の受付事務はおこなつてゐる。

郵便取扱所当時は、所長一人ですべての事務を取扱い、小池平衛がこれに当つた。昭和十五年五月一日からは、局長の他に事務員が一名増加され、昭和十八年に一名、二十年に一名がそれぞれ追加され、局長の他に三名の事務員がおかれたが、その後一名減となり現在にいたつてゐる。なお、初代局長は小池平衛、二代局長は昭和三十一年八月より下境佑助が就任し現在まで続いてゐる。また、昭和三十一年六月から八月までは局長が不在となり、代理局長として、柏川郵便局長が兼務した時期があつた。

局の実績の変化を、郵便貯金の預金額でたどつてみると次のようになる。

年 度	預金額(単位万円)	年 度	預金額(単位万円)	年 度	預金額(単位万円)
昭和二八	五〇	昭和三四	一、五〇〇	昭和四〇	一〇〇〇〇
二九	三〇〇	三五	一、八〇〇	四一	二三〇〇〇
三〇	四〇〇	三六	二、五〇〇	四二	一五〇〇〇
三一	六三〇	三七	四、〇〇〇	四三	一七〇〇〇
三二	七八〇	三八	五、〇〇〇	四四	二〇〇〇〇
三三	一、〇〇〇				
三九	七〇〇〇				

預金の種類では、定期預金がおよそ八割を占めている。三十三・四年を境とし、それ以後の増え方は、それ以前の増え方に比較して、年々急速な伸びを示しているが、ここにも社会情勢の変化の様子と、農業経営の変化（多角化、収益化）の一端があらわれているといえよう。

#### 四 テレビ・ラジオ

本村は、山村のこととて、戦前、戦後を通じてラジオが娯楽・教養・ニュースの聴取等の面において果してきた役割は大きい。

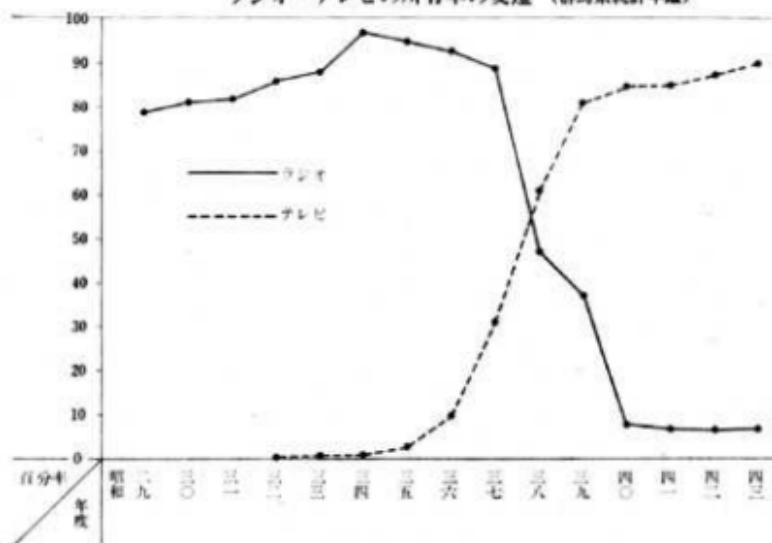
本村のラジオの台数については、戦前から終戦直後にかけての資料がなく、不明であるが、昭和二十九年以降の様子は、次の図のような変化を示している。

この図で示す台数は、NHKとの契約台数であり、現在のトランジスター・ラジオ等の台数は含まれていないものと考えられるが、ラジオと生活との関係の傾向は見ることができよう。昭和二十九年から三十四年にかけては増加をつけ、三十四年に頂点に達している。

この頃は、人々の娯楽・教養の中心は、ラジオであり、これが利用の最も盛んな時であった。しかし、三十六年から三十七年にかけて急減し、最近では、家庭訪問の中にラジオの占める地位は低下し、トランジスター・ラジオの利用法へと変りつつある。

一方、テレビは、ラジオの利用低下に反比例して増加し、三十七年から三十九年にかけて急増し、以後漸増の傾向を示す。今ではほとんどの家庭に入っている状態である。テレビが本村に入りはじめた三十二年から三十五年頃にかけては、テレビの入っている家に近所の人々が見に出かけ、多い時には二十名内外の人々が、テレビのある家の間に

ラジオ・テレビの所有率の変遷（群馬県統計年鑑）



集まり、一種の社交場の感を呈した。以後台数が増すにつれ、このような光景は見られなくなり、各家庭の茶の間でいろいろな映画・教養番組を見、月の表面ですら茶の間にいて目のあたりに見ることができるようになった。しかし、子どもの勉強とテレビとの関係、家族間の談合時間の減少等新たな問題も出てきている。昭和四十六年には群馬テレビも発足するという。この期待も大きいものがある。

## 第四章 健康のために

第一節 保健・福祉  
第二節 観光

## 第一節 保健・福祉

### 一 伝染病隔離病舎

伝染病の恐しさは今も昔も変りがない。村の保健行政はその予防衛生施設にはじまる。

宮城村に最初の隔離病舎が建築されたのは明治三十年で場所は、現在地の大字鼻毛石字吉里九百九番地であった。

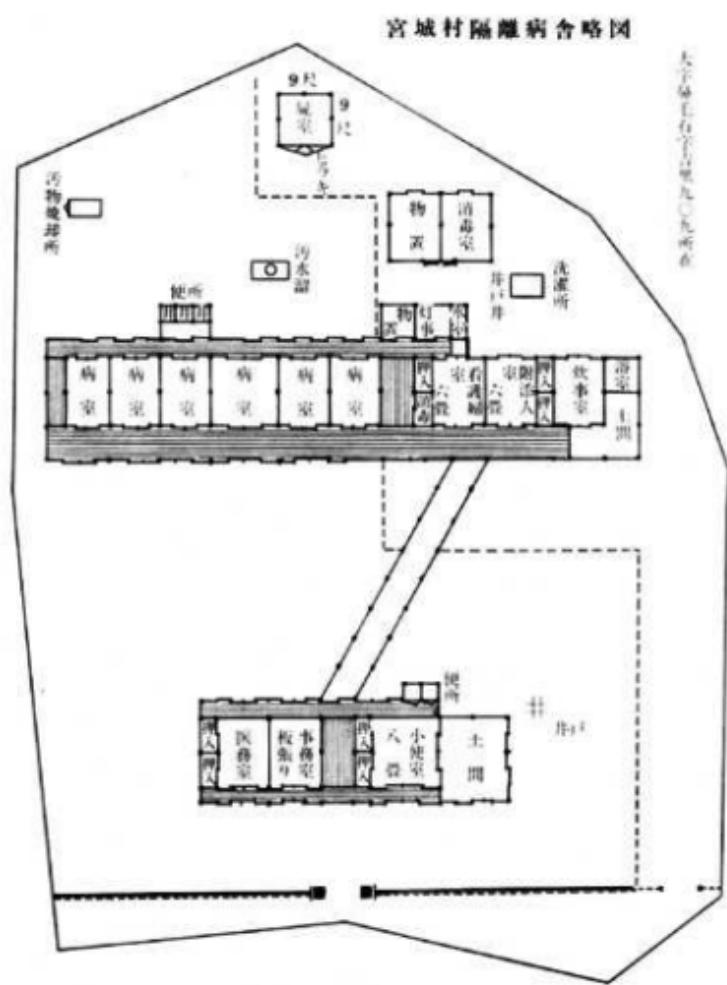
昭和十三年四月十八日、当病舎は「腐朽甚シク諸所雨漏及壁落等アリ加之頗ル狭隘不便ヲ告ゲ患者取容上困難多ク今回局部的修繕ヲ加フルヨリハ寧ロ此ノ際改築ヲ為スノ得策ナルヲ感ズ……」として改築竣工し、今日に至っている。

当時の隔離病舎改築の概況は左の通りである。

位置	大字鼻毛石字吉里九百九番地
敷地	老反八畝拾五歩
建物	木造瓦葺平家建 梁間三間 桁行十七間半
付屋	老棟 建坪五十二坪五合
付屋	瓦葺廊下便所炊事室水室物置
建坪	九坪七合五勺

名	室	坪	數	個数
病室		一九	一	九
附添人室		四	一	四
看護婦室		四	一	四
炊事室		三	一	三
浴室		一	一	一
上下間		一	一	一
下		一	一	一
物	便水	一	一	一
便	水	一	一	一
事者		五	一	五
置	所	五	一	五
室	室	五	一	五
要	下	五	一	五
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
○	○	一	一	一
○	○	一	一	一
○	○	一	一	一
○	○	一	一	一
一	一	一	一	一
三	一	一	一	一
一	一	一	一	一



2 木造瓦葺平家建 梁間七間 柱行三間 老棟

建坪 二十一坪

付屋 瓦葺玄関 建坪 五合  
付屋 瓦葺小便台所 建坪 五坪  
付屋 瓦葺便所 建坪 五合

給水施設

井戸二ヶ所新設シボンブリ取付ケ別ニ給水施設ヲ施セ  
ズ井水ヲ運搬シテ需給スルモノトス

電燈

医务室・小便室・附添人室・看護婦室内吹事室・各病室等ニ各一ヶ宛計十二ヶ取付ソナス

汚水溜

コンクリート製ニテ一ヶ所

熱汽消毒器

一基新調

寝台

拾個新調

寝台用簾浦團

寝台十同數新調

医務室・事務室・病室用新調

卓子・椅子

其他器具

医务室・事務室・病室・附添人室・看護婦室用等必要  
ニ応シ設備スルモノトス

改築費

1 建物建築費 金五千八百六十四円五十二銭

2 設備費 金百〇八円七〇銭

3 工事監督費 金二十四円

設備

1 汚物焼却所

煉瓦造リニテ一基

費金八十四円八十二錢

31

金六千〇八十二円〇五銭

当町における法定伝染病の発生状況の推移をみると次の通りである。

昭和二十七年八月、散発的ながら荒砥川流域に赤痢が発生（二十四名）したが管轄保健所、及び村の医療機関が合  
同し防疫に努めた結果蔓延することを食止めた。

## 伝染病予防委員

氏名	就任年月日	退職年月日	備考	氏名	就任年月日	退職年月日	備考
上野 富太	明治四・六・三	明治三・九・元		北爪 茂平	大正二・三・七	大正二・三・七	
北爪 初太郎	明治四・六・三	明治三・九・元		高橋利平治	大正二・三・七	大正二・三・七	
田村喜三郎	明治四・六・三	明治三・九・元		六本木春吉	大正二・三・七	大正二・三・七	
深沢伊三郎	明治四・六・三	明治三・九・元		小堀 善造	大正二・三・七	大正二・三・七	
星野 三郎	明治四・六・三	明治三・九・元		正田 啓吉	大正二・三・七	大正二・三・七	
高井 丑郎	明治四・六・三	明治三・九・元		北爪 一郎	大正二・三・七	大正二・三・七	
北爪 一郎	大正二・三・七	大正二・三・七		石橋喜多次	大正二・三・七	大正二・三・七	
大崎与吉治	大正二・三・七	大正二・三・七		石橋国次郎	大正二・三・七	大正二・三・七	
大崎佐四郎	大正二・三・七	大正二・三・七		阿久沢伊三郎	昭和二〇・三・二	昭和二・三・七	
青木 広作	大正二・三・七	大正二・三・七		阿久沢助次郎	昭和二・三・二	昭和二・三・一	
井上 文三郎	大正二・三・七	大正二・三・七		井上正作	昭和二・三・一	昭和二・三・一	
北爪 勝寿	大正二・三・七	大正二・三・七		北爪	死亡	死亡	

吉田 岩吉郎  
小堀 寅雄  
北爪 喜惣治  
井上 伊勢吉

町田 梅次郎  
深沢 惣三郎  
青木 忠一郎

松村 寛三郎  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四

田村 滉雄  
小池 金作  
北爪 信雄  
井上 安次郎

萩原 茂七  
井上 玉男  
青木 正太郎

昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四

昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四

昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四  
昭和二・三・四

## 二 国民健康保険

国民健康保険法が成立施行されたのは昭和十三年七月一日である。宮城村では四年後の昭和十七年八月二十日産業組合（保証責任宮城村信晴利組合国保事業認可）の代行として事業を開始し、初代組合長には阿久沢武雄氏が就任した。しかし、太平洋戦時下にはじまったこの事業は、組合がいよいよ本格的な活動に移るべき頃から戦禍が内地周辺におよび非常な苦境にたたされた。さらに昭和二

年 度	医療費総額	決算残額
昭和二四年度	三、八七八、〇〇〇円	△ 一三〇、七九一
二五年度	四、一〇八、〇〇〇	△ 五八〇、〇〇〇
二六年度	五、〇五六、〇〇〇	△ 五一、〇〇〇
二七年度	四、九二五、八二二	五二〇、〇〇〇
二八年度	七、一一五、二二〇	一、六四〇、一〇〇

十年八月終戦を迎えると、敗戦に伴なう社会の混乱を反映して医療費の高騰が保険経済を圧迫し、ついに昭和二十一年三月給付を一時休止せざるを得なかつた。

そして、昭和二十三年六月二十五日、法第五十

四条の規定による代行許可組合（宮城村農業協同組合）として、ようやく事業を継続再開するに至った。更に、昭和二十六年四月一日には法改正の趣旨（昭和二十三年七月一日国保法一部改正、昭和二十六年三月三十一日地方税法の改正—国保税の創設）に従い経営主体も宮城村（公営）に移管され、同時に宮城村国民健康保険診療所を開設した。

再開当初、医療機関の整備によって国保利用者が増加したことは良としなければならないが、相変わらずの医療費の高騰はたちまち保険経済を赤字に追い込んだ。

休止を憂慮した村当局は国保運営委員会と數度にわたり協議し、その原因探求に本腰を入れた。その結果

- ① 病類別医療費を検討した結果に基づき寄生虫駆除対策を強力に推進する。
  - ② 保険税の賦課徴収を強化する。
  - ③ 医療機関の利用状況を検討し、直診の利用を推進するとともに、予防衛生に重点をおく。
- などの方針を決定し、直診医師保健婦などを中心に国民健康保険の本旨である予防に力を尽した。特に寄生虫駆除については、厚生省式改良便所の普及につとめ高く評価される所となり、国保経済もそれにつれて好転するに至った。

#### 宮城村国民健康保険概要（昭和二十八年度）

##### (1) 一般概況

- (1) 人口九、一〇八人 世帯数一、四一六戸 部落数七
- (2) 被保険者八、三五〇人 加入率八八・四%
- (3) 職業別戸数 農一、一六四戸 商四戸 工二三戸

##### (1) その他一八四戸

- (1) 耕地 水田三三八町 畑九一七町 山林二、六九三町
- その他 九四五町

##### (5) 医療關係者数 開業医一名 直診医師二名

- 助産婦四名 保健婦二名 管理教諭一名

- その他 共済組合連合会所属医師一名

(1) 経営主体 宮城村	(2) 職員数 書記四名(男二名、女二名)	(3) 予算状況 事業勘定予算 六、五三一、〇〇〇円 直診予算 三、一五二、〇〇〇円 保険給付費 三、三七一、〇〇〇円 保険税 一世帯平均 三、一二〇円 被保険者一人当 四五〇円	(4) 利用状況 一日平均外来件数三十六件 一日平均往診件数四件 医療機械器具その他の整備状況 全診療に対する割合四〇% 三〇〇ミリX線発生装置(間接撮影装置を含む)	(5) 医師二名 看護婦二名 その他の職員二名 六病床有
(6) 受診率 一般会計収入金 八〇〇、〇〇〇円 被保険者一人当 九六円	(7) 収納率 本年分一三・三% 年間推定一六四% 二七八年度八五・三%	(8) 二八年推定七八・〇%	(9) 保険給付の状況 助産給付三〇〇円 哺育手当金三〇〇円 葬祭費五〇〇円 齢料:制限せず 給付制限その他:制限なし 人院給食:完全看護完全給食を認む 看護移送:移送については事前承認	(10) 村内開業医との関係 一名内科 手術室設備・電気冷蔵庫 往診用自動二輪車 二輛
(11) 保険施設について 人員八名 每月一回と二回開催 定例日を一〇日	(12) 予算 一般施設費 四〇三、〇〇〇円 寄生虫駆除費 五五五、〇〇〇円 改良便所設置費 二〇〇、〇〇〇円 その他 一〇〇、〇〇〇円	(13) 国民健康保険運営委員会開催の状況 国民健康保険運営委員会 国民健康保険指導医委嘱	(14) 直営診療所その他国保事業の運営について 直営診療所の支払状況 事業開始以来なし 規模 昭和廿六年四月一日開設 丙型	(15) 診療科目 内科・外科・小児科・産婦人科 保健婦活動に関する事項 家庭訪問の実施状況

訪問計画：各月の始めに大体の計画を樹てる

(1) 世帯数 一、五二二

訪問の内訳 1乳幼児：乳児検診後の虚弱児・離乳

(2) 被保険者 六、三四五人（加入率八〇・九七%）

期の栄養指導

(3) 保険料収納状況（昭和四十二年度）

調定額 一四、七〇一、〇六〇円

収入額 一四、七〇一、〇六〇円

収納率 一〇〇%

(4) 任意給付 助産費二、〇〇〇円 病院費二、〇〇〇円

(5) その他

1 昭和三十二年国保振興大会において功労者（中村定寿）

優良職員（松村房江） 優良保健婦（前原鶴）として知

事表彰

2 昭和三十三年、昭和四十三年の二回支払業務協力保険

者として県国保連合会理事長より表彰

3 昭和四十三年、国保運営協力団体（納稅貯蓄組合）と

して知事表彰

(3) 諸記録について 訪問記録：保健所の指導を仰ぐ

月報・日誌：月報は毎月保健所へ提

出

諸統計：部落会などに活用される

(3) 助産について 介助はしていない。

最近における国保の運営状況（昭和四十三年十月一日現在

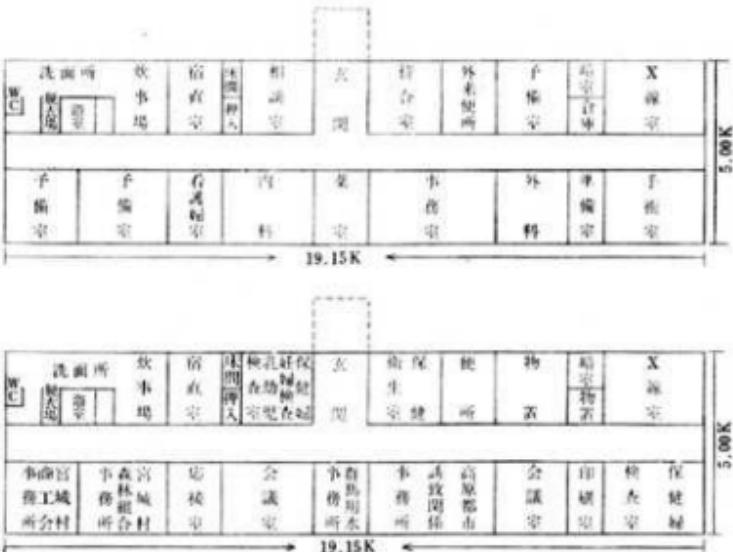
(+) 人 口 七、八三八人

### 三 国民健康保険診療所

明治のころ斎藤多須久、佐々木龍音など漢方を施すものはあったが宮城村は長い間無医村の時代が続いた。交通機関もなく富山の薬と大胡町の開業医を利用する以外に方法のなかつた村民にとって、医療機関の設置は切実であった。太平洋戦争もいよいよ苛烈さを加えた昭和十九年二月、時の村長（阿久沢武雄）は村民の要望に応えて前橋厚生病院

### 宮城村診療所平面図

### 現在の新診療棟 96,25坪



### 廃止後の新診療棟使用計画

(現在の群馬中央病院)に折衝し、農業会の二階を一部改造し医師一名看護婦一名の派遣による宮城村出張所を開設した。これが宮城村最初の医療機関であった。

## 宮城村の開業医

医師名	診療科目	開業場所	開業年月日
上井武雄	内科	苗ヶ島	昭三・六・二・元・二・三
佐藤數可也	内・皮・泌・性 内・レントゲン	内	昭元・四・一・毛・二・四
岩瀬辰夫	内・小児・レントゲン	鼻毛石	昭三・三・一・四・二
吉邊山俊夫	内・小児・レントゲン	鼻毛石	昭三・二・一・四・九
田龟秀夫		鼻毛石	昭三・九・一・四・九

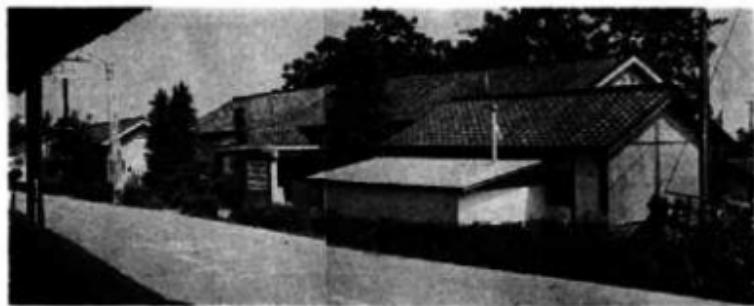
## 施設の設置主体変更と経営の経過

年月日	設置主体名	摘要	要
昭二二・一一・一〇	宮城村農業会	診療所開設	
昭二三・七・一四	宮城村農業協同組合	経営主体名変更	
昭二六・四・一	宮城村	国保の公営移行に伴い村移管	
昭三八・九・三〇	宮城村	直診閉鎖	

そして、昭和二十二年十一月には直診補助建築費一二八、三〇〇円、総計三〇四、五〇〇円を受け診療棟を新築、昭和二十三年六月には、さらに通診補助建築費二五〇、〇〇〇円、総計三六五、六〇〇円を受け病棟を新築し、国保代行法人農協直営診療所として出発するに至った。

診療所醫師一覽

		宮城村国保被保険者の医療機関別利用状況(三八・一月と四月分)														
合 計	その 他の (病院)	医療機関別		入院件数		外来件数		入院件数		外来件数		入院件数		外来件数		
		甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	医	療	科	目	
一四八		三	五五	一〇	五一	二四	二	一、	八三	四	一、	三五	二九	内外科	内外科	
四、 二五三		六	四〇〇	二五	一〇九	四七八	三〇	一、	七〇六	三〇	一、	二二	二七	内外科	内外科	
一〇〇 〇		二	三七	六	一六	六七	一六	一、	三五	一、	三五	二九	二九	内外科	内外科	
一〇〇 〇		一	一九〇	二	一一〇	一九〇	四〇	一、	九〇六	一、	九〇六	一、	一九〇	二八	内外科	内外科
一〇〇 〇		七	七四〇	五八	五六	二四一	七〇	一、	一〇六	一、	一〇六	一、	一〇六	二八	内外科	内外科
一〇〇 〇		四	六七	五	一二〇	一二〇	一〇〇	一、	〇九八	一、	〇九八	一、	〇九八	二七	内外科	内外科
一〇〇 〇		四	〇二	一五三	三三	一二〇	一二〇	一、	〇九一	一、	〇九一	一、	〇九一	二七	内外科	内外科
一〇〇 〇		一	一五〇	一〇	八二	二九	二九	一、	五五	二	一五	一五	一五	二七	内外科	内外科



宮城村診療所

昭和二十六年四月には、県の町村モデル診療所として、さらに直診補助建築費五〇三、〇〇〇円、総計七五七、〇〇〇円を受け近代的な新診療棟の完成をみました。経営主体も宮城村に移管され、宮城村国民健康保険診療所となつた。当時は医師が一名なので、外科は群大附属病院、前橋中央病院等より交代に出張診療を行なつていて。

昭和二十八年ころより診療、経営ともに順調になつてきたが一方、交通事情の急速な発達、電話、有線放送の普及などにより、村民に微妙な変化が生れてきた。つまり大胡、前橋などの開業医、総合病院の利用者が増加し、直診の利用者は次第に低下するに至つた。

村当局は、昭和三十六年、農協敷地内の病棟移転を機会に、当時の村財政、国保財政からすれば異例の移転改築費をかけ、医師、看護婦、職員の増置も行ない経営改善のために努力を払つたが、時流に抗しきれず改善の方途をとざされてしまつた。

昭和三十六年度、二四五、〇〇〇円、昭和三十七年度一、九一三、〇〇〇円の赤字を生ずるにおいび国保運営協議会は、もちろん村議会でも問題とするところになり、次のような結論を得て昭和三十八年九月三十日廃止に至つた。

国保診療所の使命がほぼ達成された現在になって現直診医師が地元で開業するので地区の医療の確保は充分なされるた

め、廃止されても格別の支障はなく村議会、住民も特に異議を說いていない。

國保運營協議大會  
三八年六月一〇日  
閉鎖に賛成  
村瀬会全員協議会  
三八年六月一七日

村議會三八年七月一三日閉鎖議決

廃止する施設の廃止後における処分方法

診療所施設の状況及び処分方法

国保関係者、有識者とも協議の結果別紙「施設の現状に関する調査」のとおり

- (1) 病棟を開業医に無償貸与し  
(2) 診療棟を保健衛生相談室、検診、検便室に転用し、一部  
を団体事務所として無償貸与し  
(3) 医師住宅は管理人を兼ね職員住宅に転用無償貸与し  
旧診療棟は現在保健衛生相談室であるが、これを機会に三  
ヶ村鶴岡駅医師住宅に転用無償貸与するものである。

#### 四 保健文化賞に輝く改良便所

昭和二十六年、二十七年と宮城村では国保診療所および前橋保健所との協同により、全村民を対象に検便を実施した。そして寄生虫耶保有率について第一表のような結果がでた。そのため村当局は、村民の健康におよぼす影響の大きいことを考慮し、「宮城村寄生虫予防施設補助金交付規程」を設け環境衛生施設の改善として、昭和二十八年より厚生省式改良便所の設置普及に着手した。

年度	検査人員	陽性者	保有率
昭二六	五〇九	四三五	八五・〇%
昭二七	六、五五二	四、四九六	六八・六%

宮城村国民健康保険寄生虫予防施設設置補助金交付規程  
第一条（目的）この規程は伝染病の予防と寄生虫病感染予防並自給肥料の増産を目的としてこれが設置者に対して補助金を交付する。

第二条（設置主体）この施設の設置主体となるものは宮城村特別会計国民健康保険とす。

第三条（設置基準）この規程による予防施設は別に定める設計書及設計図面によらなければならない。

第四条（補助基準）補助金は前条の予防施設の設置費に対し左の範囲で交付する。

##### の写

##### 2 事業計画書

第六条（着工及竣工届）第一条の施設の設置申込をした者が工事に着手したときは速かに村長に届出をしなければならない。

1 厚生省式三槽便所を基に対し 三、〇〇〇円以内

ならない。

2 前項の設置者が工事の竣工をしたときは完成後の

写真を添えて速かに村長に届出なければならない。

第七条（補助金の請求）工事が終了したときは設置者は補助金の交付請求書に工事の清算書を添えて村長に請ます

ること。

第八条（補助金の交付）村長は設置者から前条の補助金の交付請求を受けたときは工事を検査して交付する。

#### 附 則

この規程は昭和二十六年四月一日より施行する。

当時、日本人は十人に六人までが寄生虫卵保有者といわれ、ことに農村では下肥を使つことが多い、年中土いじりをしている関係から、その保有率が非常に高かつた。だから農村から、寄生虫を追放することは保健衛生上きわめて重要なことなのである。

大阪府の見山村や滋賀県の朽木村では戦前から、栃木県那須親園村では昭和十六年から、このことに注目し寄生虫対策として改良便所の普及につとめ大きな成果をあげていた。

宮城村は、昭和二十八年六月県からも寄生虫子防施設のモデル村に指定された。県の基本方針は野瀬の設置（群馬県寄生虫子防施設

補助金交付規程(昭和二十八年八月十八日)であったが、宮城村では先進村に学び、十カ年計画で全戸に厚生省式改良便所を普及することを村議会で議決したのである。

村当局は、親園村から村医の高橋安雄氏を招き村民の啓蒙につとめたり、村の保健衛生活動の組織をつくった。それは実際の事業活動の母体を部落の全戸を構成員とする部落衛生組合におき、その衛生組合長を中心として改良便所建設委員会を組織するというものであった。



改良前の便所（石橋保氏撮影）



改良後の便所（左）内部・（右）外観



改良便所建設委員会は、建設委員長を中心にして事業計画を樹て、厚生衛生課の指導のもとに全戸完全な共同作業をもつて建設工事をすすめたのである。資金の融資や資材の購入については農業協同組合の協力を仰いだ。最初（昭和二十八年度）は第一期工事として、馬場部落九十九戸をモデル地区に指定し一基

(工事費一萬二千円)について県から千円、村から三千円の補助を計上、三月末には駐在所、公民館なども含め全戸に百六基を完成した。二十九年度は第一期工事として市之関部落を指定し百十二基を完成したのである。

この運動に刺激され指定期外の部落でも進んで改良便所にする家が続出し、二十九年度末には予定の二倍をこえた。

部落内の貧困家庭には村が全面的に補助をして完成させている。

こうして宮城村の改良便所事業の実績が表彰を受けたり、新聞やラジオなどで全国に紹介されると遠く高知県、三重県をはじめ県外、県内の各地から視察や照会が絶間なく続いた。

#### 宮城村における年度別字別改良便所設置状況

年度	字別	年			年
		昭和二八年	二九年	三〇年	
世 % 带 計	鼻毛石	一四	一〇〇	一〇〇	一四
五 六 · 八 四	柏	一〇二	一七	三四	一〇二
五 六 · 八 四	倉	一四一	四一	四一	一四一
六 三 · 七 五	市之関	一一二	一一二	一一二	一一二
七 七 · 一 八	三夜沢	一五	一五	一五	一五
五〇 · 〇 四	苗ヶ島	九〇	九五	九四	九〇
七 三 · 四 〇	馬 場	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
一〇七 · 六 一	大前田	二四	二四	二四	二四
六 二 · 八 五	計	一三	一三	一三	一三
六 七 · 八 九		一七六	一九二	二三一	一七六
		一九七	一九七	一九七	一九七
		一八四	一八四	一八四	一八四
		一六六	一六六	一六六	一六六
		一四三	一四三	一四三	一四三
		一一一	一一一	一一一	一一一
		一、四九二	一、四九二	一、四九二	一、四九二
		一、八九	一、八九	一、八九	一、八九

## 生活改善模範の村

### 全村に便所改良運動

第一期分の完成式

- 二九・一一・三 群馬県新生活運動協議会より「生活環境と保健衛生改善」として表彰  
 三〇・五・三 群馬県より「公衆衛生功労者（馬場部落）」として表彰

- 二九・三・六 每日新聞「宮城村の改良便所」  
 二九・一一・一〇 群馬県広報「寄生虫子防の根本対策」

策」

- 三〇・一・一 每日新聞「生活改善模範の村」

- 三〇・一・四 サン写真新聞「便所から明るい村造り」

- 三〇・五・三 每日新聞「公衆衛生功労者（馬場部落）」

- 三〇・一一・三〇 群馬県発行「農村」一二号「明るい

健康な村をめざして」

- 三一・四・一〇 N・H・Kラジオ「皆さんの健康」

増収一万五千余石



年月	内容
昭和11年1月	群馬県新生活運動協議会より「生活環境と保健衛生改善」として表彰
昭和11年5月	群馬県より「公衆衛生功労者（馬場部落）」として表彰
昭和11年3月	毎日新聞「宮城村の改良便所」
昭和11年11月	群馬県広報「寄生虫子防の根本対策」
昭和12年1月	毎日新聞「生活改善模範の村」
昭和12年1月	サン写真新聞「便所から明るい村造り」
昭和12年5月	毎日新聞「公衆衛生功労者（馬場部落）」
昭和12年11月	群馬県発行「農村」一二号「明るい健康な村をめざして」
昭和13年4月	N・H・Kラジオ「皆さんの健康」
昭和13年5月	増収一万五千余石

## 表彰状

群馬県第一郡富岡町

吉野村中太郎市長より頒給

の仕事の実績を認められ

て此處は改進後より多く成る

寄生虫等の発生率が著しく減少

と評議されられた

よってこれと表れます

昭和三十八年七月一日

厚生大臣 中山マサ



保健文化賞の盾

また、村当局は改良便所普及事業の一環として検便と駆虫を継続して実施した。馬場部落は前橋保健所が直接検査し、村全体は直診医師・保健婦・前橋保健所の積極的な指導で、衛生組合と男女青年団が協力し実施した。

改良便所普及の効果は見事に表われた。寄生虫卵保有率の減少はもとより蛔虫に基因するといわれる胃けいれん患者の皆無、消化器系伝染病の激減、各種の予防接種その他の検診の受検率の向上、清浄野菜の出荷など保健衛生上見過すことのできない好結果を生んだ。そして、昭和三十八年度の保健文化賞受賞に輝くに至った。

宮城村寄生虫那保有率

年 度	昭 和	檢 查 人 員	陽 性 者	保 有 率	投 票 人 員
二 七	二 八	六、五 五二四、四 九六	六八、六 三、九〇三	六九、〇 二、八一〇	六八、六 三、九〇三
二 九	三 〇	四、六四 九三、二〇八	六七、八 二、三六九	六七、八 二、三六九	六九、〇 二、八一〇
三 一	三 二	四、四七 七三、〇三五	六〇、六 二、二三一	六〇、六 二、二三一	六九、〇 二、八一〇
三 四	三 三	三、六五 一一、八四五	五〇、五 一、四五五	五〇、五 一、四五五	六九、〇 二、八一〇
一 、	二 、	一、二三八	一、一、四一	一、一、四一	一、一、四一
五 一 八	六 八 六	一、三三一	一、二四五	一、二四五	一、二四五
三 七 七	三 七 七	〇三一	九七二	九七二	九七二
二 四 八	二 四 八	三七七	三〇二	三〇二	三〇二

\* この部落は密集部落であり、昭和28年全戸設置を見たので、前橋保健所において直接検査した成績である。

委員長  
副委員長

大前井上後中六  
木崎原上井藤村木

り英卷武駒定小  
四三  
ん郎郎雄雄春松

柏 茵 马 大 柏

中後六本木  
村藤

定駒小  
事推松

国民健康保険運営委員会委員

# 前 ケ 前

田倉 倉島場 田倉

昭和二年九月五日

六  
四

中遠前田内佐中豊阿上桃中阿上桃内佐中吉中大前井上八  
 久 久  
 第一節 保健康・福祉  
 村藤原所山敷村島沢野沢村沢野沢山敷村田村崎原上井子  
 憲勝英春昭可定源俊丑 憲千丑 昭可定時憲り英港武  
 一四 之 之 一代之 一四三  
 郎彦郎海治也寿助夫助映郎吉助映治也寿雄郎ん郎郎雄勉

---

大苗 鼻苗大苗市苗柏大柏苗柏鼻苗大鼻大柏苗馬苗鼻  
 前ヶ毛ヶ前ヶ之ヶ 前ヶ毛ヶ前毛前ヶ毛  
 田島 石島田島関島倉田倉島倉石島田石田倉島場島石

---

昭和三六・	昭和三四・	昭和三六・	昭和三三・	昭和三二・	昭和三一・	昭和三一・
五・	五・五	二・二	五・	五・	三・二九	三・二九
一	一一	三五	一	六		

---

昭和三七・一〇・一二	昭和三八・五・三一	昭和三七・一七・三〇	昭和三八・四・三〇	昭和三二・三	昭和三三・一一・一五
------------	-----------	------------	-----------	--------	------------

---

医  
師

医  
師

小北北岩都石中中小樺遠佐深大阿中前内田佐豊阿上樺  
 久 久  
 沢爪爪澤丸原村村林沢山敷沢崎沢村原山所敷島沢野沢  
 陸雅福辰力弥定惣春俊可鎮与良定英昭春可源俊丑  
 一太 平太 四 之 之  
 男次二男男作寿郎郎映夫也彦治郎寿郎治海也助夫助映

苗鼻 市柏 大馬柏鼻 大胡市柏 大苗 苗市苗柏

ケ毛 之 ハ前 毛 大胡町大字大胡 之前ケ ケ之ケ

島石 関倉 田場倉石胡 倉関田島 島関島倉

昭和四三・一 一 七	昭和四三・一 五 五	昭和四四・ 五	昭和三八・ 五	昭和三五・ 二	昭和三六・ 二	昭和三七・ 二	昭和三八・ 四	昭和三六・ 五
------------------	------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

昭和四三・一 一 六	昭和四三・一 四 三〇	昭和四二・ 五 三一	昭和三八・ 四 三〇	昭和三七・ 四 三〇	昭和三七・ 二 二	昭和三七・ 二 二	昭和三八・ 四 三〇	昭和三七・ 一 一
------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	-----------------

医 師	医 師	医 師	医 師
--------	--------	--------	--------

結目 養	吉深北塙佐坂山内 横 タ	看	遠田 遠内岡高八	診
城崎 謙	田沢爪原本本崎山原	謙	山所藤山田橋子	療所
利敷 婦	とシはア八玉ア光ハ しゲなヤ重 ク	婦	俊春勝昭幹武	醫師
江子	子子江ノ子枝ノ枝ツ		夫海彦治雄男勉	

奥柏奥前 奥 柏

五

毛田毛

卷之三

石倉石 石倉

石

昭和二七・一〇・二〇	昭和三一・一六・一	昭和三四・一五・一	昭和三〇・二五・一	昭和二九・二二・一	昭和二八・三一・三	昭和二七・八一・一四	昭和二六・五一・一九	昭和二五・五八・一四
------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------

昭和三一・二・三〇  
昭和三〇・九・三〇  
昭和三四・一・三〇  
昭和三七・一・一〇  
昭和三八・八・三二  
昭和三八・二・三一

昭和二七  
昭和二八  
昭和三五  
昭和三七  
昭和三八  
八四一四二二三〇  
三一三一

保 健 婦  
前 原 訪  
富 田 いね子  
桜 井 キヨノ  
大 胡 町  
荒砥村二之宮  
前橋市下小出町  
昭和二六・四・一  
昭和二六・九・一二  
和和三九・九・一五

## 五 水道事業

人間の体重は四分の三までが水だといわれる。そして、その水の20%くらいが失われると生命に危険がおこるという。まさに水は人間にとて貴重なものだ。しかし、その水によって健康が冒されることもあるからその対策も重要である。

わが国において「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」目的で「水道法」の施行をみたのが昭和三十二年六月十五日であった。

宮城村の水道事業は、昭和三十六年十月竣工の湯之沢地区の小水道設置が最初でした。陳情書は「日増に入浴客も増加しておりますが給水の点に於いて非常に難儀を致しており衛生的見地よりしても宣しくないと保健所よりの指示もあり又湯之沢の特種の地形上過去に於いても五回もの火災にあり、その度に全焼の憂目を見ておりますので防火

宮城村の水道施設 四二・六

事業主体	竣工年月	計画給水人口	現在給水人口	実積年間有収水量
湯之沢	昭三六年六月	二二〇(人)	二〇〇(人)	推八、五七七(吨)
久夜沢	昭三六年一二月	一三〇	八〇	七、六六五
保沢	昭四二年六月	一三〇	一二六	八、二八〇

の点に於いても給水設備の必要を痛感致しております」と、その理由を述べている。

統いて昭和三十六年十二月、赤城神社を有し湯之沢温泉の第一閑門である三夜沢地区の簡易水道が竣工した。

さらに昭和四十二年六月、戦後の開拓部落である堀久保地区に簡易水道が完成した。

#### 小水道給水開始届

昭和三十五年十月十八日群馬県指令公四九五号で許可されて  
湯之沢小水道の給水を次により開始するから群馬県小水道条例第八条によりお届けします。

#### 記

一、給水を開始しようとする年月日 昭和三十六年六月十一日

一、給水をしようとする区域及び給水人口 湯之沢温泉一円

二、水質検査表（別添のとおり）

昭和三十六年六月十日

群馬県知事 神田 坤六殿

宮城村長 前原 錦根

一、開始年月日 昭和三十六年六月十一日

一、給水区域 湯之沢温泉一円

一、給水人口 二九〇人

一、水質検査の結果 飲料適

一、施設検査の結果 別紙のとおり

#### 施設検査書

一、水源及揚水の能力

水源 河水 淡水

揚水ポンプ消耗 自然落下式

軸馬力 なし

全揚程 一一三米

揚水量 每分〇・五八七立米

二、浄水及消毒能力

配水地 内法三・〇メートル×二・五〇メートル×二・二〇メートル

有效水深 二・〇メートル

貯水量 一・五立方米

消毒能力 ISO型点滴型滅菌機

三、耐力 永久

四、汚染並に漏水

水源の汚染防止に対し汚染の注意並に係員外の立入禁止記入の標示板を門扉に掲示す

浄水場の汚染排除施設並周囲のさく垣は完全にして係員外の立入禁止の標示板を門扉に掲示する

## 堀久保簡易水道組合規約

## 第一章

第一条 本組合は堀久保地区簡易水道組合と称する。

第二条 本組合の事務所は組合長の職にある者の所に置く。

## 第二章 目的及事業

第三条 堀久保地区に住居を有する宮城村村民であり衛生的な水の供給を受け合理的な生活をしようとするものである。

第四条 本組合は目的達成のため次の事業を行なう。

合理的な水の利用に関すること

水による台所の改善

その他必要事項

## 第三章 組合員

第五条 本組合員は堀久保地区の住民で趣旨に賛同する者をもって組織する。

第六条 組合員は次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

- 1 脱会を申出したとき
- 2 除名されたとき
- 3 資格を失った組合員は一切の権利を失い既納の料金、その他組合の資産等について何等請求することができない。

## 第六章 会議

第二条 役員会及総会とする。

第三条 役員会は組合長が必要と認めた時、または役員から請求のあつた時

## 第七章

組合長は組合員が組合費を納付しない場合、または本組合の趣旨に違反し若しくは本組合の名譽を著しく毀損した場合は組合員に迷惑を及ぼす行為をした場合は役員会の議決を得て除名することができる。

## 第四章 役員

第八条 本組合に次の役員を置く。

組合長 一名

副組合長 一名

書記 一名

会計 一名

第九条 役員は総会に於いて選出する。

組合長は組合を代表し組合を統理する。

副組合長は組合長を補佐し事故あるときはその職を代行する。

## 第五章 任期

第十条 役員の任期は一年とする。

2 溝欠により選任された場合は前任者の残任期間とする。

2 毎年年一回召集し組合長が議長となる。

3 会議は組合員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。

## 第七章 資産及会計

第三条 本組合の会計年度は毎年一月一日に始り十二月三十日で終る。

第四条 本組合の資産は料金及その他の収入によつて當てられる。

村当局は昭和三十六年すでに村全域にわたる水道事業計画を作成したが、具体的に活動が開始されたのは昭和四十一年度、村造り計画としてとりあげてからである。昭和四十二年五月これを全面的に取りあげた。まず、全村にアンケートを発して無記名で水道建設の可否を試問したところ、賛成者は三九%という状態であった。しかる後、保健所に依頼して村内二〇〇か所の水質検査を行つたところ、七四%は飲料不適という結果がでた。

水源のことについても、始め三夜沢の西側の湧水を使用すれば全村給水できるとのことであつたが、水利権のことでだめであった。大穴川の水を転換して群馬用水を代換として使用しようとしたが、これも不調に終つた。水道としては表流水を使用することが管理上よろしいとして、上記の



第一回 水道配管

本組合の資産は組合長が管理し資産のうち現金は会計が管理し確実な金融機関に預け入れるものとする。

第五条 每会計年度の決算において剰余金が生じたときは翌年度へ譲越し使用するものとする。

## 第八章 規約の変更及解散等

第六条 この規約の変更は総会において三分の二以上の同意を必要とする。

第七条 組合が解散したときの残余財産の処分は総会において三分の二以上の同意を必要とする。

水道設置世論調査結果表

水質検査結果

(四二・七・三一・九・四)

字別	戸数	調査提出数		希望数	希望率%
		希望数	希望率%		
柏	三五四戸	三一四	一一五	三六・六	五七・五
鼻	三八五戸	二六八	七二	二七・六	八五・四
毛	一五一戸	一二五	六〇	六〇・八	六八・五
石	二六八戸	一九二	六二	三二・三	七二・五
倉	一〇四戸	一六四	四四	四八・四	五〇・〇
市之関	二一八戸	七二	四四	四四・〇	九二・三
馬	一、四八二一、一五四	四四一	三九・〇	一、四八二一、一五四	大前田
苗ヶ島					計

仮設計をしたが、実現できなかった。

昭和四十三年六月十一日設計業者日進設計事務所を選定してボーリングに踏み切った。

四十三年四月人事異動をして、水道局長と建設課長に石橋保を兼任せしめた。

六月十三日水道設計料、金五百万円で日進設計と契約した。六月十五日水道ボーリング位置の決定をした。

これより先、前橋水道局長佐藤氏を訪い、水道設計の基礎知識の指導を受け、さらに同氏が課長を兼任して、ボーリングの地点、配水池の地点などの選定に助言を受けた。これがため水道に関する知識が高揚された。

水源地、つまりボーリングの位置の決定については通商産業省、建設省、営林局、農電研究所に出向し、各種資料の恵与を得て地質学気象的検討を加え、更に昭和二十二年九月十五日のキヤスリーン台風による降雨、洪水、山腹崩かい等の状況を詳かに調査した結果、赤城山頂に降った雨は地下水となり三ヶ月かかるて水源地に到達することがほぼ判明し、更に年間降雨量が一五〇〇乃至二〇〇〇ミリメートル以上になっている限り、選定したボーリング地点に

字別	種別	検査数		飲料適	飲料不適	不適率
		検査数	飲料適			
柏	四〇	二五	一七	三三	五七・五	
鼻	四〇	二六	二〇	一八	六八・五	
毛	一七	一一	六一	二九	七二・五	
石	二九	一四	一四	九二・三	九二・三	
倉	五〇	二四	七〇	七〇・〇	九二・三	
市之関	一四二	七三・八	九二・三	九二・三	九二・三	
馬	一一九	二六	二六	二六	二六	
苗ヶ島	大前田	計				

おける水資源はきわめて潤沢に取水可能であるとの確信をつかむことができた。

一方水道加入希望者は、前述のようにきわめて寒心にたえない状況にあり、これが打開策として、各部落に推進委員会を発足させ、区長を中心し委員一七九名の選出を得て、六月十一日に第一回推進委員会を開催し、水道事業の重要性の再確認と各部落の加入推進を強力に進める事になった。七月二十日第一回加入取りまとめの結果、計画の八二%九二〇戸の加入申込みとなり、水道事業推進に大いなる曙光を見る事ができ、最終的に一二六八戸の加入を見て、実に計画戸数を六八加入も上わざわる状態となり、懸念水道事業の完遂に一段と拍車をかける自信を得ることができた。

さて、ボーリングによる水源の確保と加入についての自信を深めたが、これに必要な土地の入手が問題となり、第一水源地の土地交渉については、電力中央研究所（農電）重役と屢々にわたり接渉を重ね、五反歩を寄付してもらうことに決定し、八月十七日寄付証書の提示およびこれから水利用についての覚書交換を了した。用地関係については次のとおりである。

#### 記

第一水源用地赤城山字糸形四七五—三山林 一、七九四平方米

同所 四七六—五三、二三二平方米

以上電力中央研究所より寄付

第二水源 柏倉字東田一八二二ノ山林 一〇〇平方米

第六配水池

柏倉字新井一七一九ノ三宅地一五一平方米

（大崎清）

第三配水池 赤城山谷源地七六八ノ二畝 三〇〇平方米

（須藤幸吉）

同乙大崎一八七四ノ八山林 三五〇平方米

以上大崎与平治氏より買受け

同乙大崎一八七四ノ九畳三〇一平方米

以上カツコ書の方々から買受け

## 第二配水池 鼻毛石東半ノ木一八四九ノ一

一五〇一ノ一 煙七七二平方米

## 山林七七二平方米 第五配水池 苗ヶ島白山一四三八ノ一 山林七〇三平方米

## 第四配水池 ノ 同四ツ塚一五〇〇ノ一 煙三〇平方米 以上四筆は宮城村から財産移管

以上のように種々態勢を整え水源ボーリングはようやく八月二十三日槌音高らかに振りおろされた。

統いて八月末には基幹工事の總ての設計を終り水道事業經營認可申請手続を終り翌九月十一日經營認可となつた。又補助事業としての厚生省の採択關係については、本村の水道事業が余りにも膨大な規模のため却下となつたため、復活運動を展開し、これまた八月末には復活成功、名実ともに宮城村の水道事業の遂行は軌道に乗つてきた。

次に基幹工事、給水工事の概要を示すと次のようになつてゐる。

## 揚水施設二ヶ所

## 第一揚水機場

ボーリング一ヶ所 一二〇m

ケーシングパイプ一二〇米 内ストレーナー

加工パイプ五五m

水中モートルボーブ一九KW

五〇m

パイプ一二五耗

一〇四・五m

揚水管一五〇耗

一台

低水位停止起動装置

取水ポンプ室

## 第一配水場

## 配水池配水屋

鉄筋コンクリート造着水池配水池

三九・六<sup>2</sup>m、貯水量七〇m<sup>3</sup>同配水屋 三〇・五<sup>2</sup>m

塩素滅菌機水道機 I C型

塩素ポンベ五〇kg

水圧式自動始停機

電磁弁

遠隔操作電機設備

電導水位計

一基 二基 二台 二本 二本 二台 二台 二基 二式

自動制御盤

ディーゼル発電機四五KVA三六KW

水中モートルポンプ三・七KW

軟鋼板製圧力タンク八・〇KPa

電動コンプレッサー

外に通路、門橋工事

第二配水場

配水池鉄筋コンクリート造

此の貯水量六〇m<sup>3</sup>

外に通路門橋工事

第三配水場

配水池鉄筋コンクリート造

此の貯水量一八四m<sup>3</sup>

壁掛式塩素滅菌機

外に通路門橋工事

第四配水場

配水池鉄筋コンクリート造

此の貯水量一〇五m<sup>3</sup>

外に通路門橋工事

第五配水場

配水池鉄筋コンクリート造

此の貯水量三四m<sup>3</sup>

第一節 保健・衛生

第六配水場  
外に門橋工事

配水池鉄筋コンクリート造  
此の貯水量六〇m<sup>3</sup>

外に通路門橋工事

第二揚水機場

ボーリング一ヶ所一一二m

ケーシングパイプ一一二m内ストレーナー加工

水中モートルポンプ一一m

パイプ六五耗九一m

低水位停止起動装置

水位測定装置

取水ポンプ室

第七配水場

配水池配水屋

鉄筋コンクリート造着水池配水池二九・七五m<sup>3</sup>  
貯水量四六m<sup>3</sup>

同配水屋二九・七五m<sup>3</sup>

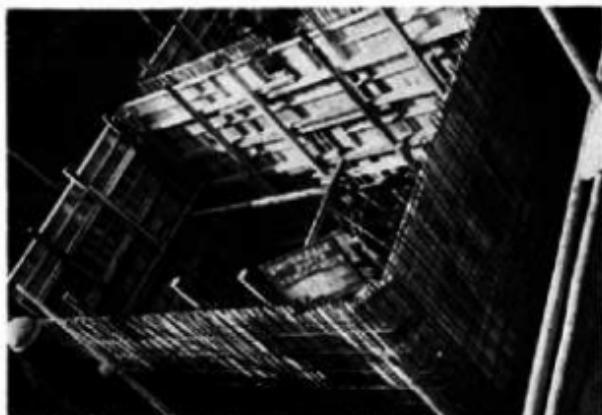
塩素滅菌機水道機二SB型

塩素ポンベ五〇kg

水圧式自動始停機

電磁弁

一基	一式	一基	一式	二台	一基	一式	一基	一式	一台	一台	一台	一台
五五m												



第八配水池築造工事

## 第八配水場

軟鋼板製圧力タンク八・〇K  
電動コンプレッサー  
外に通路門檻工事

配水池鉄筋コンクリート造  
此の貯水量一〇五m<sup>3</sup>  
外に通路門檻等

## 高区圧力調整池

配水管鋼管、石縫管、ビニール管の三種類径、一五〇mm、  
一二五mm、一〇〇mm、七五mm、五〇、總延長六九八〇〇m

## 消火栓設置 一一四基

## 防火用水槽取入設備四二ヶ所

工事費	一五、二〇五万円
用地費	一〇九万円
事務費	一、一九三万円
小計	一六、五〇六万円

水道管理室兼水道資材展示室  
鉄筋コンクリート造平家建

一棟

## 遠隔操作電機設備

## 電導水位計

## 自動制御盤

## ディーゼル発電機四五KVA三六KW

## 水中モートルポンプ三・七KW

二台 一台 一台 基式

## 給水工事

工事費	七五〇万円
事務費(設計料)	五〇万円
小計	八〇〇万円

加入戸数（公共団体、その他団体を含む）一二六〇戸 メータ一費 四一四万円

給水管布設七四・四四九m 二、五七九万円

蛇口一加入一個としその他は増設工事とする。

工事費 二、一七五万円

以上の工事概要であり工期については、

一、さく井（水源ボーリング）

昭和四三年八月二十日着工

昭和四十四年三月十日完成

揚水試験成績は次のとおり

第一水源

工事内容 口径十吋（二五〇mm）深度二二〇m

使用機械 ロービンダ式さく井機

動力三〇馬力 一基

自然水位 七・〇m

揚水量 一七七二立分

揚水水位 四三・四八m

水温 一五°C

試験ポンプ 水中モートルポンプ三〇馬力

電機接觸及揚水試験成績は次のとおり

第一次 昭和四十四年十二月十九日～十二月二十六日

通続八日間

第二水源

メータ一費 四一四万円  
小計 二、五七九万円  
総工費 一九、八八五万円

第二次 昭和四十五年一月十六日～一月二十一日

連続六日間

成績は第二次を示す

試験責任者

宮城村水道局長 石橋 保

同補助者

宮城村水道局 大崎 順一

日進設計事務所 里見 博

同 大木 正敏

同 中さく泉重工 長谷川

同 原野 利盛

本試験成績によると一日二五五一tの揚水は可能である  
がこれはあくまで絶対安全な數値であり各種資料に基く  
と日量三〇〇〇tの揚水は可能であることが立証された。

工事内容 口径一〇吋 (二五〇mm) 深度一一二m

使用機械 ローピング式さく井機 一基

動力三〇馬力

自然水位 七五〇m

揚水量 一三九三立分

揚水水位 五一・九〇m

水温 一五二°C

試験ポンプ 木中モートルポンプ三〇馬力

電機機層及揚水試験成績は次のとおり

成績表別表

試験責任者

宮城村水道局長 石橋 保

同補助者

宮城村水道局 大崎 順一

日進設計事務所 里見 博

同 大木 正敬

田中さく泉重工 森田 広  
 本試験成績によると一日二〇〇〇五tの揚水可能であるが  
 第水原同様目量二五〇〇t揚水可能であることが立証された。



配水管工事

統いて各種施設、配管、給水工事については、昭和四十三年十一月着工、風雪降雨等幾多の困難な条件を伴いながら突貫工事を行ない、一時は全村交通麻痺の状態に陥りながらも、よく所期の目的完遂に全力を注ぎ、僅々十三カ月をもって一部手直しを残し、昭和四十四年十二月一日全村給水を見たことは、本村村史に大書すべきものがある。

追記 本事業は昭和四十三年度から三ヶ年歳続事業となつてゐるため、一部変更も生ずるが大差のないことを記す。

## 六 村の福祉

(1) 宮城村老人クラブ連合会（長寿会）

発足 昭和三十八年九月一日

構成員 五八九名

会長 阿久沢武雄・堤 譲一郎

### 目的

1 県連合会、中部連合会との連絡調整並に各構成クラブとの共同活動

2 老人クラブの育成指導

3 老人クラブに関する調査研究

4 老人クラブ員の修養指導

5 春秋に慰安総会

6 老人クラブ員の慶弔に際し誠意を表わす

7 その他目的達成に必要な事項

(2) 宮城村社会福祉協議会

発足 昭和二十六年五月二十三日

構成員 四十四名

会長 六本木小松・中村惣一郎・中村 定寿・石原 弥作（現在）  
目的

- (3)
- 1 社会福祉事業の連絡調整
  - 2 社会福祉事業に関する啓発宣伝
  - 3 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者の連絡
  - 4 社会福祉事業に関する調査
  - 5 共同募金運動の協力
  - 6 その他目的達成に必要な事項

宮城村青少年育成補導推進員連絡協議会  
発足 昭和四十年七月一日

構成員 十八名

会長 前原鑑根

- (4)
- 1 青少年育成補導推進員の活動に関する連絡協議
  - 2 青少年対策推進に関する住民の啓発地域組織化活動
  - 3 青少年問題に対する調査研究
  - 4 青少年問題に対する研究会及講演会
  - 5 その他目的達成に必要な事項

宮城村遺族の会

構成員 二二六名

会長 田島莊次郎・阿久沢武雄・阿久沢千代吉

目的

1 戦没者遺族間の連絡提携に関すること

2 会員相互の親睦及修養

3 戦没者遺族援護及福利に関するこ

4 戦没者遺族の相談指導及慰藉に関するこ

(5) 宮城村母子会

発足 昭和二十六年十一月二十六日

会長 東宮 操・星野のぶる・桜井 美知

目的

1 母子の福祉増進に関する事業

2 母子保護に関する事業

(6) 身体障害者宮城分会  
会員相互の協力により母子福祉増進を図り婦人としての自覚の下に新生活の再建を計るを目的とする。

構成員 二一八名

会長 石橋 信吉・前原英四郎・松村 市郎・大崎与平治

(7) 宮城村民生委員協議会

(8) 発足 昭和二十一年一月

構成員  
十五名

能務 中村惣一郎・大崎 元寿・前原文六郎・松永 竹次  
宮城村青少年問題協議会

発足 昭和三十四年二月十日

構成員  
三十八名

会長 田島清一郎・前原 盤根・阿久沢俊夫・上野丑之助

(9) 宮城村母子保護会

発足 昭和三十五年十月

会長 桜井 美知・北爪 英・星野 こう

(10) 宮城村傷痍軍人会

発足 昭和三十九年二月十九日

構成員  
十五名

会長 石橋 信吉

(11) 宮城村保護司会

発足 昭和二十五年

構成員  
七名

会長 前原 盤根・宮田 善雄

現任保護司

志田 賢尚・都丸 力男・阿久沢セイ・田島清一郎・前原 盤根・大崎 清・宮田 善雄

退任保護司

大崎 元寿・前原英四郎・小池 林次・田島莊次郎・町田藤太郎

④ 宮城村更生保護婦人会

構成員 二五名

会長 中村 キミ・阿久沢志津枝・田島 薫

民生委員(昭和二十八年まで)

奈前 大松 六小前 中長後 桐原 藤岡  
良本 原崎 村木池原 村岡  
安英 春小林文惣 鈴駒六一  
四郎茂美松次郎郎寿雄

三苗鼻大柏市鼻大馬大  
夜ヶ毛前之毛前前  
沢島石田倉閑石田場田

民 生 委 員 (昭和二八と三一年)	中 村 悅 一 郎	松 村 こ の	井 上 卷 三 郎
神 尾 市 郎	大 峠 元 寿	杉 下 福 寿	
関 口 た み	喜 憲 治		
北 爪 喜 憲 治			
(昭和三一と三四年)			
大 峠 元 寿	北 爪 喜 憲 治		
真 開 田 幸 四 郎	六 本 木 定 雄		
北 爪 は つ の	前 原 市 男		
(昭和三四と三七年)			
大 峠 元 寿	北 爪 喜 憲 治		
阿 久 沢 一 郎	阿 久 沢 良 吉		
北 爪 は つ の	上 野 ま さ		
(昭和三七と四〇年)			
前 原 文 六 郎	六 本 木 定 雄		
吉 沢 一 郎	中 村 天 川 孫 十 郎		
阿 久 沢 使 男	キ ナ カ ミ		
(昭和四〇と四三年)			
天 葉 北 爪	星 野 貞 夫	小 横 実 雄	井 上
川 原 直 カ	真 開 田 幸 四 郎	六 本 木 う し の	田 池
ナ た け を	う し の	井 上 卷 三 郎	卷 三 郎
六 本 木 う し の			
北 爪 は つ の			
松 水 竹 次			
星 野 貞 夫			
幸 四 郎			
阿 久 沢 使 男			
北 爪 は つ の			
天 葉 北 爪	北 爪 は つ の	前 原 文 六 郎	前 原 文 六 郎
川 原 直 カ	上 野 ま さ	下 田 愛 吉	橋 田 義 雄
ナ た け を	阿 久 沢 使 男	松 永 竹 次	文 夫
六 本 木 う し の			
北 爪 は つ の			
中 村 悅 一 郎	大 峠 孫 十 郎	松 永 栗 原 直 之	六 本 木 定 雄
キ ナ カ ミ		阿 久 沢 良 吉	北 爪 喜 憲 治
中 村 悅 一 郎		松 永 竹 次	松 村 こ の
キ ナ カ ミ			

(昭和四三～四六年)

松永竹次 井上トク  
前原清久 天川ナカ  
阿久沢一郎 阿久沢俊男

北爪富士 松村忠次郎  
斎藤央 堤浩一  
大崎ヤイ 北爪たけを

高橋徳  
大崎福寿  
中村キミ

司法委員調停委員（昭和三十五年度）

大崎与平治 柏倉民宅農 調停委員  
田島清一郎 大前田タケ

阿久沢千代吉 柏倉 司法委員、家事調停委員  
金子一雄 苗ヶ島タケ

## 第一二節 観光

保養は健康保持のために必要なこととして重視されてきた。そのための観光地として、また保養地として赤城山南面は古くからの歴史と新しい観光開発によって注目されてきている。昭和三十七年四月に宮城村観光協会は一葉の観光案内を出して村民にPRをしている。まず地元の人々に知つてもらうことから始まったのである。

宮城村史跡観光案内

赤城神社参道松並木　慶長十七年（三百五十年前）に大前田  
の川東彦兵衛が松苗を寄進したものである（赤城神社年代

記）。

奥懸二の宮赤城神社が春秋二季神幸式の折りの御小憩所で、地元阿久沢家が迎えて奉仕するのがならわしであ



赤城温泉

る。

**種石** 古代赤城の神を祭座に奉斎したところと考えられ、その当時の祭器が出土している。

**宿の平** 桃井播磨守の城跡とも伝えられるが、元享二年（六百四十年前）鎌倉時代の塔があるので寺跡とも考えられる。ここから東に流沢不動、応永十三年（五百六十五年前）の鉄像や、忠治の岩屋などがある。

**湯之沢温泉** 温泉の守護仏薬師尊石像は応仁元年（五百年前）室町時代の作であるここには古くから名士の来遊が多く弘化二年に領主堀田撰津守、明治十五年相取県令が見えしており、相取県令は次の和歌を詠んでいる。

雨となり 又晴となるたゆたえに  
定めかねたる五月空かな

深やちも温泉の里となりしより  
遠ち近ち人のたゆるまぞなき

昭和三十七年四月 宮城村観光協会

### 赤城温泉郷

赤城温泉（旧湯の沢）PH七・一・四四度

含芒硝・重曹泉 緩和性高温泉、中性泉

忠治温泉 PH六・七、二四・五度

含土類・重曹泉・緩和性微温泉・中性泉

苗ヶ島地内の赤城山中腹にあるこの温泉は室町時代までは確實にたどり得る歴史をもつてゐる。

温泉旅館は忠治温泉の忠治館、赤城温泉の純本家旅館、あづまや旅館、新島屋、湯の沢館、元東屋がある。

忠治温泉は岡田義正氏の開設になるもの。岡田氏は群馬県議会議員、議長もつとめたが昭年四十五年五月に歿した。現在その子息が經營している。

許可証

群馬縣指合公第二九号

勢多郡宮城村大字苗ヶ島宿の平一

岡田康国

旅館業法（昭和二年法律第一三八号）第三条第一項の規定

により次のとおり許可する

昭和二二年八月一九日

群馬縣知事 神田坤六印

赤城（湯之沢）温泉

古く湯之沢温泉といわれた苗ヶ島字湯之沢の温泉は、各地の湯之沢の名にまぎれるので広く知られるように赤城温泉と呼ぶようにした。

赤城山南面の山腹にあり、三夜沢から約四キロメートル。伊勢崎より忠治温泉まで東武バスが往復し、さらに赤城温泉組合により、連絡バスを出している。この温泉について「赤城の主」岩沢正作氏はその著書「銚子伽藍探勝記」の付録に次のように記している。

腹に於ける、理想的銷夏静養の好適地と云ふも過言ではなからう。

温泉は集塊熔岩の裂隙中から湧出し、其湧出量は四季を通じて變化なく、温度も四時攝氏三十一度と云へば、學術上所謂温泉ではあるが、火力を加へて浴用に供してゐる。されど赤城山中唯一の温泉である。

泉質は炭酸泉に屬し、湧出口にては無色透明なるも、少時放置すれば稍渦りて、後に黃褐色の沈澱物を多量に生成する、されば泉源附近にては地盤の裂隙より滲出し、附近の岩石に作用して淡褐色の泥塊を作り、其中に住々木の葉等を埋没し、それが次第に凝固して所謂木の葉石を形成する。

主治効能は慢性気管支カタル、同喉頭痛、同腺病、硬結腫、慢性リューマチス、同頑固潰瘍、諸皮膚病、疝痛慣習便秘、脚氣、婦人帶下、月經痛、打撲等に効果がある。

発見年月詳かならざるも、戰國時代以前の發見に係るもの如く、往時は十數戸の浴舎ありて、浴客常に充満して頗る繁昌したと伝ふるも、元禄元年より九年間に三回の火災に罹り、其後明治十八年迄に又三回焼失したが、以前は浴舎の外に雜貨店・仕出屋・豆腐屋等ありて、盛時には数百人の浴客

元島屋敷業して三戸となつた。

位置神沢川の東岸に位し、西北に荒山が聳へ其東麓小丸山旧火口壁の一部、牛石崎より南下する尾瀬を以て、神沢溪と腹背相分ち、其西腹神沢川の左岸に位し、土地高燥に、空気清涼にして、盛夏の候尚絶板を用ひず、連れと共に赤城山南



大正時代の赤城温泉

## 湯之沢温泉

湯之沢は勢多郡宮城村大字苗ヶ島の北部に在りて、赤城山旧火口壁の一部、牛石崎より南下する尾瀬を以て、神沢溪と腹背相分ち、其西腹神沢川の左岸に位し、土地高燥に、空気清涼にして、盛夏の候尚絶板を用ひず、連れと共に赤城山南

から南下する丘陵に面し、比較的展望に富み、風光明媚の仙境をなし、自ら俗塵を消散するに足るも、久しく交通機関に觸るられざりしこと、營業方針の稍退歩的なりしを以て、

眞に本県衛生会で發行した「上毛の温泉」にすら湯の沢の名を見ざることを憾みとするが、今や上毛電鉄と赤城登山自動車の開通により、漸く交通の便を得たる上に、赤城山中第一の奇勝と推奨すべき柏川渓開発に当り、此機運を利用して奮励せんか、其發展も期待し得るであらう。以下附近の勝地をあげると、

【三階岩】 西方約六丁荒山の東麓にある奇勝なるも、岩壁に岩群の生ずるを以て里人に知られてゐるに過ぎない。

【太子岩】 字太子沢にある自然石で之を遠望すると聖徳太子の尊像に似たるを以て名けたもので、沢の名も此奇岩の存する。

温泉發見の時期は不明である。しかし五百年以前に作られた薬師石像を祭つて古い湯治場である。荒砥川の上流の谷間にひしめく旅館の間を通つて行くと薬師堂に出る。温泉といふのは保養地であり保健のためであるから、病氣から守る薬師如来のお守りしてくれる土地である。温泉地には必ず薬師如来をまつづいたのもこの信仰からである。

湯之沢（赤城）温泉の薬師さまはそのお堂の上のガケの中腹のほら穴にある。

半肉彫石像で、左手に薬つぼを持つて座つた小さな薬師像。高さ四九センチ、幅三六センチ。銘は像の左右に

在に由ると云ふ。

【薬師岩】 薬師沢にかかり直下約六丈、頗る壯觀をなしてゐる。約四町。

【旭瀧】 宿の平の西方神沢川に懸り、直下約五丈附近の溪趣亦頗る觀賞の価値がある。

【宿之平】 滝沢滝沢道に岐れたる東側にある小平地で、附近に桃井城址と称する處があるから、或は在城當時町家の在りし処か。

【千人塚】 宿の平の西南道路の西側林中に在る小円錐なるも、其由來を詳かにしない。

【桃井城址】 宿の平の東丘を里人桃井と呼び、桃井播磨守直常の城跡なりと伝へ、今民有林となり而積静かならざるもの外濠の跡尚存在する。

□月十二日

とある。顔はまるいが体は偏平な作である。

前橋風土記（貞享元年、古市剛撰）に温泉として△三夜沢の東北一里ばかりに在り。地を名づけて湯の沢と曰う。△とある。また山吹日記にも△谷あひに家るしてゆあみにくる人をやどせる成れり。△とある。

#### 湯権について

元禄年間の赤城山境論に際し三夜沢村提出の訴訟文書によれば、三夜沢村が牧野駿河守の命によって温泉を支配していたと見えている。牧野氏は大胡城主で駿河守となり乗ったのは忠成で、元和二年に越後国長峰に移封されている。この牧野氏によつて三夜沢村（赤城神社）が湯之沢支配を許可されているということは裏付けるものがない。赤城信仰は武将の古く長い信仰がある。牧野忠成も慶長十八年に五十貫文の地を神領として寄進していることなどと混同させたものではなかろうか。

湯権についての争論はこの三夜沢村と地縁の苗ヶ島村との間におこなわれた。即ち元禄五年六月に三夜沢村提



出文書によれば

湯之沢明神は神社で祭礼をし、さらに神託によって湯を取り立てて病人を入れてているのであり、

牧野駿河守様より元来拙者共支配仕神領之地ニ御座候

とある。これに対し、翌年六年正月に苗カ島等三カ村より提出した文書には

湯場苗カ島村之地内に御座候社人共支配之地ニ而ハ無御座候

と反駁している。

この争論は前橋藩の百三十六カ村の入会地の中心地である三夜沢村（赤城神社）と苗カ島、鼻毛石、柏倉三カ村との間に起った境界論の一つの問題点としてあげられているものである。

この結果は元禄六年四月より五月に幕府より調査があり、同年十二月に裁許された。その裁許証函面の裏文書に湯泉明神社人支配之由、之を申すといえども、社頭も之なき薬師の石像式体之あり、あまつさえ湯坪七軒苗カ島百姓支配せしめる間、社人これをいろいろべからず

とあり、苗カ島村百姓の湯権が認められたのである。

これ以前はどうだったのだろうか。前記の争論からみることとする。三夜沢村では元禄五年より九年前、即ち元和三年まで三夜沢村にて湯治を禁止したが、病人の治療のために許可をし、四年以前即ち元禄元年に酒井河内守により苗カ島村の湯権が認められたという。

このことは元禄元年に酒井河内守（前橋藩）によって苗カ島村百姓の湯権が認められたのであり元禄六年はこの再確認にすぎないとということであり、それ以前の数年間には所有権（湯権）についての訴訟が行なわれたと想像するのである。

さらに考えられることは、湯権などについて村落共同体が所有権を主張することになったのは元禄以前の数年間にすぎないのではないかと思われることである。それ以前はそう厳密に考えることもなく、またその必要もなかつたのであろう。そして江戸時代初期より苗カ島村の湯小屋経営が本格的に始まり、付近村民が次第に多くなり、湯治が一般化し湯治客が増加し湯量の最大利用に近くなるにつれて所有権問題がおこつたのであろう。

この元禄年間は湯坪七軒であり、なかなか盛んであった。湯坪小屋は木賃宿的なものであつたろうと思われ、湯治滞在の宿泊自炊をなしたものであろう。

湯坪七軒の内容は、苗カ島村金剛寺経営の數坪と苗カ島百姓経営の數坪の外に大泉湯があつた。大泉湯というのは

大泉湯之儀、御穿さく遊ばされ候ゆえ、是は不如意の病のために小屋鉄出すことなく入湯仕るためと申す由にて殿様より御立てあそばされ候

とある。小屋貸のはらえい者の入湯のために慈善事業として前橋藩主酒井氏が建てたのであつた。

#### 薪炭について

明和四年になって小沼より流出する柏川の上流地域の炭焼き停止を願い出ている。この地は赤城山南面の百三十ヶ村の入会地であり、元禄以降柏川上流の滝沢や梨子木沢において炭を焼き、運上を出すまでになっていたのである。それがために森林は伐採されて山谷の潤いがなくなり渴水の場が多くなり、このままで行けば田用水にも影響があり、困難な状態になるので炭焼き停止と山林利用の制限をするように願い出たのであつた。

この結果は八谷水が潤行の村方の田方の用水のため大切な御園立木▽之地として決定されたのであつた。即ち赤城入会の地の内「宇小保東西大穴入迄」を御園地として立木など一切の伐採を禁止した。炭焼きは運上金を出してい

たのでその分を八右顧村々え代永ニ仰付られ一同引請御不益に相成らず候よう仕り去ル明和七年以來御上納仕谷々立木四置き候」と願い出の村が分担して明和七年から金納することになっていたのである。

文化九年になり前橋藩大胡領の村々は苗カ島村平右衛門、佐次右衛門と室沢村孫兵衛の三人を相手として訴訟をおこしている。

湯の沢温泉付近の御田地の立木が次から次へと伐採され、範囲が広がってくる上に炭焼きもしているので、山谷から流れ出る各河川の水量が少くなり田用水にも不足してきていることが問題となつたのである。

湯の沢温泉は結局火力を加えなければならないので、薪が必要である。炊事用の薪炭も必要である。しかし、御田地内の薪切りは

山渡世人袖數多入込私共（南面の村々）顧之上四置候谷々之内湯之沢より東者瀬沢大猿与申谷迄伐荒し西者大子久保より荒山与申辺迄伐初メ

と広大なる地域にわたり伐採が行なわれている。しかも

其上山師共より老人ニ一日麿拾五文ヲ運上銭与名付佐次右衛門平右衛門日々取上ケ山師より真木老東九文六分ニ買請入湯人玄武拾文ニ壳渡し候由風聞承り候間登山仕見聞候廻山師共多分罷在候ニ付段々相改候拾八人居合當時伐立置候真木凡壱万束余りニも有之候

と述べられている。

湯之沢で必要とする薪は安永四年御願申上ヶ湯沢ニ山屋敷之御縛奉請御年貢永御上納仕候間湯煙木者勿論壳真木迄も是迄之通右場所ニ而伐取可申由

と述べられているこの訴訟は評定所で対決することになったが、すぐには結論が出ず、文化十四年になつて幕府の

見分があつた。

御見分之儀十月十二日御着被遊翌十三日より御見分始り、十九日迄晴雨ニ不限無怠慢相済、廿日絵圖面に御取扱り被遊木御吟味者決而無御座候

と十月十二日に当地に着き調査を開始したのである。かくして同月廿五日に見分を終り、江戸へ出発している。

結果は三年後の文政三年に至り一定地域の薪取地を定めて落着した。この訴訟は前後九年間にわたっているが、前述した明和年間の御開地決定後の安永四年の薪取地範囲の再確認にすぎなかつたのではないか。

さて、その頃の湯之沢は佐次右衛門、平右衛門の両人が湯元でその外敷軒あつたようで、「赤城山論御見分諸事留帳」によれば、全屋敷反別一反十五歩でこれはそのまま明治期に至っている。

安永四年（一七七五）における資料を示す。

湯之沢水帳写

（島屋東宮家所蔵）

湯之沢			
一山屋敷宅セ九ト	長十三間	平右衛門	
一山屋敷三ト	横三間		
高二升六合			
一山屋敷三ト	長二間一尺二寸	同人	
高二合	横一間二尺四寸		
一山屋敷一セ六ト	長十間三尺	重郎右衛門	
高二升四合	横三間三尺		
一山屋敷一セ十二ト	長十四間一尺二寸	外西方谷用	
高二升四合	横三間		
		佐右衛門	

高二升八合  
外西方谷川

一山屋敷十五ト

長五間  
横三間一尺二寸

同人

依被 邪付六尺老分間著レヲ以老  
反三百歩之積枚地地相極者也  
安永四年末ノ十月

御代官 前沢藤十郎  
手代 望月源右衛門

松岡律右衛門

白石 幸七

木村 力藏

案内 伊右衛門

勘右衛門

浅 七

善左衛門

長太夫

太兵衛

紙敷表紙共五枚

削字なし

高一升式合

一山屋敷十八ト

長六間一尺二寸

横三間

庄 七

平右衛門

武斗代

高二升二合

外西方谷川

右之寄

高二升二合

外西方谷川

右之寄

高合武斗壱升

此反別山屋敷

壱反拾五ト

右者上野國勢多郡苗ヶ島村新田檢地

### 明治期の湯の沢

新しい時代に入った温泉の様子を示す資料を並記する。

拾貳号

赤城湯之沢

温泉 上書

第八大区小巷区

勢多郡苗ヶ島村

## 第八大区小屯区

上州勢多郡苗ヶ島地景地

赤城山湯之沢

温泉

一通穴式ヶ所硫黄瓦ヲ聊相含ミ從前湧シ湯

一 効能ニハ センキ スンバク キンノウ キリキブ

シツヒゼン タン ブツウ カッケ ムシ シャク

ツウフウ ガンガサ スネグサ 此外瘡毒類病ニ者甚タ

惡敷候

一本村ノ里數武里武丁 夫々赤城山絕頂迄

武里余 嶺組難所

右者持主異 東宮六郎治 同保左治累代

湯小屋相修理春分ノ秋分ノ比迄湯治人

御座候此段 御尋ニ付奉書上候 以上

右村

明治六年四月

惣代 関口安太郎 我  
組頭 前原 久弥 田中

副戸長 東宮 左七 田中

群馬県令河瀬秀治殿

勢多郡第八大区小屯区苗ヶ島字湯之沢温泉場地位等級表

宅地

一反五畝五歩

三畝〇〇

一畝八歩

七畝廿八歩

十二歩

三反考取七歩

右者今般地租御改正ニ付當村温泉場地位等級地主一同立会詳

細取調候処前書之通相違無御座候 依之速署捺印上申仕候  
以上

地主総代人 東宮専次郎

東宮保佐次郎

東宮六郎次郎

上野健次郎

前原与四郎

長岡与智次

石橋重三郎

前原 久弥

豊島敬太郎

東宮 佐七

前原甚太郎

戸長

戸長

文人

立

タタタタタタタタ

地租改正總代人

阿部 章作

字湯之沢

甲二千三十六番

温泉湧口反別老ト

東宮六郎治

一更正反別廿九ト

東宮保佐治

群馬県令攝取素彦殿

副区長 副区長

六本木善三郎 小池文七郎

第八大区旁小区

勢多郡苗ヶ島村

字湯之沢

二千廿二番

宅地反別廿七ト

東宮六郎治

右村

一更正反別老計三十ト

東宮保佐治

明治十一年四月廿三日 立合人 上野古文治  
副戸長 東宮六郎治

戸長 上野健次郎

群馬県令攝取素彦殿

字湯之沢

甲二千三十四番

宅地反別式數十一ト

東宮六郎治

御受書

一更正反別三畝九ト

東宮六郎治

第八大区旁小区

勢多郡苗ヶ島村

字湯之沢

乙式三千五十五番

東宮保佐治

受書

温泉湧口反別老ト

一更正反別七ト

東宮保佐治

当村字湯之沢温泉場宅地等級  
整理ニ付為御検査御出張ニ相成私共

一同立会調理方夫々御容問之上

公議家論ヲ尽シ確定セシ上ハ

後日ニ至リ決而異儀無御座候  
依之捺印受書進呈仕候也

第八大区壳小區

地主  
總代人

東宮專次郎

同上

同上野健次郎

同前

同長岡与惣次

同前原久弼

顕戸長  
東宮 佐七

戸長 前原甚太郎

地圖

区  
長

群馬縣合樹取素彦殿

華市街宅地今價取調表

第十九号组合  
第八大区壳小区

等級	反別	老等	式等	三等	四等	五等	七等	合計
外ニ 三ト 温泉數	三反	老反五歛式ト 外ニ三ト温泉敷地	三・一 一四步	六九・ 三〇・四銭	六九・ 三〇・四銭	六九・ 三〇・四銭	六九・ 三〇・四銭	地価
外ニ 三ト 温泉數	一 一九・五八・六 円	一〇・ 二〇・ 三・九二・ 〇・七二	一〇・ 二〇・ 三・九二・ 〇・六二・ 六	一〇・ 二〇・ 三・九二・ 〇・六二・ 六	一〇・ 二〇・ 三・九二・ 〇・六二・ 六	一〇・ 二〇・ 三・九二・ 〇・六二・ 六	一〇・ 二〇・ 三・九二・ 〇・六二・ 六	地価
右ハ毎地ニ就キ専ラ公平ヲ旨トシ各町比率ヲ持リ衆議ヲ尽シ 地価調理仕候所聊相違無座候然ル上ハ右地価ヲ以地租御改正 相成候共後日ニ至リ於地主決シテ異議仕間敷候依之連印進呈	三八・四一・一 平均地價	一八	二六	三一	三四	四一	四六	反當

戸長 上野健次郎

浴客ノ数

四戸貸室

老方二百七十五人  
内男六千百六十五人

(表紙)  
温泉取調帳

第大区卷小区

勢多郡苗ヶ嶋村

温泉場調査箇目

上野国勢多郡苗ヶ嶋村

字湯之沢

元禄二已年

安永四未年十月御下ヶ相成新田換地帳ニ

山屋敷反別老反拾五ト民地ニ被仰付候

安永四未年ヨリ山屋敷税金拾錢二厘五毛

上納明治五中年ヨリ増税

金武拾錢五リン上納仕候新場税年曆不分

往古ヨリ室沢村割賦帳江記載有之金二十

錢ツフ、上納明治七年ヨリ増税金三十五

錢ツフ本村割賦帳江記載上納仕候

天保二卯年ヨリ温泉莫加税金拾錢ツフ上

納明治五申年ヨリ増税円二十錢割賦帳江

記載上納

春四月ヨリ秋ノ十月マデ六ヶ月間稼業

稼業月数  
旅店数并  
総戸数

九戸内  
二戸浴客業

三戸飲食商業

貸室料

浴客止宿料

右書面之通相違無之候ニ付上申仕候也

一ヶ年平均二千五十五人  
但申年ヨリ子年マデ五ヶ年間浴客物高  
老方二百七十五人  
内男六千百六十五人

但一泊金拾五錢ヒル金五錢

上等一人一ヶ月金巷円二十錢一日金四錢

中等一人一ヶ月金七拾五錢一日金二錢五

厘下等一人一ヶ月金四拾五錢一日金巷錢五

厘上蒲團卷收一夜金二錢五厘五毛

中蒲團卷收一夜金錢四厘

別紙絵図面差上候

鉄氣ト相心意候得共未タ分量仕ラス候

せんき。すんばく。うちみ。きんそう。

つう風。たんぜん。むし。志やく。酒か

ち。りんびう。がんかさ。しつぞく。

ひせん

明治十年三月 副戸長 東宮 佐七  
 戸長 前原甚太郎  
 地租改正 六本木善三  
 組合物代 群馬県令樹取素書殿

### 薪取場、税金のこと

明治七年五月

村内字湯之沢薪之件

北第八大区小区

老小区勢多郡苗ヶ崎村

右村役人惣代  
 立合人 石川岩吉

明治七甲戌年  
 五月十日

川浜熊谷県令殿

上

北第八大区老小区  
 勢多郡苗ヶ崎村

立合人石川岩吉奉申上候  
 鳥居村苗ヶ崎村農

東宮保左次東宮六郎次右兩人義年曆  
 不相分往古より赤城山字湯之沢与申処ニ面温  
 泉營業罷在最寄ニ而樹木伐取薪ニ

并用仕候ニ老ヶ年御運上水三百拾文老ト  
 フフ村方面取立御上納致來候免去々  
 王申年御割賦帳并皆済帳ニ御記載無之  
 不納相成候間上納仕度依て右御割賦帳  
 皆済帳并旧課帳付相應此段奉

願上候以上

乍恐以書付奉願上候  
 ④(熊谷署)

書面之趣ハ薪切採場之  
 稅名ヲ以年々金三拾五錢ツツ  
 可相納候事

明治七年七月

乍恐以書付奉願上候  
 一北八大区老小区勢多郡苗ヶ崎村農東宮

保左次外老人奉申上候私共義往古々赤城山

字湯之沢ニ面反別者反拾五ト屋敷地ニ御權

請仕温泉營業權在最寄樹木伐取湯

拂薪ニ相用候免右伐木方之義ニ付木方之義ニ付同郡女瀬村

外廿九ヶ村ノ被相手取御吟味之上別紙松岡

而朱引内ニ而可伐取旨文政三年中旧幕

御評定所ニおる御致許ニ相成其以來無差

支吾葉籠在候免右場所今般公有地ニ相成候

ニ付老ケ年稅金三拾錢上納可仕候間從

前之通露伐取無難ニ營業未統仕度最

寄村々へ掛ケ合候處故障無之候間何卒出格之

以御仁恤願之通御開届被成下置度依之

繪圖書毫枚相添此段奉願上候 以上

右

明治七年五月廿日 東宮保佐次印

東宮六郎次印

役人惣代

關戸長

佐七印

河瀬熊谷縣令殿

差出申證書之事  
北第八大区卷小区

勢多郡苗ヶ崎村  
農湯泉營業人

東宮保佐次

一税永武百文

右者私共兩人從前桑間温泉渡世致來り候免

旧稅永百文ニ候処 此度相改 永武百文

年々無相違御上納仕候間 何卒 別格之以

御仁恤願間温泉渡世永統仕候様奉願上候

以上

右村

當人 東宮六郎治印

明治五年申年

六月廿七日

同 同 保左治印

同 佐治郎印

同名主

群馬県

御役所

同 佐七印

差出申證書之事

上州勢多郡苗ヶ崎村

農湯泉營業人

東宮保佐次

東宮六郎治

御請書

一私シ共義往古より赤城山字湯之沢ニ而湯泉  
營業麗有候処新取場之義者文政三辰

年境界相定り年々税納仕右境内ニ而伐木

木水純致來り候爲今教御改正相納薪

稅相改メ出願可致右ニ付近村武三ヶ村故

障無之趣之書面相添可差出旨御差紙ニ付早

速申入候処御承知被下薪伐取方從前之通り

相違無之ニ付御村内限り故障無之趣書面御

差出し被下候上者前書之通り境内之外毛頭

伐木不仕候

為後日差出し申証書一札如件

右村

明治七戌年十月九日 東宮保佐次

東宮六郎治

右之通り相違無之候ニ付奥印仕候

立会人 豊島敬太郎

副戸長 東宮 佐七

戸長 前原甚太郎

鼻毛石村

柏倉村

正副戸長中

薪税

御指令済

査冊

右者東宮保左次外老人赤城山字湯之沢薪税

御指令済に成候御免許御下ヶ渡被造難有難正ニ

奉請取候依之御請書差上申処如件

北第八大区卷小区

明治七年

上野国勢多郡苗ヶ島村

十月廿三日 昼

東宮保左次

同 戸長 石橋重三郎

戸長 前原甚太郎

相取熊谷縣權令駁

乍恐以書付奉申上候

一北第八大区老小区勢多郡苗ヶ島村

役人一同奉申上候村方農東宮保左次

東宮六郎次丙人儀者往古より湯之沢

ニ而温泉營業仕右近辺ニ而薪取場之境

有之伐木致來り候間從前之通り境内ニ而伐木致候儀者村内ニ而故障申者一切

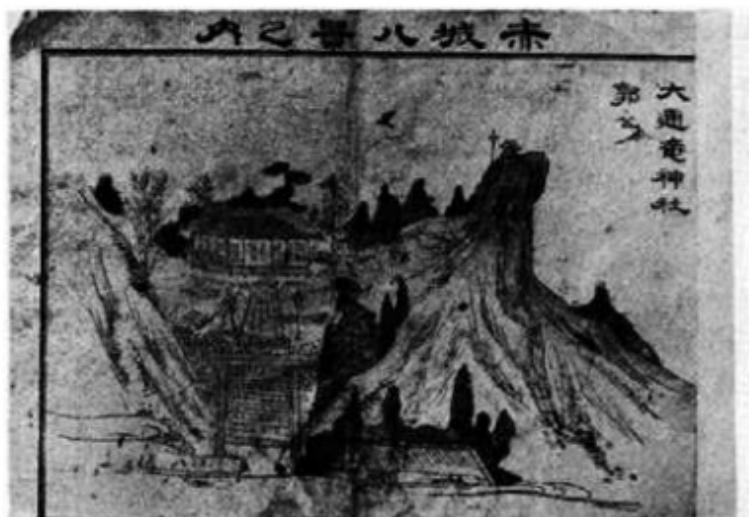
無御座候依之此段奉申候以上

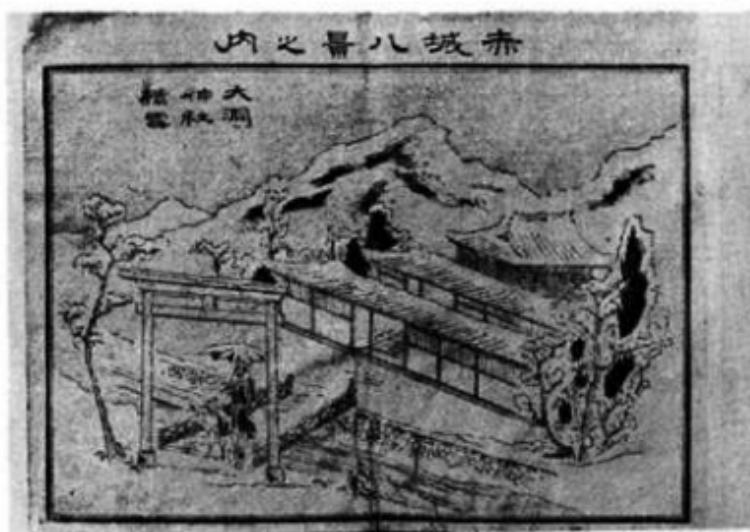
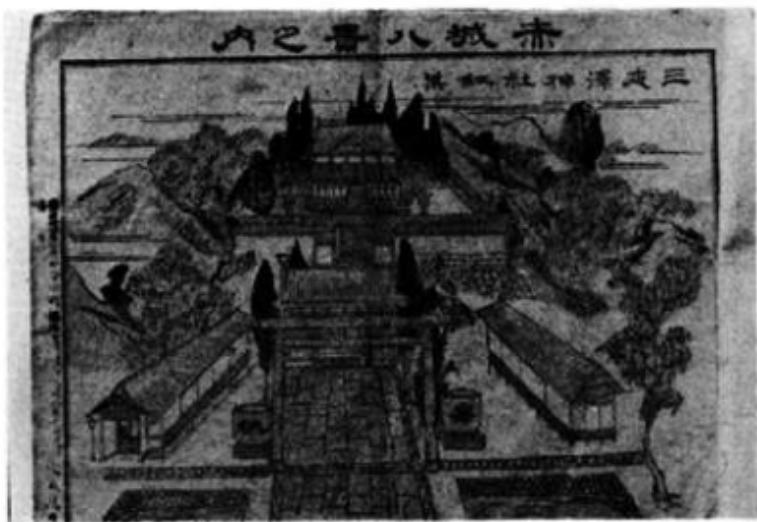
右村

赤城八景 (明治31年発行)

第二回  
光









立会人 松村林治郎

副戸長

石橋重三郎

明治七年 戊五月十八日 戸長 前原甚太郎 河瀬熊谷県令殿

一名 称 湯之沢温泉

二所在地 勢多郡宮城村大字苗ヶ島字湯之沢

三管理办法 温泉営業者三アルモ何レモ個人経営ニシテ営業

### 五、浴客者

男女別	年別	四設備概要														
		明	暗	大正一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	二	三	計
計	男	一、〇五三	一、〇三三	一、〇三三	二	三	四	五	六	七	八	九	十	二	三	計
	女	一、六六	一、三三	一、三三												
	男	一、三三	一、三三	一、三三	二	三	四	五	六	七	八	九	十	二	三	計
大正一三	県内	一、五二一	一、五二一	一、五二一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	二	三	計
	女	二三一	一四五	一四五												
	男	一、五七	一、五七	一、五七												

大正一三	県内	県外
大正一三	一、五二一	一四五
男	二三一	一五七
女	一四五	

### 六分析表並効能

(1) 分析表

重炭酸カルシウム

多量

同 マクネシヤ

硫酸マクネシヤ

ケ ケ

クロールナトリウム	タ
重炭酸酸化鉄	少量
珪酸	タ
炭酸アルカリ	タ
游離炭酸	痕跡
	多量

(2) 効能

慢性腰病性硬結腫・慢性リウマチス・慢性潰瘍・打撲

慢性諸皮膚病等

七交 通 前橋市ヨリ五里。此ノ間大胡町迄三里自駕車

(貢銀五拾錢) 及人力車ノ便アリ。其ヨリ三  
里ノ間ハ駄馬ノ便アルノミ。

滝沢温泉福田三津三郎  
— 温泉監査ニ関スル調査

八旅館之名

北爪源太郎・前原忠太郎・前原熊太郎・

群馬県内務部 大正十四年二月

画家金井研香の湯の沢入湯

(篠木弘明)

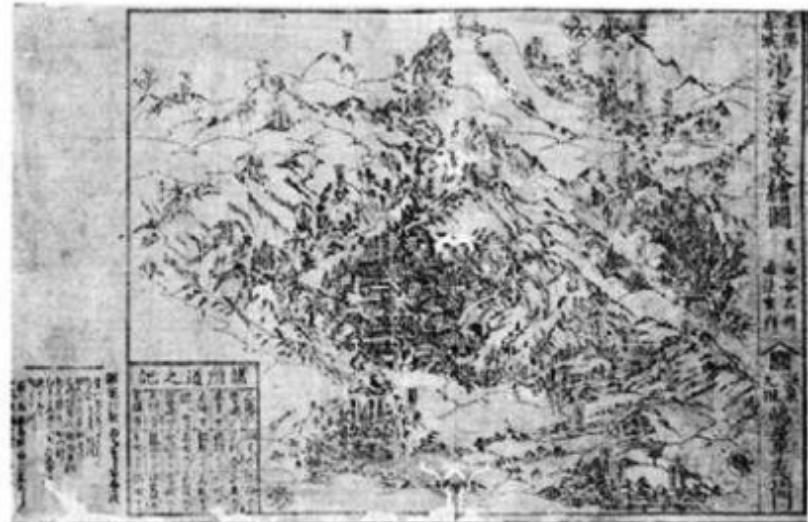
江戸時代後期にいわゆる物見遊山ということが大変流行して、地方農町人まで一生に一度は伊勢参宮をしたいなどといわれたものであるが、さて伊勢参宮や上方見物となると簡単な旅立ちとはいえない。そこで平常のたのしみには湯治などがすいぶん多かつたのである。

上州はいで湯の名所でたくさん温泉があつて、江戸時代に版行された全国の「温泉番付」を見ると草津温泉が第一番の大関の位置にあり、伊香保温泉が前頭の中ほどに、そして勧進元に沢渡温泉があつて、以上三温泉が上州の代表だったようであった。

しかし、赤城根の湯の沢温泉もかなり古くから名湯として広く知られていたようで、古い湯の沢温泉の一枚刷りはときどき見ることがある。これは江戸へ遊びに行つた人が綿縫を土産に買つとの同様に入湯客が記念に求めて来て、近所に土産物として配つたものであるが、現在ではこれによつて当時の湯の沢温泉の様子を十分に知ることが出来る。

一枚刷りというのは江戸時代の後期に旅行や遊山がさかんになると、神社や寺院または名勝地などで、観光客の利用にそなえた案内書で、大きさは半紙倍版ほどの木版刷りが多い。旅行者は土産にもち帰ると大切に保存して旅や湯

湯の沢温泉絵図



治の面白さを永く楽しんだのである。

さて、湯の沢の一枚刷りは、表題に「上陽赤城湯之沢温泉絵図」と書かれた湯の沢温泉の全景図で、その様子は赤城山の麓に苗カ島村と三夜沢赤城宮を配し、それより羊腸の細道が山中に通じる。中央上方に赤城地藏嶺、地獄谷、右手遠方に三社権現がある。中央に湯の沢温泉の全景があって、およそ十軒ほどの湯宿と、附近の名勝古跡がよく画かれてとても便利である。

温泉の御本尊薬師堂は湯場の中央に、その周囲に順次、温前明神、薬師か滝、大天狗、小天狗、山神宮、三峯宮、そして男根女陰を描いたお定りの男体岩、女体岩をそえる。名刈流沢不動は指呼の間にあり、赤城山中にはつぎつぎに古跡が連っている。少くともこの一枚刷りによれば、是非一度と遊意をそそられるものがある。

この湯の沢温泉絵図を販売したのは「温泉元祖鶴屋平右衛門」である。表題の下に、並ニという二字を加えて「山谷名所道法案内」と記される通り、湯の沢から各地にいたる道法が記されている。たとえば苗カ島へ二里、

桐生へ六里、高崎へ八里というふうで、沼田、前橋、藤岡、一ばんの遠方は館林、佐野、熊谷の各十二里である。これは当時の利用者の範囲を知る手がかりでもあるうか。さらに枠外に「温泉功德あらましを志るす」とあって、第一せんき、すんばく、kinsosu、きりきずなど数々の病癒効能があげられる。

古来から湯の沢温泉は湯治によいとされて夏季にはたくさんの浴客でにぎわつたのであるが、島村の画家金井研香の湯の沢入湯の手紙が残されている。これは当利根川中洲の島村にいた研香が、北岸の境町字保泉の風流人に宛てたものである。その手紙の文面には

秋冷之節ニ相成申候急御家内様恭賀清榮幸賀候然者先達

閏七月廿二日

島村

金  
寿拝

早々頬首

鈴木仲助様

文面によると両人がかねて湯の沢入湯を約束していたようであるが、画箋をとる研香にはまだ残暑のきびしさが堪えられなかつたのか、画のうを背にすると一足先きに出立して利根川を舟でわたつた。多分この手紙は境の宿場で額の汗でも拭きながら矢立を走らして差し出したものと見えて、ひどい走り書きである。そして一枚刷りの里程表によれば、境町から湯の沢まで七里の道法であった。

手紙に書かれた金寿といいう名前は、研香の本名である金井寿平の略名である。当上毛画壇の泰斗と称された金井烏洲の弟で、研香または毛山と号した。南宗画の名手であるが、夜半翁の画風を学んで飄逸な淡彩画にも秀いで、兄烏洲に優るとも劣らない画技を有し、幕末から明治初年にいたる上毛画人の統領であった。宛名の鈴木仲介は境町字保泉の人、父を真齋といい儒医として東毛風流人の間に広い交遊を有した。仲介も父業をついだ医家であるが、同村

の鈴木広川に学んで儒学の造詣が深く、鳥洲研香に親交があつたわけである。

仲介が研香の手紙に接し、約束どおり早速湯の沢温泉に出立したのは勿論であろうが、しばらくの湯の沢湯治はこの両人の画のう詩才を満すに十分であったと思われる。あるいは古跡をたずねて逍遙をたのしみ、また浴窓から偉大な山容を眺めつくした。

晩年研香は好んで赤城嶺を画いている。それは利根の中洲から遠望した赤城連山もあるが、今に残される水墨赤城の大図は、最近から眺めた峨々たる山容を墨一色に描いた絶品で、激しい研香の嘲氣と異様な山塊の力強さは、必ずやその山肌に接したものでなくては表し難い迫力である。しばらくの湯の沢湯治によつて研香は十分に画筆を揮い詩のうを著えたのである。

研香の同友である伊与久村の詩人深町北莊も好湯家で、またたくさんの紀行文を残している。北莊の一詩は当時の温泉客の風情を知るに足る。

越客楚人來結縛（越客と楚人來りて隣りを結ぶ）

未經旬日交相親（未だ旬日を経ずして交り相親しむ）

開幕杯酒仮寝外（開幕と杯酒は仮寝の外）

更繕春画坐錦茵（更に春画を書き錦茵（絹のふとん）に坐す）

研香の湯の沢湯治は何時のことであつたろうか。この手紙にはいに「閏七月廿二日」という日付があるので、遊行の年月をはつきり知ることが出来る。昔は閏月というのがあって、一カ年十三カ月の年があった。七月が閏月だったのは安政元年である。

### 八 赤芝山の大崎治郎先生▽

先生は岡山藩の槍一筋の家に生まれたが、一生このことを言わなかった。関西学院の英文科を出て賀川豊彦と共に松沢幼稚園を創設され東京空襲の後、宮城村赤芝山に疎開された。地域の青年を集めて、ひたすら神の愛を説かれて農業の将来の改革を教えられた。先生を慕つて集まる者數百人に及んだ。明治三十一年一月二十五日大阪生れ、昭和四十五年十二月十一日心筋こうそくで昇天。

(上野丑之助)

○得難い山村青年の指導者 大正十二年関東大震災で救援のため賀川は上京し、教済とキリスト教伝道に力を尽しました。世田谷区上

北沢に教会が創立され、同じ昭和六年、松沢幼稚園を始めました。茲に、大崎治郎氏と子夫人に依つて開設を見ました。夫人は早くから幼児教育者であり、オルガンにも堪能であり、よい教育がなされ、家庭からも感謝されました。大崎御夫婦は教会の役員であり、又、教会学校の教師で、児童の宗教教育

に力を注がれ、長年この尊い機に尽されました。

太平洋戦争に戦災を受けられ、群馬県に居を移されました。山村避地の馴れぬ生活の中に、青年指導に全力を注ぎ、山を下つて集会に臨み、文書を通して教え、家庭に招いて講義をして教えられました。接する人々が感謝して教を受け、特別な集会に赤城山山腹の同家に七十人、八十人が集まつて交わりを持つ素晴らしい事であります。この山にあってこの青年指導を実に二十五年続けられたことは誠に有難い事であります。昨年十二月十一日、地上の生活の終り迄この尊い機をなし続け、今神のみ前に凱旋され、神から「忠実なる下僕」の御褒めを受けられると思います。

(賀川ハル、賀川豊彦夫人)

○赤城山の聖者大崎先生 病身の大崎君はその体力の限界を越えて、あの山路を上り下りしては使徒としての勤めのために街に山に、そして懶める人には懲めを、若き人には希望を神の名によつて与えたのである。その故にこそ大崎君夫妻は山の青年達からも師として仰がれ、慈父母として親しまれた。

(江上宗和)

第五章  
災  
害  
·  
警  
備

第一節  
第二節  
消 水

防 害

## 第一節 水害

### 一 河川のようす

柏川、神沢川、大穴川など十余条の川があたかも織の縦糸のごとく村を北から南へ流れている。前述の三つの川のようすを明治四十二年ごろ編纂された「郷土誌」よりみれば、

大穴川……此川筋ニ架設セル橋梁七ヶ所ニシテ何レモ交通上欠クベカラザルモノナリ然レドモ此川水量ノ増減少キラ以テ橋梁ノ流失等種ナリ  
神沢川（本流）……此川筋ニアル橋梁二ヶ所何レモ柏倉、三夜沢、湯之沢、市之関村等の咽喉部ニシテ枢要ノ通路タリ然ルニ此川水量ノ増減甚シク落橋スルコ

柏川……此川ハ村の東端ヲ流ルルヲ以テ村内交通上ニ大關係ナシ橋梁ハ水量ノ増減甚シクシテ屢失セルガ故ニ架設セズシテ通行ス面シ、其ノ灌漑ノ広キニ至ツテハ村内第一トス

と、あるように、柏川・神沢川は以前よりしばしば大水が出て被害を出したと考えられる。このことは、上流の地形からみても当然うなずけることである。

### 二 天災のあらまし

資料がそろっていないので、明治初年より年次を追って詳しく述べられないが、群馬県気象災害史（昭和四一前

（橋地方気象台発行）から、宮城村に関係あると思われるものを拾ってみると別表一のようになる。

表

















二五六	四、九 七、八	ヶ	タ	四号	ヶ
四、八、四	風水害	ヶ	云号	ヶ	

この表からみると、くわしい被害のようすは不明であり、ひょう害・雷雨害のように部分的に宮城村に該当しない場合もあるだろうが、

凍霜害 4  
雪害 5

ひょう害	29	42
雷雨害	13	
風水害	22	17
風害	59	98

となり、災害の程度はまちまちであるが、明治初年からかなりの回数になることがわかる。

ところで、資料が残っている範囲で、宮城村における大きな災害をみると、群馬県気象災害史の昭和十年九月二十四日——二十六日の項に、「明治四十三年に匹敵する大被害を出した。」とあり、この水害で、相当な被害を出したとも考えられるが、資料が見当らずつまびらかでない。反面、後述の赤城南面昭和水難誌によれば、昭和二十二年九月の大洪水が、「文化年間の洪水に勝つて激しかったことが推察される……」ということや、役場にある「夏庭比較各□之□計覚云々」(軸物)に、

本県ヲ襲フタカサリン台風ノ様相ハ……此ノ時ノ被害ハ各地共甚大ナリ  
自分想像デハ親ノ其親カラ昔水ノ出タコトガアルト云フ話ワ  
聞イテ居ヅタソレカラ上カラノ親ノ年ヲ數イテ見ルト約云  
百年内外位タツカト想像ス

とある二つのことがからると、明治以降の大きな災害は昭和二十二年九月のカスリン台風の被害が最大である

と考えられる。

つぎに、大きな災害と思われるいくつかのものを、順を追って記してみる。

### 三 昭和十年の風水害

昭和十年九月二十四日から二十六日にかけての台風および副低気圧による風水害で、「昭和十年群馬県風水害誌」によれば、

昭和十年八月以来本県下一帯月余に亘りたる霖須は著しく民心を喪々たらしむる所ありしが、果然九月二十四日宮崎附近にありたる台風は、急に北東の進路を取り、此の影響に依り、本県地方に不連続線を生じ、翌二十五日悪性の雷雨を起また、群馬県氣象災害史によれば、

四国、中國を経て日本海に出た台風と副低（雷雨）によるもので、二十四日赤城南側に強雨あり、鼻毛石の雨量二〇五mm、二十五日には、県西部に雨量多く三の倉三〇九mm、と両

とあるように、相当な災害であった。

宮城村のようすを「昭和十年九月二十五日管内雷雨観測表 其一」からみると、

二十三日 午前 強雨

二十四日正午より二十五日未明 強雨

日にかなりの雨量あり、山崩れ、山津浪をひきおこし、明治四十三年に匹敵する大被害を出した。

二十四日 雨量 一〇五mm

二十五日 雷弱

雨  
空

雨量  
二〇五

二十四日十時より二十五日十時まで、(一日間)の雨量 県内最高 一〇〇

であり、当村に相当の豪雨があつたことがわかる。

暴風雨被雷調查

豪風雨被害調査		取扱音無	
耕地被害	反別	戸数	戸数
農作物被害	見積金額	二町二反歩	六戸
耕地流失決済埋没	反別	一戸	一戸
	見積金額	二反歩	
	戸数		
反別			
一町八反歩			
四、七七五円			
四町九反歩			
二、二〇二円			
一〇戸			
一町八反歩			
	計		
一七戸			
四町二反歩			

勢多郡内では、南橋村（九六町七反九畝歩）、敷島村（三一町四反一畝歩）が大被害を被り、宮城村は北橋村（八町一反歩）につづいている。なお、被害額では、北橋村を三百余円上わまわっている。

県では、種々の水害善後処置を講じているが、宮城村では、「施設対策水害者救護二関スル件」の報告で、

### 一、被害戸数

一、床下浸水戸数

三 戸

一、死者

一、重傷者及軽傷者數

ナシ

一、全壊竝流失戸數

ナシ

一、半壊竝流失戸數

ナシ

一、其ノ他農作物竝道路橋梁等ニ関スル被害状況（別紙ノ通り）

と調査報告している。なお、農作物・道路等の調査報告は別表II・IIIである。

このような被害状況であつたが、「御下賜金拝受、義捐金受領、旋風並風水害罹災者救助風水害応急施設諸費」は、いずれも該当していない。

表 II 農作物被害調

作物ノ種類	取 扱 皆 無	被 害 程 度 及 被 害 面 積				
		七 割 以 上	五 割 未 満 上	三 割 未 満 上	一 割 未 満 上	計
木 桑 稻	一丁歩 八反歩 一反歩	一丁歩 一丁歩 一反歩	一丁歩 一丁歩 一反歩	一丁五反 三反歩 一	一丁五反 三反歩 一	四丁九反
甘 藷 菜 計	一丁九反 一丁二反 一丁八反 一	一 一 一 一	一 一 一 一	一 一 一 一	一 一 一 一	一 一 一 一

此ノ損害額、金二千二百八円

ると、

紀伊半島南方海上より北東進し、房総をかすめた台風で降水量多く、既往の大水害である明治四十三年の被害を上廻つとあり、甚大な損害を与えた台風であつた。

赤城南面昭和水難誌（昭和二八 水難対策会）によつて、宮城村の災害のありさまを見ると、

昭和二十三年五月、登山して実地踏査をしましたが、太師の沢にある笠置の崖崩れや荒山小丸の東南横手の山崩れなど地積から言つてもまことに宏大なもので、其他湯の沢軒井沢などに沢山の崩壊個所が見られたのです。松杉雜木などが根つきの甚大、小の岩石土砂などが濁水となって流失し、屈曲した岩角で狭隘となつた場所、又は山崩れの場所で堰留められ、水嵩の増すと共に決壊し、同じことが人々に繰り返えされました。此の区域の面積は国有林二百町歩、民有林百町歩、それから宿の平以下忠治郡以南の民有地百町歩合せて四百町歩程で、降雨量を六百ミリと見積つて計算すると、神沢川上流に流れ込んだ水嵩は約八千四百石となります。この水が上述の関係から一時に大量の土砂や石塊を運んで神沢川の両岸を崩壊しながら非常な勢いで南下したわけです。その結果、北爪柳次さんの東裏の河川の屈折する所で堤防に突き当たり、それを決壊して堤防を護っていた人達を流し耕地を石

た。

河原と化し、狂奔する濁流となつて再び本流の荒瀬川に合流したのであります。天川基平さんの前では氾濫して西南に奔流し、鼻毛石と柏倉との境にあつた赤城街道の橋と共に、橋の袂にあつた数戸の家を流したり、その辺の様子を一変したのです。かくして多くの耕地を流失し大胡町にうつる少し北の白懸けの天神山の崖下で、之も濁水の奔流する大穴川と合したのであります。

大穴川は荒山南の大穴小穴辺から始まって、おもに柏倉地内を流れ、途中他の谷間から来る幾つかの小さな流れを合わせています。柏倉の新井に大穴川に沿つた墓地がありましたが、今回の水災前にはその墓地には文化以前の石塔があり、それが流されたところから考えますと、今回の水災が文化年間のそれに勝つて激しかったことが推察されるのであります。云々

とあり、明治以降と言うよりは、それ以前から推してみても、最大の被害を被つた水害である。その当時宮城村役場

で調査した被害の概略はつぎのようである。（赤城南面昭和水難誌掲載）

一、死亡者名	北爪道治 大崎石根 岩崎ノブ	北爪元治 北爪春次 岩崎千代	流沢光義 深沢秋良 岩崎ミツ	1 鼻毛石 2 柏倉 3 市之関 4 苗ヶ島	北爪友雄 石井末造 大崎倉吉 内山清吉 高橋一郎 岩崎秀吉 前原鶴三郎 高橋常次	前原由造 大崎典夫 大崎政男 野口勇 深津章
二、流失田	一四三町八反五畝二歩	一九五町二反五畝一步	三三九町一反三歩	3	内山清吉 高橋一郎	流沢正二 前原鶴三郎
流失烟	一九五町二反五畝一步	三三九町一反三歩	4	苗ヶ島 岩崎秀吉	野口よし 高橋常次	
流失土地計	一四三町八反五畝二歩	一九五町二反五畝一步	三三九町一反三歩	3	市之関 高橋一郎	流沢正二 前原鶴三郎

### 三、流失家屋（大字別）

これらの災害のうち、耕地・道路の復旧は、国・県より多大の補助金が支出され、地元農民もその費用を分担して耕作整理にあたり、昭和二十八年ごろにはほとんど完成した。また、流失した橋梁も応急に木橋がかけられ、堤防なども修復補強された。（以上赤城南面昭和水難誌による）

## 五 昭和三十二年と四十一年の災害

昭和三十二年七月五日夕刻より、赤城山周辺に雷を伴う大雨があり、鼻毛石では九八mmの降雨があった。役場にある昭和三十二年七月水害農地復旧事業関係書類によると、

### 大前田　曲師・落合地区

### 苗ヶ島　梶谷地区

土砂・土砂礫で、平均六四から二十七四の厚さで埋没した耕地（田）が一町七反七畝あり、復旧費予算二十五万二千円、工期は昭和三十二年七月から三十三年七月三十一日となっている。

土砂・土砂礫で、平均十五四から三十四埋没した耕地（田）が五反六畝あり、復旧費予算十一万四千円、工期は昭和三十二年七月六日より翌年七月三十一日まで他に水路・頭首工の復旧工事がなされた。

ると、

紀伊半島南方海上より北東進し、房総をかすめた台風で降水量多く、既往の大水害である明治四十三年の被害を上回つたとあり、甚大な損害を与えた台風であった。

赤城南面昭和水難誌（昭和二八 水難慰靈会）によつて、宮城村の災害のありさまを見ると、

昭和二十三年五月、登山して実地踏査をしましたが、太師の沢にある笠置の崖崩れや荒山小丸の東南横手の山崩れなど地殻から言つてもまことに宏大なもので、其他湯の沢、經井沢などに沢山の崩壊箇所が見られたのです。松杉雜木などが根つきの巨大、小の岩石土砂などが渦水となって流失し、屈曲した岩角で狭隘となつた場所、又は山崩れの場所で腰留められ、水嵩の増すと共に決壊し、同じことが処々に繰り返えされました。此の区域の面積は国有林二百町歩、民有林百町歩、それから宿の平以下忠治鉱泉以南の民有地百町歩合せて四百町歩程で、降雨量を六百ミリと見積つて計算すると、神沢川上流に流れ込んだ水嵩は約八千四百石となります。この水が上述の関係から一時に大量の土砂や石塊を運んで神沢川の両岸を崩壊しながら非常な勢いで南下したわけです。その結果、北爪洞次さんの東裏の河川の屈折する所で堤防に突き当たり、それを決壊して堤防を護っていた人達を流し耕地を石

河原と化し、狂奔する渦流となつて再び本流の荒磯川に合流したのであります。天川基平さんの前では氾濫して西南に奔流し、鼻毛石と柏倉との境にあつた赤城街道の橋と共に、橋の袂にあつた数戸の家を流したり、その辺の様子を一変したのです。かくして多くの耕地を流失し大胡町にうつる少し北の白懸けの天神山の崖下で、之も濁水の奔流する大穴川と合したのであります。

大穴川は荒山南の大穴小穴辺から始まって、おもに柏倉地内を流れ、途中他の谷間から来る幾つかの小さな流れを合わせています。柏倉の新井に大穴川に沿つた墓地がありましたが、今回の水災にはその墓地には文化以前の石塔があり、それが流されたところから考えますと、今回の水災が文化年間のそれに勝つて激しかったことが推察されるのであります。云々

とあり、明治以降と言うよりは、それ以前から推してみても、最大の被害を被つた水害である。その当時宮城村役場

で調査した被害の概略はつぎのようである。（赤城南面昭和水難誌掲載）

（赤城南面昭和水難誌掲載）

一、死亡者名

北爪道治

北爪元治

滝沢光義

深沢秋良

1 鼻毛石

北爪友雄

前原由造

大崎政男

大崎典夫

大崎政男

二、流失田

大崎石根

北爪春次

北爪たま

岩崎ミツ

2 柏倉

石井末造

野口勇

深津章

大崎政男

三、流失畠

岩崎ノブ

岩崎千代

以上十名

3 市之関

高橋一郎

滝沢正二

内山清吉

野口よし

高橋常次

四、流失家屋

一四三町八反五畝二歩

一九五町二反五畝一步

流失土地計

三三九町一反三歩

4 苗ヶ島

岩崎秀吉

前原鶴三郎

高橋常次

高橋常次

## 五 昭和三十二年と四十一年の災害

これらの災害のうち、耕地・道路の復旧は、国・県より多大の補助金が支出され、地元農民もその費用を分担して耕地整理にあたり、昭和二十八年ごろにはほとんど完成した。また、流失した橋梁も応急に木橋がかけられ、堤防なども修復補強された。（以上赤城南面昭和水難誌による）

昭和三十二年七月五日夕刻より、赤城山周辺に雷を伴う大雨があり、鼻毛石では九八回の降雨があった。役場にある昭和三十二年七月水害農地復旧事業関係書類によると、

大前田 曲節・落合地区

苗ヶ島 梶谷地区

土砂・土砂礫で、平均六回から二十七回の厚さで埋没した耕地（田）が一町七反七畝あり、復旧費予算二十五万二千円、工期は昭和三十二年七月から三十三年七月三十一日となっている。

土破・土破礫で、平均十五回から三十回埋没した耕地（田）が五反六畝あり、復旧費予算十一万四千円、工期は昭和三十二年七月六日より翌年七月三十一日まで他に水路・頭首工の復旧工事がなされた。

昭和四十一年九月二十四日の台風二十六号によつて、家屋などに相当な被害があり、固定資産税が減免された家も相当数にのぼつてゐる。(役場にある 台風二十六号による減免申請關係欄 昭和四十一年度による)

## 六 防災計画

前項までに記したような水害に対処するため、昭和二十七年には県費などによる水防施設整備がなされ、また、水防計画もたてられ、昭和二十八年八月三十一日には水防演習が実施された。

また、県の防災会議の指導により、昭和三十九年度より、宮城村防災会議による「宮城村地域防災計画」がたてられた。これは、農作物灾害予防計画に始まり、火災予防、大震火災予防、学校施設の灾害予防など多岐にわたる防災計画である。つぎに、その計画の一端を抜粋する。

### 宮城村地域防災計画

#### 第一章 総則

##### 第一節 目的

この計画は災害対策基本法第四十二条の規定に基づき、宮城村の地域に係る災害対策全般に関し、次のことを定め、もつて総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

- 1 宮城村及び村の地域を管轄する公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育

#### 及び訓練その他災害予防の研究

- 3 災害に関する予防又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の計画

- 4 前号に掲げる計画の実施に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 5 その他宮城村の地域に係る防災に関し、必要と認める事項(以下略)

## 第二節 消防

町村施行前には連合村で非常災害にあたっている。大前田村の次のような村則があり、消防、防災にあたっている。

明治十七年第二月

非常議定村則

大前田村

幹事世話掛

非常連中議定村則

一、火難人民相互ニ第一ノ災難ニシテ出火ト見トムルトキハ

見付次第駆付防方第一專務トス

一、村内人年齢十七歳より四十歳迄者非常器械掛連中ト定ム  
但シ出火ノ節ハ村内ハ勿論隣村等ニ至迄出張シ防方第一

トス

一、四十歳以上之者非常器械連中ニテ出火ノ際段臥シラサル

モノニハ起シテ届ル者トス

後火ノ番等専一タルヘシ

一、起シ届ケルト雖出張セサル者ハ罰金五拾五

錢納ヘシ

一、病氣及他行シ或不得止事故有ル者ハ其旨世話掛或ハ隣家  
ヘ届ヘシ

一、器械出張村々ハ聯合ハ勿論苗ヶ島村室沢村馬場村月田村  
稻里村女瀬村新屋村込替戸村種越村川原浜大胡町ニ限外運

隔之地タリトモ大風或大火ト見トメ一町防舞ト見トムルト  
キハ此限りニアラス

一、器械持運之儀ハ上下ニ手ニ分一度替リトス

一、甲乙丙組の内世話掛八名置事

但シ出火ノ節器械出張致候ハ世話係之素因ニシタカウ  
者トス

一、甲乙丙組之内非常掛外之者ニ幹事二體事

一、非常連中の内ニテ雲電木掛高張灯提高旗掛等之掛員幹事  
世話掛等ニテ年々組替候事

一、姪獨水籠或ハ連中之着者等之番ハ幹事世話掛等之者ニ而  
心付候事

一、器械掛連中ニ而火ノ番等ニ當候人ハ出火ニ出張セサル者

雷田 清造 中村 栄造 北爪 善五郎  
宮田由太郎 小倉 弥平 北爪 五郎  
小倉 忠造 藤田安三郎 宮田 長吉  
石川 市郎 宮田伴五郎 宮田 伝作  
青木 惣八 高井 仲吉 石川 九八  
高井 李亦 宮田 要造 宮田 勇造  
宮田 崇四郎 高井 与平 宮田 仁平  
磯田 善平 宮田 寅吉 宮田 重太郎  
宮田 彰八 武井 源平 北爪 亦七  
武井 藤八 高井庄三郎 宮田 豊五郎  
高井 庄三郎 宮田 仁平  
宮田 重太郎 石川己の吉  
北爪 亦七 小倉小弥太  
神尾由五郎

北爪 善五郎  
宮田 啓作  
宮田 喜市  
阿久沢利平  
宮田 藤造  
宮田 喜市

右ハ前書之通非常連中誠定村則相定メ候上ハ相互ニ精々勉強  
致村内ハ勿論、他村ニ至迄出火之節ハ出張致達約商論等無之  
様、時間數可致事

明治十七年第二月

(以下一行、印ありしを段組印略)

下田 浅次郎 下田 孫八 中村清四郎 松井 多七

雷田 清六 中村 伝吉 青木 四平 下田 邦吉

中村茂三郎 青木 忠造 高井 固造 中村八十八

明治二十七年（一八九四）二月十日「消防組規則」が公布された。從來の市町村条例による義勇消防組を廃し、知

事の管掌とし、全國的な統一基準が定められた。宮城村の消防組は、十月に組織された。つぎに掲げる第三部（市之  
関）の資料「明治廿七年十月廿二日消防会決」によると、宮城村全体で一組の「宮城村消防組」となり、各大字が部  
となり、役員は、組頭一名、部頭八名、その下に小頭が各部ごとに二名ないし四名で構成された。

各部別と人員はつぎの通りである。

部名	大字名	人員	小頭
一部	鼻毛石	三十二人	二人
二部	柏倉	六十人	四人
三部	市之関	三十人	二人
四部	三夜沢	全戸	二人

五部 苗ヶ島上 三十人 二人  
六部 苗ヶ島下 四十人 三人  
七部 馬場 三十人 二人  
八部 大前田 六十人 四人  
報酬は、組頭が年俸三円、小頭警報担当は年俸一円であった。また、各部に集合会場などに使う「ラツバ」を備えておくことになった。

明治廿七年十月廿二日消防会決

一 宮城村全体ヲ以テ一組トシ  
一 各大字ヲ一部トナス  
一 苗ヶ島村ハ二部トス 其他ハ一字一部トス  
一 第拾五条ハ衣ヲ教スルコト  
一 第拾六条ハ取消  
一 第拾七条手当トシテ  
一 組頭年俸三円小頭警報担当年俸一円  
第十八条 最低賃ヲ教スルコト  
第二十条 行為アルコト  
柏六十人 小頭四人  
備考各部ニ呼器トシテ「ラツバ」ヲ設ルコト

市三十人	タ	武人
鼻三十三人	小頭	武人
苗上三十人	タ	武人
苗下四十人	タ	三人
馬三十人	タ	武人
大六十人	タ	四人
三全村	タ	武人
一部鼻	武部柏	三都市
四三夜	五苗上	六苗下
八大前		

なお、各部ごとに部員名簿が作製され、それには、消防手任命年月日、同辞免年月日、役務、住所族籍及身分、氏名、年令が記載されている。第四部では年令欄には生年月日が記入されており、消防手に任命された当時の年令は、第四部三夜沢は全戸である関係から二十才から五十七才である。第三部（市之関）の明治三十六年の人員台帳による

と、十八才から四十一才までの人人が記載されている。

同年十一月廿六日には区長部頭会議が開かれ、組の旗、提燈、服の目印、消札、備品などが決められた。それぞれつきのとおりである。

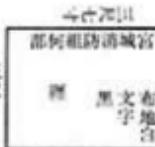


### 宮城組消防之件ニ付

十一月廿六日区長部頭会議

一 宮城組提燈若者同族ハ宮城役場ニテ出来之事

此旗ハ各部頭持リ也本



三尺

一五

### 宮城消防組々頭

前原 芳雄

何部々頭

某

何部小頭

某

宮城消防組何部

(名前)

一 嘴吹  
一 高張  
一 警報

前記之通相定候条五ニ実直ツ主トシ本分ヲ尽スヘキコト

左記ノ条々其筋ヨリ指示相成候条此断  
御通達申進候也

宮城組消防組頭

前原 芳雄 ㊞

明治廿七年十二月卅一日

三部々頭 阿久沢友次郎 殿

指示第四五七号

消防組規則施行細則第十五条中左記之通り改正相成候条心得  
ノ為メ通知ス

群馬県令第六十三号

明治廿七年九月群馬県令第四十九条消防組規則施行細則第十  
五条末項左ノ如ク改正ス

警察長分署長ハ土地ノ状況ニヨリ警部長

消防組は、前述の服製の徽章、査閲、演習の時の隊列の組みかた、行進、種々の挨拶、任命、辞職、懲戒など、細  
い点にふれて、警察より指示された。内容はなかなか厳格であった。

指示第四五八号

一隊列進行中知事警察官其他警察官ニ行進フトキハ指揮ヲ司  
ルモノノミ帽子ヲ脱シ敬礼ヲ行フヘシ

一隊伍ヲ組ミ停止スル際知事警察官其他警察官其前面を通過  
スルトキハ指揮ヲ司ルモノニ於テ敬意ヲ表スヘシ  
ニ礼式ノ合フ下ス列員ハ一齊ニ冠物ヲ脱シ体ノ上部ヲ少々

ノ認可ヲ得テ被服ノ全部若クハ幾部ヲ給セ  
ス又ハ小頭以上ニ限り一定ノ徽章ヲ附シタル洋服ヲ給スルコ  
トヲ得  
明治廿七年十二月二十七日群馬県知事中村元雄洋服ニ付ス  
ル徽章ハ左ノ通り相定ム

大胡警察署長

警部中西正信

明治廿七年十二月二十八日



前面ニ傾ケ注目ノ礼ヲ為スヘシ

一隊列進行中消防組組頭フトキハ其指揮ヲ司ルモノニ於テ互  
ニ指揮旗ヲ頭上高ク差上ケ注目シテ敬意ヲ表スヘシ

一帽子ニ付スヘキ線ハ適宜差支ナシト體モ当署管内一定ヲ要  
スル為メ組頭ハ七本部頭ハ五本小頭ハ四本消防手ハ一本各  
黄色ノ羅紗又ハ蛇腹ヲ付スヘシ

一隊列進行ノトキ隊列ノ順序ハ先頭部頭次標識三响萬四火ノ手五木ノ手六雜事掛トス小頭ハ全隊ノ便宜ノ位置ヘ列ス右之通り心得ヘラルヘシ此旨指示ス

大胡分署長警部中西正信

明治廿七年十二月廿九日

宮城消防組頭前原芳雄殿

指示第四五九号

消防演習ハ来ル明治廿八年一月十日ヨリ二十日マデノ間ニ於

テ舉行スル旨ニ候条其日時場所ハ追て指達及ベタ諸事頗爾ノ都合モ有之可思考セラレ候ニ付心得ノ為メ指示ス

明治廿七年十二月廿九日

大胡警察長分署長

警部中西正信

宮城消防組頭前原芳雄殿

左記ノ通り其筋ヨリ御達シ相成候条此段御通達ニ及候也

部頭

防久沢友次郎殿

指示第四三一号

明治二十七年十二月二十八日には、小学校庭で、役員とボンブ係によるボンブの使用方法の研究が行われた。当時は、ボンブと言い、「响筒」と書かれている。第四部（三夜沢）の消防器具目録によると、当時のボンブは、ドイツ形

一組頭以下小頭ノ職ニアル者辞職セントスルトキハ辞職ノ理由ヲ記シタル書面ニ署名捺印シ警部長名宛組頭ハ直ニ小頭ハ頭組ヲ經組頭ヨリ署長ニ呈出スヘシ

一消防手ニシテ辞職セントスルトキハ辞職ノ理由ヲ記シタル書面ニ署名捺印シ署長名宛部頭ヲ經組頭ヨリ署長ニ（呈出）スヘシ

一組頭以下小頭ノ任命ヲ受ケタル者アルトキハ履歴書ニ署名捺印シ警部長名宛組頭ハ直ニ小頭ハ組頭ヲ經組頭ヨリ署長ニ呈出スヘシ

一消防手ノ任命ヲ受ケル者アルトキハ部頭ニ於テ概則第四条第六条ニ低触ナキ資格アル者ヲ取調其氏名年齢ヲ組頭ニ報告シ組頭ハ署長ニ任命方具申スベシ

一小頭以下消防手ニシテ細則第二十一条ノ各項ニ触レタル行為アリテ概則第十九条ニ依リ懲戒ス可キモノアルトキハ其行為小頭ニ係ルトキハ組頭消防手ニ係ルトキハ部頭ニ於テ取調本人ヨリ手続書ヲ微シ組頭ヨリ署長ニ具申スヘシ

一消防組員ニシテ概則第十八条第二十条ニ該當スルモノアリタルトキハ其小頭ニ係ルトキハ組頭消防手ニ係ルトキハ部頭ニ於テ取調本人ヨリ手續書ヲ（以下欠）

方形鉄製（ドイツ式腕用ポンプ）で明治二十三年十二月十九日に購入され、同二十七年十一月に修繕されている。

陳者明廿八日宮城村尋常小学校構内ニ於テボンブ使用方研究致度候条消防組役員及消防手ノ内ボンブ懸三四名御同道ニテボンブ御携帶ニテ右現場ヘ午前八時ニ御出頭相成度此断及御通知候也

明治廿七年十二月二十七日  
部頭阿久沢友次郎殿

組頭 前原 芳雄  
巡查 外山 弥市

なお、当時の消防器具はつぎのようである。

器具種類	消防器具目錄	新調年月日	修繕年月日
形質	圓竹方 形鐵製	明治廿七年十二月廿二日 同	明治廿三年十二月廿九日
員數	一一一	明治廿七年十二月廿二日	明治廿七年十二月廿二日
明治廿七年十二月廿二日	明治廿七年十二月廿二日	明治廿三年十月	明治廿三年十月
明治廿九年十月	明治廿七年十二月廿二日	明治廿三年十一月	明治廿七年十一月
明治廿七年十二月廿二日	明治廿七年十二月廿二日	明治廿三年十一月	明治廿三年十一月

明治二十九年には、消防組員の帽子や徽章洋服が、華美になつたり、粗まつだつたりして、県下まちまちなので、



演習施行候条当日午前八時マデニ無之相違該町へ出頭候様各

部へ通知セラルヘシ

大胡賢秦分署長

警部 中西 正信

宮城消防組

組頭前原芳雄殿

聯合消防大演習日期を最早接迫ニ及候ニ付本月十三日宮城尋常小学校内ニ於テ宮城全隊消防演習研究仕リ度候間當日午前八時右現場ヘ御出頭相成候様御取扱下成度此段及御囁候也

宮城消防組

組頭 前原 芳雄

明治廿八年一月八日

大字市之閑村

兼て御通知申上置候来る十五日大胡聯合消防大演習之辰日期  
延引致シ候ニ付尚々來ル十三日宮城全軒宮城尋常學校講内ニ  
於テ演習御通知申置候儀ニ付明十二日正午宮城村役場扣所迄  
無相違御出頭相成度此断御通知ニ及候也

宮城消防組

組頭 前原 芳雄

消防組聯合演習施行順序

・阿久川友次郎題  
兼て御承知之宮城消防組大演習ニ付諸入賛賦、課誌之儀相談ヲ  
要スル儀有之候条メル六日午前十時宮城村役場扣込迄無浅御  
出頭被下成度此断御通知ニ及候也

宮城消防網

組頭 前原 芳雄

明治廿八年二月四日

三区々長六木木豊太郎殿

三郎々頭阿久沢友次郎殿

御部内消防組小頭及消防手人名簿ヲ製シ携帶ニテ本年度消防演習手当費領取ノ為來ル廿八日迄ニ當役場へ御出頭相成度此断御通達候也

宮城村長

卷之三十一

小池  
一郎殿

第三節 消防

大胡警察署長

終テ再ヒ大胡町市街所定ノ旧位置ニ參集ス

大正二年九月三十日 警部 寺野 近造

各駐在巡査

大胡、荒砥 消防組殿

柏川、宮城

消防組殿

六 休憩

七 喧嘩試験

大胡町明武館前通り南端ニ建設ノ標的三個ニ対シ順番喰銃各壇台ツツ五分間水勢ヲ試験シ水力竿頭ノ標的ニ達シタルモノヲ優勝トス

八 休憩

九 駆足競走

一 出場準備駆足

二 駆足

三 但二列横隊

十 終テ選手十人ツツトシ到着点ニ達シ小旗ヲ持チ帰着シタル一、二、三ノ者ヲ勝チトス

十一 終テ役員一同ハ明武館ニ集合シ署長ノ訓示ヲ受クルモノトス

十二 終テ大胡町尋常小学校々庭ニ順次參集シ所定ノ位置ニ西面ニ

十三 但各組部毎ニ二列横隊

十四 五隊列運動

十五 分列式（二列横隊）

十六 各組各部毎ニ施行ス

四 点検

終テ大胡町尋常小学校々庭ニ順次參集シ所定ノ位置ニ西面ニ

十七 整列スベシ

十八 但各組部毎ニ二列横隊

十九 五隊列運動

二十 分列式（二列横隊）

二十一 各組各部毎ニ施行ス

明治四十四年に、第三部（市之関）では、消防器械置場を修理し、火の見の階梯を新調した。大工手間賃その他で

一円六銭五厘かかった。

受取之証

消防器械置場修繕及火之見稽核

一金九拾錢 新調の際

大工大人四人小人老人分

飯料

一金拾六銭五厘 钉參百匁代

右正ニ請取候也

阿久沢友次郎㊞

四十四年四月七日

第三部々頭

小池太助殿

明治三十九年、四十四年には、養蚕時期になると、稚蚕飼育のために火災が激増しており、四十四年四月二十五日以降も蚕病消毒や蚕見飼育のために新川深沢で野火があり、居宅その他を焼失しているので、警察より、火氣取扱を厳重にし、警戒と器具の整備をよくするように通達されて、部内（大字内）に通知されている。

明治四拾四年五月十日

宮城消防組々頭

北爪 総衛 ㊞

第三部々頭

小池大助殿

毎年度蚕見飼育季節ハ火災度数劇増ノ事例渺カラス現ニ去月廿五日以降蚕病消毒及蚕見飼育ノ為メ新川深沢両大字ニ於テ野火ヲ失シ居宅其他ヲ灰燼ニ帰シ拘ニ嘆ニ堪ヘサル者アリ此際一層火氣取扱ニ關シ周密ノ注意ヲ払ハレントラ希望ス

ル旨ニ申越タルニ付右通知ス

追伸洋燈□□ニ警察署へ□□ニ及ヒタルモ未着ニ付着荷

明治三十九年五月二十八日 宮城消防組

組頭 前原 寿次

## 第三部

部頭 高橋安三郎殿

大正式年五月十日

宮城消防組々頭

北爪 徳衛

明治三十九年、四十年には、消防組服務規定によつて水利調査が行なわれ、各戸の井戸、泉水を調べ警察署へ報告がなされた。

発第一号

今般消防組服務規定第廿七条ニ依リ各戸ノ井戸、泉水ヲ調査報告可致様警察署より相連有之候ニ付調査致度別様式ニ準シ来ル十八日迄ニ其部内ヲ調査シ御報告相成度依命御及通知候也

追而調査当日（十五日頃）受持調査立合ヘキ管ニ有之候右申添候也

明治三十九年七月八日

宮城消防組頭

第三部々頭

高橋安三郎殿

第四号

水利調査ノ件通知

## 参部々頭

小池大助殿

火氣取扱ノ件ニ付大胡警察署より春蚕飼育中特ニ全般ニ注意セラル様通達有之候依テ一層御注意相成度候也

併チ任免書交附相成候ニ付及送附候也

明治四十年七月二十日

宮城消防組

組頭 北爪清三郎 殿

## 第三部

部頭 高橋安三郎殿

第三部

消防事務取扱細節第二十八条ニヨリ水利調査執行致度號ハ来る三十日迄ニ其ノ部内各戸ノ井戸及泉水ヲ調査シ其情況御報告相成度此段及御通知候也

追而昨年調査御報告ト異動有之候節ハ明細御報告相成度為念申添候也

大正式年參月五日

組頭 北爪 徳衛

参部々頭小池大助殿

水利調査之件左記の日割を以て貴職外小頭にて執行相成度尙

市之関 八日

当曰は巡査平田氏巡視の都合に候間右御了承相成度候也

三夜沢 九日

柏倉 六日七日

明治四十三年一月には「火防組合」を組織することが協議され、設置後、「火氣取扱調査」が部ごとに実施され、大正十二年までの火氣取扱調査簿がみられることから相当長く行なわれていたことがわかる。なお、警察署からもおりにふれて活動の強化が指示されている。火氣取扱調査は、爐、風呂場、洋燈、灰置場、燐寸置場、石油置場、消火用器具、炬燵、蚕室爐、乾燥場等が完全になつてあるか否か一戸ごとに調査したものである。

#### 発第一号

明治四十三年一月四日

宮城消防組合頭 北爪清三郎

④

第三部々頭小池大助殿

#### 一、火防組合組織ノ件

右ノ件ニ付キ御協議申度候間來ル一月七日前九時宮城村役場へ御參集相成度此段及御通知候也

追テ事故參集致兼候節ハ小頭若クハ消防手ヲ代理トシテ

明治四十五年四月十一日

大胡警察署長

警部 藤野七五三

尚當日ハ軍友会年賀式有之由ニ付午前内ニ会議ヲ終了致度

各火防組合役員殿

## 〔群馬県〕失火原因表

一一八

		種別		年次(明治)			
		原因	件数	原因	件数	原因	件数
一五	一六五	一八二〇	一五三	一二二九	二六三八	二〇二六	三三
九	一三八一	一〇四七	一三一	一二二九	二六三八	二〇二三	四〇
八一	一三七〇	一四	三七	一二二五	二五八	一五	三五
合計	一一四一	一一〇	一五三八	二六七〇	一四	一一	自一月
四二九	一一一二	一一三一	一一三	一一三	一一三	一一三	至月末
三六九	一一一	一一一	一一二	一一一	一一一	一一一	自一月
三二五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	至月末
一一四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	自一月

備考 この表は、明治四十五年四月十一日、大胡警察署長よりの通達についてきたもので、県全体の発生件数である。

火防組合勧行ニ関スル件

大正元年十一月二十三日

組頭 北爪 徳衛 ㊞

三部々頭 小池 大助殿

力セラレタシ

燈カ(非金属性)

一 □ 薦洋燈不全 □ 燈リ使用スルモノ

二 □ 燃料置場不完全ナルモノ

三 橋寸置場不完全ナルモノ

四 火防用水設備ナキモノ

五 灰壁等内部破損セルモノ

又ハ金網ヲ使用セサルモノ

風伯其ノ威ヲ逞フシ漸次火災期ニ入ラントス此時ニ於テ災害  
ヲ防止スル唯一ノ機關タル火防組合員ニ於テハ組合規則ヲ勵  
行シ以テ左ノ各項ヲ達成セシメ其ノ完全ヲ期セラレン事ヲ努  
め大正六年十一月に、大前田（當時宮城村第七区）では火災予防組合規約がつくられた。内容は火災予防に組合員が  
協力して予防の設備、注意警戒することを目的としたものである。

とくに第八条では、火氣取扱上特に遵守する事項をあげ、十一項にわたって細かに規定されている。その他にも養

糞上での火氣取扱いの規定がのせられている。

大前田火災予防組合規約書

並 組合員名簿

宮城村 第七区

分シテ五人組ヲ一組トナシ各受持区域ヲ定ム

第四条 組合ニハ組長、副組長、老名監督委員四名委員若干  
ヲ置キ組合ノ事務ヲ管理ス

組長ハ部頭副組長ハ部頭代理小頭監督委員ハ小頭委  
員ハ伍長ヲ以テ任ス

第一条 本組合ハ火災予防ニ関シ組合員協力シテ予防ノ設備

ヲナシ又ハ互ニ注意警戒ヲ為ス以テ目的トス

第二条 本組合ハ宮城消防組第七部ノ区域内ノ居住者ヲ以テ

組織ス

第三条 組合ハ監督上便利ノ為メ部内ヲ四区ニ大別シ更ニ小

トナス

第六条 本組合ノ役員ハ毎年十一、十二、一、二、三ノ五カ

月間ハ武回以上四五六ノ三カ月間ハ少クモ一回以上組合各戸ニ付火氣取扱上危険ノ有無ヲ調査シ苟そ危険アリト思料シタルトキハ家人ニ危険予防上必要ナル注意ヲ与ル事

**第七条** 組合ニハ調査ノ便ニ供スル為メ火氣取扱調査簿ヲ備

**第八条** 組合員ハ火氣取扱上特ニ左記ノ事項ヲ遵守スルモノトス

(1) 構寸置場ハ一定シ且ツ小兒ヲシテ容易ニ持出シ能ハサルノ方法ヲ講スル事

(2) 灰置場ハ地中ヲ掘リ下ケテ設タルカ若クハ四面厚壁ヲ以テ構造シ万一残火アルモ危険ノ他ニ及ハサル設備ヲスル事

(3) 灰置場ハ地中ヲ掘リ下ケテ設タルカ若クハ四面厚壁ヲ以テ構造シ万一残火アルモ危険ノ他ニ及ハサル設備ヲスル事

(4) 炉ハ位置ノ如何ニ拘ラス周囲及底部ニハ必ス完全ニ石、土其他ノ不燃質物ヲ以テ構造シ且燃料置場ノ接続スルトキハ少クモ平面ヨリ高サセ七寸以上ノ衝立様ノ境界板ヲ置キ其ノ炉ニ面シタル部分ヲ不燃質装置ヲスル事亦枯葉ヲ燃料トスルモノハ必ス不燃質ノ容器ニ容ルニ非ラザレハ炉辺ニ置カサル事

(5) 恒壁ヲ用ルトキハ必ス金屬製ノ鋼ヲ使用スル事

(6) 瓦屋ハ成ル可ク屋内ニ設タル事止フ得サル場合ニ置テ屋外ニ設タルトキハ必ス適當ナル場所ヲナシ暴風ヲ防テノ設備ヲ完全ニシ又窓ノ周囲ニハ適當ナル空地

ヲ存シ破損ノ調査ヲ便ニシ焚口ト燃料置場ノ境界ニハ炉邊ト同一ノ衝立若シクハ土壁ヲ設ケ僅ニ注意ヲサルノ設備ヲ為シ尚慮ニ接近シタル床下ニハ相当ノ板張ヲナシ窓火ノ風ノ為メニ飛散スル事アルモ其床下ニ及ハシメサルコト特ニ慮上方ニハ注意シ危険ノ絶無ヲ計ル事

(7) 煙筒ノ構造ハ規則ノ通り施行シ且ツ掃除ハ調査ノ前日又ハ当日ニ於テ行フ事

(8) 風呂場ノ構造ハ慮ニ準シ設備スル事

(9) 洋燈ノ油壺ハ金屬製ノモノヲ用ヘ注油ハ必ス昼間ニ之ヲ行ヘ油置場ハ火氣取扱場ニ遠ラシメ又釣具ハ必ス金屬ヲ用ヒ釣針ニシ洋燈トノ距離ハ少クモ老尺五寸以上タルヘク若シ其距離ヲ保ツ能サルトキハ火焰ノ向上部ニ金屬板ヲ張ル事

(10) 屋外ニ於テ燒火ヲ為ストキハ少クモ燃質物ヲ去ル拾間以上ノ場所タル事

(11) 用水桶ノ滅水ニ注意スルコト

(12) 水利不便ノ地ニ在リテハ成ル可ク火防用水池ヲ作ル

**第九条** 養蚕家ニ在リテハ蚕兒飼育ノ際ハ左記事項ヲ遵守スル事

(1) 瓦屋ハ成ル可ク屋内ニ設タル事止フ得サル場合ニ置テ屋外ニ設タルトキハ必ス適當ナル場所ヲナシ暴風ヲ防テノ設備ヲ完全ニシ又窓ノ周囲ニハ適當ナル空地

隔ツ保ツ事

(d) 講室ニ於テ温度ヲ採ル為メ火刀ヲ用ユルトキハ最モ

注意シ就中焚火セムトスルトキハ必ス番人ヲ置ク事

(e) 講室ニ於テ喫煙セサル事

第十条 不完全ナル謙乾燥器及乾燥場ノ使用ヲ廃止シ左記制

限ニ依ル事

(f) 乾燥場ハ四隣五間以上ノ距離ヲ保チ建設スル事

(g) 乾燥場ノ内部並ニ天井ハ厚壁又ハ金屬板張トシ其ノ

屋上不燃質物ヲ以テ覆其スル事

(h) 烟管装置ニ依ラヌ漏網ヲ直接炭火上ニ架スルモノハ

其間ニ金屬ノ隔壁板ヲ置キ火氣ノ昇昇スル防止装置

ヲ為ス事

第十二条 組合ニハ規約書ヲ設ケ組合員ハ之ニ調印スルモノ

トス

大正六年十一月三十日

組長 田島莊次郎

副組長 宮田嘉一郎

委員長 品川橋太郎

同 松井国太郎

同 後藤喜次郎

委員 石川貴平

他に二十二名署名

組合員全員署名

大正九年三月に第七部（馬場）で警則がつくられた。これは、消防組の責任を果すための精神向上を期待して協議されたものである。病気その他やむを得ない場合を除いては、非常出場に際して必ず出務すること、組員の会議には万障繰り合せて必ず出席すること、無断欠席をしないこと、迎えを受けないことなど厳しくとりきめをしている。

なお、賞罰を定め、出席、非常召集、活動成績が模範的な者に奨励のため賞状を授与することを決めている。

大正九年三月

警則

宮城消防組第七部

誓則

第一条 消防組織機関ヲ完全ニシ責任ヲ確守スル為メ並ニ組員ノ精神懲念ニ於テ向上發展ヲ期スル為メ全員相互合議ノ上左ノ事項ヲ遵守茲ニ署名捺印ス

第二条 組員ハ非常出場ニ際シテ必ず出務スル事方一病気若

シクハ余儀ナキ場合ニ置テハ欠席ヲ報告スルコト

尚本人不在ノ時ハ家族ニ於テ通知スルコト

第四条<sup>(二)</sup> 尚本人不在ノ時ハ家族ニ於テ通知スルコト

組員ノ会議ニ付召集ノ場合ハ万障縦合セ必ズ出席成スコト若シ無拗事故ニテ出席不可能ノ時ハ限テ其趣会頭者通告スル事

第五条 第四条ノ場合万ニモ無断欠席ハ断ジテ致ス間敷意外ニモ組員ノ御向ヒ等ヲ受タル事有之節ハ如何ナル御

処置被下共決シテ違背無之事

### 賞 則

第一条 消防組ノ発展ヲ語リ左ノ事項ヲ達ネ茲ニ契用ス

大正十年九月には、消防組施行細則で区域外応援区域が後掲の表のように指定された。

第三六七五号  
大正十年九月二十九日

大胡警察署長

各消防組々頭部頭殿

消防組区域外応援区域指定ノ件

今回消防組規則施行細則第十七条ニ則リ各消防組区域外警防

応援区域別表ノ通り相定メ候。今之ニ依リ警防応援セラルベシ

但大火水災其他ノ場合ニ於テ警察官吏消防役員町村長等ニ  
於テ必要ト認メタル場合ハ此限リニ非ラザル儀ト心得ラ  
ルベシ

第二条<sup>(一)</sup> 組員ニ於テ接觸ト成ル可キ者ニ限り一カ年度内毎二

獎勵ノ為メ賞状ヲ授与スル事

但シ吾國參名以內ト尚適應者無之場合ハ止ムナキ事

第三条<sup>(二)</sup> 組員ハ能テノ出席並ニ非常出場ハ勿論活動成績ニ依テ對照ノ上決定スル事

第四条<sup>(二)</sup> 組員ノ獎勵ニ就テハ當島役員ニ一任スル事

右之通り確久相合美仕り候也

大正九年三月式拾五日

田島莊次郎

以下 退署

◎

消防組区域外応援区域表（宮城消防組）

部名	部所在地	応援区域（大字名ノミヲ記入）
一 鼻毛石	大胡、堀越、河原浜、桶越	
二 市ノ関	大胡、堀越、河原浜、流瀬	
三 夜沢	流瀬、大胡、堀越、河原浜	
四 苗ヶ崎	月田、室沢、稻里、閑、新屋	
五 馬場	月田、室沢、稻里、閑、新屋、女瀬	
六 大前田	河原浜、込皆戸、新屋、稻里、女瀬、桶越	
七 河原浜		

追テ自消防組内ハ遠近ヲ問ハズ応援スペキモノトス

大正十一年には、消防警察後援規程がつくられ、区内の消防組員が警察官と連絡をとつて区内の危害の予防排除に努め警察官より援助要求があつたときは出動して治安保持にあたり、民衆警察としてはたらくことを目的としている。

#### 消防警察後援隊規程

第一条 □□ニ消防警察後援隊ヲ置キ□□内ノ消防組員ヲ以テ組織シ□□消防警察後援隊ト称ス

第二条 後援隊（以下消防警察ヲ略シ単ニ後援隊ト称ス）ハ常ニ警察官ト連絡ヲ採リ主トシテ□□内ニ於ケル危害ノ予防排除ニ努メ警察官ヨリ援助ノ要求アリタルトキハ直ニ出動シ治安保持ノ任ニ当リ民衆警察ノ実績ヲ挙タルヲ以テ目的トス

第三条 後援隊ニハ隊長一名副長一名部長□名伍長□ヲ置ク隊長ハ消防組頭部長ハ部頭伍長ハ小頭ヲ以テ之ニ充ツ副長ハ組頭代理タル部頭之ヲ兼務ス

第四条 後援隊ハ□□内又ハ之密接ノ関係アル場所ニ於テ殺人、強盗、放火、其他重大犯罪実犯シ若クハ之を予

第八条 本規程ハ大正十一年十一月一日ヨリ之ヲ実施ス

昭和三年頃と思われる「消防役員會議訓示及協議事項」によると、地方において、上級役員の措置に不満で總辞職を口述として排斥運動が起つたり、組合員同志の葛藤が町村自治に悪影響を及ぼしているものがあるから、よく規律を守るように訓示されている。一方役員の中にも脅迫傷害賭博罪で処罰を受けたり、泥酔して暴行をはたらき解職されているものがあつて、消防本来の使命に背いているから一層厳しく規律を守るように訓示されている。

防警戒ノ為メ必要アリト思科シタルトキハ進ンデ警察署長又ハ受持巡査ニ協議シ必要人員ヲ數速出動セシムルモノトス

第五条 警察官吏ヨリ援助ノ要求アリテ事態ノ急ラ要スル場合ハ部長又ハ伍長ハ直チニ其部内ノ隊員ヲ出動シ直チニ其旨隊長ニ報告スルモノトス

第六条 後援隊員ハ常ニ品行ヲ正シ特ニ法令遵守ニ關シテハ率先身ヲ以テ篤ラシム必要ニ応シ警察官ト協力シ法令ノ宣伝又ハ之カ徹底ニ努ムル事

第七条 隊長ハ□□内ニ於ケル警察事故ノ予防排除ニ關シ意見アルトキハ警察官吏ニ開陳スルモノトス  
附則

また、「大日本消防協会」発会に伴なう協力依頼、消防精神の作興などについて述べられている。

#### 消防役員会議訓示及協議事項

##### 一 消防組ニ于スル件

消防組ノ發展ハニ組員ノ規律並素質及器具機械ノ整否如何ニ因ルヘク各位ニ於テモ亦常ニ意ヲ致シ平素之カ訓練改良並素質ノ向上品性ノ陶冶ニ努力シ居ルコト、信スルモ地方ニ於テハ今尚勤モスレバ上級役員ノ措置ニ不満ノ声ヲ洩シ連袂辭職フロ述トシテ排斥運動ヲ起シ或ハ組員相互ノ葛藤ヲ惹起シ紛糾ヲ重ネ延テハ町村ノ自治問題ニ悪影響ヲ及ホスモノアリ殊ニ最近ニ於テモ役員中ニ脅迫傷害罪等ニ依リ或ハ賭博罪ニ依リ処刑ヲ受ケ又泥醉ノ結果暴行ヲナシ解職ノ止ムナキニ至リタルカ如キモノアリテ消防本来ノ使命ニ背戾シ規律上看スヘカラサルノミナラズ社会ノ信用ヲ失墜スルニ至ルヘク甚タ寒心ニ堪ヘサル次第ナルヲ以テ各位ハ一層爰ニ意ヲ致シ嚴肅ナル規律ノ涵養ト器具機械ノ改善ト組員ノ撰抜任免等ニ就キ慎重ヲ旨トシ過誤ナキ様努メラレントコトヲ望ム

##### 二 大日本消防協会ノ設立ニ于スル件

大日本消防協会ハ客年九月全國消防組頭會議ノ開催ニ其端ヲ發シ本年八月十四日ニ至リ其設立発会ヲ見ルニ至レリ而シテ該協会設立ノ趣旨タルヤ世運ノ進展ニ伴ヒ火災ヲ誘發スルコト愈々多ク從テ消防ノ責務モ亦旧態ヲ許サヌ重キ

加フルニ至リ之カ與庵ハ所謂國力ノ消長社会ノ文化ニ影響スル処極トシテ設立セラレタルモノニシテ真ニ我国消防發達史上一新紀元ヲ画シタルモノト云フヘク又以テ社会ノ一大警鐘タルヲ失ハス誠ニ慶賀スヘキ現象タルニ就キ各位ハ本県消防協会ノ發達ニ意ヲ致スト共ニ益々協力消防事業ノ進歩改善ノ為本協会ノ發達助長ニ最善ノ努力ヲ致サレントコトヲ望ム

##### 三 火災警防ニ于スル件

時既ニ烈風ノ季節ニ向ヒ愈々火防警戒ノ緊要ヲ感スルニ至ラムトスルニ就キ從來ノ例ニ依リ来ル十一月ヨリ各員協力シ明治四十二年十二月二十三日指示火防組合規約準則第八条各号ノ執行ニ努ムヘキハ勿論電氣工作物取扱ニ對スル知識ノ修養警火思想ノ普及宣伝及器具機械ノ破損等常ニ留意シ万ニ際シ職責ニ對スル信望ヲ失墜セシメサル様戒心シ以テ災害ノ防止ニ努力セラレムコトヲ望ム

##### 四 消防精神ノ作興ニ于スル件

懇近ノ世相今尚輕佻浮薄ノ風去ラス人心ノ培養勤モスレハ倫安荒怠ニ傾クノ觀アリ然ルニ此間ニ處シテ消防組員ノ如キハ地方自治團体ノ保安維持ノ職タル唯一ノ機關タルヲ以テ常ニ其任ノ重フ思ヒ毅然トシテ時流ニ超越シ尤モ沈着ニ

犠牲的奉公ノ氣魄ヲ養ヒ正義ノ信念ニ立脚シ消防組ノ威信

ヲ發揚スルノ大精神ナカル可ラス然ルニ多數消防組員中ニ

ハ偶々輕舉忘勤ヲ致テシ第一項ニ述べタルカ如キ結果ヲ見

ルモノ或ハ□職ノ誤ラ受クル者ノ絶ヘサルハ誠ニ遺憾ニ堪

ヘサル所ナリ各位ハ這箇世相ノ機微ヲ洞察シ至公至平恪勤

精勤能ク身ヲ以テ範ヲ村民ニ示シ亦常ニ点検操練等ヲモ勵

行シ心身ヲ鍛錬シ質実剛健ノ氣風ヲ養ヒ益々消防精神ノ作

興セラルヘシ

## 五 消防用水ニ于スル件

消防用水ニ就テハ常ニ各位ニ於テ研究施設セラレツツアル  
コトト信スルモ尚地方ニ依リテハ其施設ニ要スヘキ場所ナ  
キニシモアラサルヲ以テ今期ノ点検終了後ニ於テ組員ヲ督  
勵シ各個人井戸ノ水量及河水ノ流域貯水池ノ調査ヲ行フト  
同時ニ各部落人家ニ對スル放水上ノ利不利ヲ計算シ水利不  
便ト認メラル地点ニハ更ニ貯水池ノ新設等ニ關シ今一段  
ノ努力ヲ以テ一朝有事ニ際シ活動上遺憾ナキ計画ヲ為シ置  
カルヘシ

明治二十七年組織された消防組も、昭和十四年には「宮城村警防團」となり、各部はそれぞれ第〇分團と改称された。役職も、組頭、部頭、小頭から、團長、分團長、班長という名称になった。團員も、「警防員」といった。昭和二十二年十月一日からは、「消防團」と改められ、各大字一分團、の七分團三百八十人程の規模に組織された。これも、昭和三十八年からは、三分團組織に改めた。第一分團は奥毛石と大前田、第二分團は柏倉と市之関と三夜

## 六 点検要領ニ就テ

点検ノ要旨ハ紀律行状礼式隊列運動服装及機具等ヲ查閱ス  
ルモノニシテ其順序左ノ如シ

(1)集会命令午前八時即時点検開始  
組員ノ隊列ハ四列トス

号令「氣ヲ付ケ—番号」ニテ組員整列シ前面第一列ヨリ  
順次三歩前ノ距離ヲ取り服装ノ点検ヲ行フモノトス

(2)隊列運動ハ前項整頓ノ位置ニテ「前へ進メ」「廻レ右前へ  
進メ」ニテ廻転シ横隊ノ行進運動夫ヨリ「右向ケ前へ  
進メ」ニテ四列ノ長ニテ縱隊行進運動ヲ行フモノトス

(3)前項隊列運動ヲ終リ組員ハ休憩中ニ役員隨行ニテ機具ノ  
点検ヲ行フ

(4)午前十一時署長訓示及講評ニテ終了組員ハ解散スルモノ  
トス

七 火災原因調査表火災損害調査表警火思想普及宣伝度数表消  
防用ポンプ調査表別紙ニ添付ス

沢、第三分團は苗ヶ島と馬場で、團員も、百八十人と小數精銳主義をとった。各分團には、自動車ポンプ各一台と、自動可搬ポンプ一台ずつを配置して消防力の充実をはかるとともに、團員も、強い責任感を養うため、すんで消防学校に入校し、一般教育その他の教養をつんで志氣向上に努めてきた。

これらの成果が認められ、昭和四十六年三月、宮城村消防團は、全国各地の消防團の中から選ばれて、消防長官賞にあたる「半頭綬」を受賞するという榮誉が与えられた。一方、昭和四十四年八月には、村内簡易水道の完成に伴って、各地区に消火栓が設置された。第一分團内には四十三、第二分團内に三十八、第三分團内に二十九の計一〇ヶ所である。

なお、本村の消防委員、消防團長は次の通りである。

#### 宮城村消防委員

○昭和三四年三月三一日まで  
樺沢 映・農島源之助・後藤 胸雄・前原 駿

○昭和三六年三月三一日まで  
町田甚太郎

○昭和三四五年五月一日～同三八年四月三〇日  
村野輝三郎・石原 弥作・井上 清・前原 秀雄

後藤徳次郎



表彰 昭和四十五年度 消防隊

消防隊長官の表彰



◎昭和三六年四月一日

北爪 一夫

◎昭和三八年五月七日 / 同四二年四月二九日

阿久沢俊夫・樺沢 友佳・深沢 真造・井上 民司

◎昭和四六年三月現在

石原 弥作・前原 秀雄・北爪 一夫・中村 武夫  
山下松太郎・村野輝三郎

#### 宮城村消防団團長

昭和二五年就任 町田 基太郎

三二年就任

石原 弥作

三六年就任

前原 秀雄

四二年就任

北爪 一夫

四六年就任

中村 武夫

### 第三節 駐 在 所

明治二十年六月

管区制度を命ぜられ、宮城村大字柏倉に「屯所」を設立

明治二十二年九月二十一日

管区を廢止し駐在所と改称



消防点検（宮城小にて）

明治三十一年四月二十六日

従来の宮城村一村一駐在制を分けて柏倉と馬場の二駐在を置く

大間々警察大胡分署管轄の頃であり、馬場の駐在は現在の苗ヶ島阿久沢一郎氏宅で、元斎藤玉男氏方の離れにおかれた。

大正四年六月

苗ヶ島駐在所を設立

苗ヶ島二の一番地、旧道北側

昭和三十八年十二月十六日

柏倉駐在所を宮城村四十六万円、県警察本部三十八万円の建設費配分にて、宮城建設株式会社において新築

昭和四十年九月七日

大正四年三月設立された苗ヶ島駐在所は老朽化したため、主要道路に接した現在地（苗ヶ島二〇一九

の）を駐在所建設場所に選定、総工費一四六万円で新落成  
久保木益栄巡査が執務

昭和四十年十月三十日  
久保木巡査の前橋警察署転任により、鈴木勇巡査が同日付着任執務し現在に至る。

#### 最近の駐在巡査名簿

柏倉	苗島（馬場）
関文雄	小沼隆雄
昭和二六年	佐藤成雄
三一年	小沼隆雄
三五年	佐藤成雄
三七年	富田豊吉
四〇年	久保木益栄
四一年	鈴木勇（四〇年）
四三年	中島信雄（四五年）
タカハシ 伊藤勝	タカハシ 信行

## 第六章 戰爭と銃後

第一節 応召  
第二節 銃後の生活  
第三節 東宮鉄男大佐

昭和六年の満州事変のころから、軍部や国家主義者の台頭はめざましく、翌七年の五・一五事件や一年の二・二六事件を起こし、しだいに政治に関与して、軍国的支配を露骨にしていった。対外的には、昭和八年国際連盟から脱退し、国際社会から孤立した。国内では、國体観念、皇道精神、八纮一宇、高度国防国家の建設などといふことが叫ばれ、国民の思想の一元化をめざす国民精神運動員運動もはじまり、着々と戦争への体制をかためていった。経済的にも、戦時体制強化のため、種々の統制が加えられていった。

こうしたなかで、昭和十二年七月には、日華事変が起き、いつ果てるともしれない戦争に足を踏み入れ、ついに昭和十六年十二月八日米英両国に宣戦を布告し、太平洋戦争に突入した。この戦争は、国をあげての総力戦であり、前線と銃後の差ではなく、国の政治、経済はもちろん、村や村民の私生活に至るまで戦争中心に組みかえられていった。以下、当時の状況を村役場にある記録類によってたどってみよう。

## 第一節 応召

### 一 徵兵と勤員

わが国では、明治以来国民皆兵の徴兵制度を採用し、有事の場合には召集令状一枚によって、いかなる時でも早急に大部隊が編成できるようになっていた。男子は満二〇歳に達すると徴兵検査を行ない、身体強健なものは甲種合格で、三年間軍事教育のために入隊させた。終了者は村に戻り予備役（四年間）に編入され、さらに後備役（五年間）に入れられた。甲種のほかに第一乙、第二乙というのがあり、これは補充兵として軍籍に編入された。補充兵は検査

執行第一年次に第一回、以後二年おきに点呼があった。予後備役および補充兵は在郷軍人といわれ、この人たちの点呼は簡便点呼といった。役場の兵事係は在郷軍人の居所を調査し、有事の召集にそなえた。

召集令状は、大胡警察署長が村役場へ持参し、役場から応召員に交付した。この令状は夕方から夜半にかけて通知されることが多く、役場には令状交付の際専用のちょうちんまで用意されていた。令状の用紙は赤色だったので「アカガミ」とも呼ばれ、形式は次のようであった。

受領証	
一、〇月〇日 ○○部隊へ召集の臨時召集令状	
右受領人 昭和〇年〇月〇日	午前〇時〇分
○○○○印	
本人ニ代り受領シタル者ハ左ニ署名捺印スベシ	
前橋連隊区司令部御中	
群馬県勢多郡宮城村 (大胡警察署管内) 〇〇〇〇	
到着日時 昭和 年 月 日 時	

召集部隊	
前橋連隊区司令部	
乗車(船)	自駅至駅
乗車(船)	等級
運賃	急行料金
急行料金	円
氏名	臨時召集応召員旅客運賃後払証
乗車(船)	自駅至駅
乗車(船)	等
運賃	円
急行料金	円
乗車月日 昭和 年 月 日	
発行官衙 前橋連隊区司令部	
運賃支払部隊 部隊	

召集令状がきた家には、隣近所の人々、親類、友人等が見舞にくる。庭先には「祝出征兵士〇〇君」と記した旗や国旗等がにぎやかに立てられ、勇ましい光景がつくり出された。出発当日には、見送り人多数が万歳を唱え、勇躍家を出る。「勝ってくるぞと勇ましく、誓つて國を出たからは、てがら立てずに帰らりよか……」と軍歌を合唱し、部落の神社に参着し、壮行式を行なう。村長、在郷軍人分会長、小学校長等から祝辞や激励のことばがあり、万歳三唱で大胡駅に向かう。応召者の多い時は、小学校庭で隊列を整え、各種団体から小学生に至るまで村をあげての見送りをうけ征途にのぼった。しかし家族の人々にとつては、これが一生の別れになるかも知れず、悲痛なものであった。武運長久を祈って百村百社参りもよく行なわれた。

戦争が拡大し、激しくなり、応召者も頻繁になると、この見送りも簡略化されていった。なかには、太平洋戦争直前の昭和一六年八月の秘密勤員といわれたものもあり、見送りが禁止されたこともあった。つぎに応召の状況を年月をおつて記してみよう。（昭和二十一年四月調べ「応召者名簿」により作成したもので、昭和八年以降が記されているが、名簿から落ちているのもあるようである）

昭和八年（一人）	一二月	一人	三月、国際連盟脱退	一〇タ 一二タ 一
昭和九年（一人）	六月	一		
昭和一〇年（六人）	一月	一		
	六月	一		
	七月	天皇機関説問題化		
昭和一二年（五人）	六月	一	二月、二・二六事件	一月 一一月 一一月
七タ 一	一	攻撃	一月、日独防共協定調印	
六タ 一	一			

八〇タ

一一一

一二月、日本軍、南京占領

七月、大東亜新秩序・国防国家の建設  
方針、武力行使を含む南進政策を決定

昭和一三年（一〇〇）

九月、日本軍、北部仏印に進駐  
日独伊三国同盟

四月、国家総動員法公布

昭和一六年（六五）

七月、張鼓峰で国境紛争  
日ソ軍衝突

一〇月、日本軍武漢三鎮占領

昭和一四年（一九一）

三月、兵役法改正（兵役期間延長）

一二月

七月、ノモンハン事件

九月、ドイツ軍、ボーランド進撃（第一次世界大戦始まる）

一二月

一九一

四二月

一三三

二月

一月

一月、日本軍マニラ占領  
二月、シンガポール占領

三月、ジャワ島へ上陸



昭和一五年のころから応召者は年々増したが、太平洋戦争が始まると急増していった。このころは現役に第一乙種合格者まではいりついには丙種合格までも勤員されるようになつた。村から若者を根こそぎ勤員していったのである。

このように勤員され送り出された人々は、大陸に、南方に、あるいは南海に派遣され、「お國のために」の合いごとばのもと、軍需物資や食糧の欠乏に耐え、泥と汗にまみれて第一線では日夜奮闘した。また不運にも銃弾にたおれ、再び故郷の土を踏むことのできなかつた犠牲者は、日華事変以降だけでも二二〇余名の多きを数えた。

#### 〔志願兵〕

昭和一八年一一月、徵兵年令は一九歳に引き下げられ、さらに一九年には再度引き下げられ一八歳となつた。また一七歳未満の者の志願も許可された。志願兵募集の文書が常会を通して各家庭に回覧された。

#### 海軍志願兵、甲種飛行予科練習生の

志願奨励に就て

大東亜戦争が如何に激しいものとなつて來たか改めて申上ぐる志もありませんが殊に海洋作戦及航空作戦が益々重大となりつあることは毎日の新聞ラジオ等で敵側の反攻が大規模に繰り返へされることに依つて皆様既に御承知の事と存じます。

海から来る敵、空から来る敵は海に於て亦空に於て断じて防がねばなりません。それにはどうしても飛行機や軍艦が益々必要となり皆様も此の増産の為に一生懸命勤んで居らるる事と存じます。

然し兵器が如何に沢山出来ても是を動かす人即ち兵隊さんがなければ戦には勝てないのです。敵は小福にも我が神州本土の表玄関ともいふべき兩洋諸島に受到しつあります。実際に元寇以来最大の危機とも申すべき今こそ私たちが必死になって奮い起たねば敵は必ず我が本土に攻撃を加へ上陸作戦を決行するであります。

皆様海軍は此の護りの為にも亦敵に反撃を加へ之を撲滅する為にも多數の海軍志願兵を要望されて居るのです。精銳なる帝国海軍の中堅となるべき愛国心に燃ゆる多數の青少年を求めて居られるのです。

憎むべき敵米英撃滅の為に皆様の御家庭からたくましい御

子孫達をわが海軍に志願させて下さい。

海軍一般志願兵の志願年令は自大正十三年十二月三日至昭和六年四月一日出生の者で身体健全の者なら誰でも受験出来ます。

中等学校、青年学校および国民学校高等科の在学者は学校から志願を勧められ、多數の者が受験した。昭和一九年には、予科練習生として二名が三重海軍航空隊に、海軍志願兵一四名が武山海兵團にそれぞれ入隊した。彼らはほとんど一六、七歳の紅旗の若者であった。また陸軍特別幹部候補生や少年飛行兵に応募した者もあった。

## 二 在郷軍人分会

現役兵および補充兵は、満期除隊とともに在郷軍人として予備役、後備役の終わるまで、いつでも召集に応じられることが要求されていた。これら在郷軍人は、帝國在郷軍人会の分会として町村ごとに組織されていた。会員の軍人精神や軍事能力をたん錬し、一朝事ある際は國のため義勇奉公を尽すことを目的としていた。

日華事変前年の一一年には帝國在郷軍人会令が公布され、正式に軍の末端機関となり、未入営補充兵教育その他の軍事教練を義務づけられた。昭和一三年度の宮城村分会の活動内容は、大要次のようなものであった。

### 宮城村分会事業計画書

一、出征者留守宅慰問並ニ労力援助ヲナス

二、現下前途遠ナル支那事変ニ對スル國民ノ認識ヲ深メ精

神ノ緊張ヲ計り銃後ノ護リヲ遺憾ナカラシムル為講演会其

他ノ方法ニ依リ確固タル覺悟ヲ促サシム

援助

四、戰友我家上毛士風等ノ雑誌ヲ購入シ會員ニ遍覽セシム

五、春秋二回ノ總会ヲ開キ會員相互ノ親睦ヲ國リ益々軍人精

尚且下募集中の甲種飛行予科練習生、海軍志願兵の志願については市町村役場、地方事務所に詳細御聞合せ下さい。

群馬県

- 六、入営兵ノ準備教育実施  
 七、入営兵退営兵ノ奉告祭執行  
 八、入営兵ニ対シ軍服新調ノ斡旋並ニ補助  
 九、出征兵凱旋兵ノ送迎  
 十、戦死病没者ノ弔慰祭墓參等施行  
 十一、三大節連拜式挙行  
 十二、道路改修其ノ他村内事業助力ラナス  
 十三、簡便点呼ノ予告  
 十四、会員查問ノ教練  
 十五、武術競技会ノ開催

- 十七、其ノ他連合分会ト連繋シテ現下ノ時局ニ關スル必要事  
 項ヲ行フ

(才 入)

分会員数は約三百名を数え、統後の護りのために活躍した。その後戦争が激烈になるにつれ、動員下令應召され戦線に向かう会員が多くなっていった。本会は、昭和二〇年八月の終戦とともに終わりを告げた。

### 三 宮城村戦歿者芳名録（昭和二十四年三月現在）

#### 西 南 の 役

字名	氏名	官等級	戰死場所	戰歿年月日	年令	統柄	遺族名
苗ヶ島	北爪	綱五郎					
陸軍兵卒	兵庫県下和田岬避	明治一〇年一〇月	一日	二五	甥	北爪 綱五郎	

九八四八〇錢

七七〇・〇〇

基本金利子  
村費補助金

二五・〇〇

入会金（考名考内宛）  
会費徵收（考名考内宛）

九〇・〇〇

國庫補助金

二〇・〇〇

計一、〇〇三・八〇  
(才 出) (主な項目のみ)

一六〇・〇〇

入営兵軍服調製補助金  
戦死者弔慰金戦傷者見舞金

九〇・〇〇

補充兵教育、查問費  
出征家庭慰問費

一四〇・〇〇

出征兵送迎費

四七・〇〇

軍事講演会費  
分会指導費

五〇・〇〇

(以下略)

四〇・〇〇

軍事講演会費

三七・〇〇

軍事講演会費

## 日露戰爭

字名	氏	名	官等級	戰死場所	戰死年月日	年令	統柄	遣族名
鼻毛石 馬場	北爪	常吉	輜重兵	奉天府顧家屯	明治三八年五月一六日	二六	子	吾一郎
清木 三郎	谷川	英十郎	步兵伍長	旅順口	三七、一一、三〇	二五	甥	阿久沢
和陸軍曹長	初男	辰五郎	工兵上等兵	盛京省兒備病院	三七、一九、三	長男	大崎	義久
海軍一等水兵	藤太郎	多美雄	步兵一等卒	廣島予備病院	一〇、二	三三	弟	福太郎
海軍病院	桃井	新吉	旅順	北方	二八	妻	莊次郎	北爪
中支	市之関	谷川	旅順			二九	兄弟	阿久沢
	桃井	多美雄				二三	弟	義久
	藤太郎	新吉				妻	はる	一郎

## 西班牙事變

字名	氏	名	官等級	戰死場所	戰死年月日	年令	統柄	遣族名
苗ヶ島	谷川	英十郎	步兵伍長	ハバロフスク	大正九年四月一六日	二五	長男	北爪
	初男	辰五郎	工兵伍長			二三	弟	阿久沢
	藤太郎	多美雄	步兵一等卒			妻	義久	一郎
	桃井	新吉	旅順			兄弟	莊次郎	福太郎
	市之關	谷川				妻	はる	一郎
	桃井	多美雄				兄弟	兄弟	北爪
	藤太郎	新吉				妻	はる	義久

## 滿洲事變

字名	氏	名	官等級	戰死場所	戰死年月日	年令	統柄	遣族名
市之關	桃井	英十郎	步兵伍長	ハバロフスク	大正九年四月一六日	二五	長男	北爪
	谷川	辰五郎	工兵伍長			二三	弟	阿久沢
	初男	多美雄	步兵一等卒			妻	義久	一郎
	藤太郎	新吉	旅順			兄弟	莊次郎	福太郎
	桃井	新吉				妻	はる	一郎
	市之關	谷川				兄弟	兄弟	北爪
	桃井	多美雄				妻	はる	義久

## 日華事變以後太平洋戰爭まで

字名	氏	名	官等級	戰死場所	戰死年月日	年令	統柄	遣族名
馬鼻石	北爪	常吉	輜重兵	奉天府顧家屯	明治三八年五月一六日	二六	子	吾一郎
馬場	北爪	英十郎	步兵伍長	旅順口	三七、一一、三〇	二五	甥	阿久沢
清木	谷川	辰五郎	工兵上等兵	盛京省兒備病院	三七、一九、三	長男	大崎	義久
三郎	初男	多美雄	步兵一等卒	廣島予備病院	一〇、二	三三	弟	福太郎
和陸軍曹長	藤太郎	新吉	旅順	北方	二八	妻	莊次郎	北爪
海軍一等水兵	桃井	新吉				兄弟	兄弟	阿久沢
海軍病院	藤太郎	新吉				妻	はる	義久
中支	市之關	谷川				兄弟	兄弟	北爪
	桃井	多美雄				妻	はる	義久
	藤太郎	新吉				兄弟	兄弟	北爪
	桃井	新吉				妻	はる	義久

第一節 定召

柏倉	鼻毛石	馬場	市之関	柏倉	柏倉	鼻毛石	馬場	三夜沢	大前田	苗ヶ島	柏倉	鼻毛石	馬場	三夜沢	大前田	苗ヶ島	柏倉	鼻毛石	馬場	三夜沢	大前田	苗ヶ島	柏倉
松町	奈瀬	北深	木本	六木	大町	北井	常井	阿久井	高井	前原	崎井	水木	口井	大井	峰井	山井	峰井	石井	東井	本井	高井	木井	橋井
村田	良沢	爪爪	町木	木木																			
兼喜代太郎	近吉	徳治	清文	多加	正一	長治	利造	竹次	久男	秋雄	貞次	長夫	薦三	九治	薦太郎	重三	由治	重雄	芳夫	鐵夫	清雄	松重	伊作
太郎	代	吉	文	吉	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊	伊
海軍三等兵曹	海軍三等兵曹	陸軍三等兵曹	上等兵曹																				
ソロモン	ビルマ	南支	北支	北支	中支	北支	牡丹江	呼蘭春	自宅	北支	中支	北支	中支	大阪病院	北支	中支	北支	中支	北支	中支	北支	中支	北支

七、七、七、六、六、五、五、五、五、四、四、四、三、三、三、三、三、三、  
三、一、五、四、七、二、四、九、一、二、五、二、五、五、七、五、二、三、五、四、一、九、  
一、七、六、三、一、四、四、九、四、〇、六、四、三、九、六、六、五、四、五、三、九、一、三、八、四

妻母父父父兄父父兄父兄母母父父兄母妻父父妻父母  
松町奈瀧北北深深六 大町北井常阿高前大清山峯石東六高  
本久本  
村田良沢爪爪町沢木塚田爪上味沢井原崎水口 井宮木橋  
げあくわん藤園清多巻登英基竹玉きぜ愛俊とキ増庄勝と  
んる平郎吉内司次郎一郎太郎男うん太郎之助造らミ吉郎操司く

八八八八八八八八八八七七七七七七七  
九一七五一七二二八二五三三〇九五五一六八五一六五九  
二二二二二四一三三三八五七七六四六七二五八五

兄妻妻兄父兄父父妻母母父父母父父父兄父父父兄  
板波下深大北棚山天井北吉北北木高北阿長星都小大滝  
橋辺山沢崎爪橋口川上爪田爪爪村井爪久沢岡野丸堀崎沢  
知あま亀留弥多嘉森とうヨヨ信茂き愛浦伊三郎健平新佐務正  
司き造吉太郎輔重多らたシシ雄重み愛太郎二郎信次郎造造郎次  
良のき

苗ヶ島

鼻毛石

大前田 馬場

松北須茂清清町北宮北流北中伴宮長下下石長石平  
 村爪藤木水水田爪田爪沢爪野田岡岡田田川岡橋田  
 荣正政徳文次福太秀道茂五幾千次廣忠太郎  
 召吉三夫治郎男操衛男男寿郎清秋松  
 長兵長上等兵曹長上等兵准曹長上等兵  
 兵長上等兵曹長上等兵副曹長上等兵  
 兵長上等兵曹長上等兵

芳太郎

康次郎

陸軍伍長

ビルマ

本崎南海面

トラック島

中部太平洋

ニユーギニア

東支那

広島江波

テリウ島

前橋日赤

南海

曹長

兵曹

曹長

毒軍

一等兵曹

軍風

三等兵曹

軍曹

本崎南海面

中部太平洋

ビリマ

本崎南海面

中部太平洋

本崎南海面

中部太平洋

本崎南海面

中部太平洋

本崎南海面

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

五等兵

六等兵

七等兵

八等兵

九等兵

十等兵

十一等兵

十二等兵

十三等兵

十四等兵

十五等兵

一等兵

二等兵

三等兵

四等兵

抽  
查

九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九  
一〇一〇五八五〇三三三一六三七三六九七五九〇九三八六九  
一〇一〇四七〇二九二二二三九三六八七〇六二五二〇二八七四

苗ヶ島

市之關

高吾鈴石深大関深重小六山木本六桃小大大大大深深深  
橋井木橋町沢口沢田池木下池木井堀崎崎崎崎津津津  
利竹義柳正千修義武近与夏太郎正十定丈陸逸健惣春三萬  
利次郎美冰庄庄春久惟里原要雄一惟主弥司要次吉郎

ビルマ	ニューギニア	ネグロス島	硫黃島
フィリピン		サイパン島	
ビルマ		台湾	
ニューギニア		ビルマ	
ビルマ	ビルマ	テニヤン	ビリヤン
ビルマ		フィリピン	
ビルマ		ビルマ	
中支	南海		
	バラオ諸島		
	バラオ諸島		
	マーシャル		
	ニューギニア		
	ニューギニア		
	ニューギニア		
ビルマ			
ニューギニア			
南海方面			

九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九  
七、六、一、八、一、七、三、三、二、三〇、八、八、五、二、八、五、一、一、六、三、二、九、三  
二、一、四、五、六、六、四、七、五、一、二、三、三〇、六、二、四、五、八、三、八、〇、五、八、五、九、三

父妻妻兄兄母父父母父父母兄父父亲兄兄父母父父母

高晋 鈴石 深大 関深 重小 六山 小六 桃小 大大 大大 大崎  
橋井 木橋 町沢 口沢 田池 木下 池木 井堀 嶋崎 嶋崎 嶋崎  
鍋重郎 初代 とめみ 定藤 つ福 重郎 茂十郎 本ス 利三 九吉  
利政 喜三雄 伊之作 斎英夫 夫

鼻毛石	大前田	馬場
町茂宮北住北北山後北田宮中井鹿長田春佐吉吉吉秋田	田木田爪谷爪崎藤爪島田村上田岡村山藤澤澤塚中	真秀孝福益美富靜義幸午三時金道英四郎高福敬八
次雄雄松雄榮治雄三一郎次六二次雄吉吉吉	次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次	久三四郎次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次
海軍整備兵曹	陸軍二等兵曹	海軍二等兵曹
兵兵軍伍兵上伍伍兵兵兵一等兵兵兵上等兵兵兵上等兵	兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	兵兵伍少伍上等兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵
長長曹長長兵長長長長長長長長長長長長長長長長	長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長	長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長
フイリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン フィリピン マニラ ルソン島 ネグロス島 ミンダナオ島 南方	沖繩 ビルマ フィリピン テレリウ島 宇都宮新川 ハルマヘラ島	ビルマ ニューギニア フィリピン 二、七、七、六、三、四、六、四、五、六、二、六、〇、〇、九、〇、一、三、二、九、九、三、
一〇一一八四四三二七三一〇五五九〇七七九三一一〇一一	一一九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九	一一九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九

○五三	二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
母父父母父母父父母父兄父兄姊父父父父父父從兄	父父父父妻妻	
町茂宮北住北北山後北田宮中井鹿長田春鹿後吉吉吉秋田	田木田爪谷爪崎藤爪島田村上田岡村山藤澤澤塚中	て貞團ト竹た安辰な健長莊一と多省為淹春省錄初權照か
次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次次	太郎市郎よ加寿郎壽郎男郎男郎男次子ね	ふ

鼻毛石

○六四二 五九〇三五五三八三四六九五五三〇三三七〇三

父兄父父兄母父父父父從兄父父父弟父兄父從兄父母父  
大大北大深北小六本清阿天阿松北北高北北相金六本  
崎崎爪塚津爪保木水水久沢川村爪爪橋爪爪沢子木木  
与次佐英三郎喜春い光冗太郎千代吉造初柳佐力虎清多  
平治男郎雄わわ次治郎次治郎藏造内一正芳太郎好文  
七

市之関	苗ヶ島	三夜沢	苗ヶ島	小石	大
前豊六森青石松大鶴岩北北前前前大板引東梅梅小石小大	木本原島木村木川村野岡崎爪爪原原原島橋田原沢沢堀川池崎	松豊福健初志栄芳正一雅信湖賢恒豊恒	松五治郎松次三頼郎一一照雄久協夫久三夫作男平	松三一秋奈美衛	司
陸軍海軍兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵兵	陸軍軍曹長長長長長長長長長長長長長長長長長長	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍軍曹長	海軍機関兵長
硫黃島ラバウルビルマニギニヤ	沖繩ニユーギニヤ	沖繩	フィリピン	フィリピン	マニラ
南方	マーシャル		フィリピン	フィリピン	東京陸軍病院

三六八三三八一六四三一四六四五六六九七六五三二二  
一一三八二九七 〇四二六八五八六五〇五〇一九二二三六八

二三二二三三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二  
八三四四三六八七三六三八三六三〇三二九五七〇三三七  
兄妻父父妻父父父父父父兄母父父兄父父兄父父兄母父  
前豈六森青石松大鶴岩北北前前前大板引栗梅柳小石小大  
本原島木村木川村野岡崎爪爪原原原島橋田原沢沢掘川池崎  
鶴フ勝嘉な堅光与源登熊稚く文文舟彦国勇浜秀ス浅次  
男ク司惠造は三郎次三郎太男次に郎作一路郎作榮榮エ郎

「上毛忠魂錄」「宮城村遺族会員名簿」による。

大前田	市之田	カカタ	大前田	馬場	鼻毛石	カカタ	大前田	馬場	苗ヶ鳥
萩原	小高	下小	長町	吉神	品川	阿久沢	後藤	茂木	井松
堀	林	田倉	岡田	田尾	川尾	上村	上村	中村	谷川
明	長兵	忠芳	東太郎	克亀	善次	栄二郎	鐵三郎	政祐	芳宗
義一郎	次	茂次	二郎	雄二郎	次郎	好	好	定次	正巳
陸軍	上海軍	陸軍	軍上等兵	軍上等兵	軍上等兵	陸軍兵	海軍中尉	伍長	兵伍
上等兵	等軍	等軍	伍長	伍長	伍長	兵長	水兵	長	兵長
曹長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
尉	長	長	長	長	長	長	長	長	長
曹長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
中支	中支	中支	中支	中支	中支	中支	中支	中支	中支
自宅	南方	ハラグン取扱所	山東省博山	広島病院	フィリピン	シベリヤ	ラバウル	フィリピン	フィリピン
シベリヤ							硫黃島		

二三二三四二三二二四二四二二二三三三  
四五五六四四一六八三四六四一九六九九三一七〇

父父母母妻父妻義姉父父父父妻父父兄兄父父母父  
萩小小高下小長町吉神品阿久後茂五百中井松谷石  
原堀林井田倉岡田田尾川村上上村川橋  
三代次寅ソと幸キさ市又福太郎健二郎源利民豊光三郎  
次雄ウも太郎クイく吉太郎江鶴次郎源太郎政司司  
一

日華事変勃発の二か月後の昭和十二年九月、次のような通牒が市町村宛に出され、早くも戦争の影響が人々の生活

### 一 生活物資の欠乏

## 第二節 銃後の生活



彰忠碑



英靈殿

に重くのしかかってきた。

昭和十二年九月二十日

総務部長

市町村長殿

支那事変ノ推移ニ鑑ミ時局上緊要ナル資金及物質ノ急激ナル需要ノ増大ニ對処スルガ為力メテ物資、資金及労力ノ使途ヲ調整スルノ要アルヲ以テムツ得サルモノハ別トスルモ一般経費ノ整理等ヲ計ル要アリ之カ為昭和十三年度予算編成ニ就テハ左記事項御留意ノ上処理相成度（中略）仍昭和十二年度予算実施ニ当リテモ右方針ニ準シ極力歳出ノ整理節約ヲ期セラレ度

3 資就中鉄ヲ使用スル事業ノ如キハ出来得ル限り之ヲ計画セザルコト

4 庁舎学校等諸建築物ノ新築増築ハ力メテ之ヲ見合セ已ムツ得サル場合ト雖地方ノ実情ニ応ジ建物設備等専ラ实用性ヲ超ヘサルコト

4 土木工事、農業土木工事、上下水道工事等ニ付テハ其ノ緩急ヲ稽査シ國防上又ハ時局ニ鑑ミ差措キ難キモノノ外ハ新ニ之ヲ計画セサルハ勿論既定経費ニ付テモ成ルベク其ノ打切又ハ繰延等フ行フコト

（中略）

7 博覽会共進会其ノ他各種ノ会合催物ノ類ハ時局ニ鑑ミ已ムツ得サルモノノ外ハ之ヲ見合スコト

8 今回ノ事變ニ依リ召集ヲ受ケタル職員ニ關シテハ現存ノ他ノ人員ニ其ノ事務ヲ分担セシムルコトシ万古ムツ得サル職ニ存ル者ヲ除キ之カ補充ノ消費経費ハ之ヲ計上セサルコト

（以下略）

2 軍需品又ハ軍需品製造ノ為供給不足トナルノ虞アル物

これからちの戦争という至上命令のもとで生産、流通、消費などすべてを統制管理していく政策が実施されていった。

産業は軍需中心になり、国民生活に直結する生活物資の供給は減少し、つきつぎと配給制になった。政府は昭和一

六年から米の割当配給制にふみきつた。しかし農業生産力が著しく低下し、多くの食糧がその枠内に入れられた。以下配給の様子について記す。

### 1、食料品の配給

主食、昭和一六年五月、左の通牒がだされ、配給制が始まった。

市町村長殿

経済部長、

米穀配給調整ニ関スル件依命通牒

種別	容	量	一人一日分	
			重	量
一般一才以下	〇、四五合	六四瓦	一、二八々	
三一四才	〇、九〇々	一二八々	一、六二二	
五—七才	一、一三々	二二五々	二、五八々	
八—一〇才	一、二一々	二五七々	二、八一々	
一一一三才	一、二六々	三二一々	二、二六々	
一五一七才	二、〇三々	二八八々	二、二〇三々	
五六才以上	四六八々			

米穀消費規正規章

この配給基準量は、その後の食糧事情に応じていく度か改訂が行なわれた。

昭和一八年ごろからは、米の供給が減少し、とうもろこし、押麦、高粱等の雜穀も米の代用品として配給され、さらに甘藷、馬鈴薯、乾麵、大豆などが総合配給された。食糧事情の最も悪かったのは終戦の二〇年から二一、三年ごろであって、配給量だけではとうてい生活できない分量であった。

砂糖 大部分輸入にたよっていたので早くから統制が行なわれた。昭和一五年一一月から一人当たり一ヶ月七〇匁とし、購入通帳によって各家庭に配給になつたが、一九年八月からは一般への配給は停止された。人々の甘味料に対する

る飢えは激しく、甘藷などによって代用した。

食塩 昭和一七年一月から通帳制配給になり、一人一ヶ月一百グラムを家庭用として配給し、漬物用、自家用味噌醤油製造用、家畜用等については季節的に配分された。

味噌・醤油 昭和一九年七月から配給が行なわれ、基準量は一ヶ月一人当り味噌一七〇匁、醤油三合五勺、食用油三か月分五勺であった二〇年七月からは味噌一二〇匁、醤油三か月分六合五勺に減量された。

その他 酒類、魚類海草類、菓子、茶や果実にいたるまで割当配給になった。酒類は、冠婚葬祭用、入隊用等があり配給券が発行された。また、食糧増産の奨励のため、田植、麦刈稲刈、供出完遂の際には特別配給があった。

## 2、その他の配給

煙草 消費節約のため空袋引替え個数制限販売により、行列買いの時期が長く続いたが、昭和一九年一月から隣組単位の登録割当配給となつた。一人一日六本であり、さらに二〇年一月からは四本に減じた。愛煙家にとって苦しい時代であった。

衣料 点数切符制が実施されたのは昭和一七年二月であった。切符は点数制であって、郡部は一人一年間八〇点であった。衣料はそれぞれ何点と定められていた。例えば背広五〇点、單衣二四点、祫四八点、ワイシャツ一二点、足袋二点、敷布団側二四点、掛布団側三六点、手ぬぐい三点等であり、最も点数の少ないのは綿糸（一〇匁）の一点であった。

戦争が長期にわたって、物資欠乏の時代に入していくが、これと並行して、「ぜいたくは敵だ」、「戦地の兵隊を思え」、「ほしがりません勝つまでは」等の標語がはん yü し、消費節約が強調された。こうした状況の中でも細かい規約を定めて生活の簡素化を実践した。

宮城村戰時生活実踐規約（昭和一五年一〇月）

宮城村常会ノ決議ニ依リ生活実踐規約左記ノ通り定ム

本規約実行ノ為実行委員ヲ置ク

区長ハ実行委員長トス 実行委員ハ各組ノ伍長トス 区会

議員ハ顧問トス

一、定時ヲ勤行シ時間ヲ尊重スルコト

時間尊重定時勤行ニ関シテハ各種団体長毎ニ勤行規約ヲ作

リ実行ニ務ムルコト

二、冠婚ニ関スル件

一見合 媒酌人若クハ本人親戚ノ家庭ヲ選ビ質実簡素ヲ旨

トスルコト

二結納 友白髮無節制垢物末広賀斗昆布等ノウチ一種又ハ

數種ヲ取合セ一台トシ贈り儀礼ノ程度ニ止ムル

コト

三支度 双方合意ノ上簡素ニスルコト 準度衣服ハ出来得

リ限り新調ヲ見合セルコト 必要ト余裕アル場合

ハ貯金又ハ国债ニテ持參セシムルコト 婚礼ノ節

花嫁花婿ノ持參セル調度衣裳等ハ披露セザルコト

四式服 团服又ハ制服ヲ利用シ得ル場合ハ必ずニヨリ然

ラザル場合ニモ花嫁ハ袖以下トシ花婿ハ成ル可

ク平服ニ儀礼章ヲツケルコト 式後ノ色直シノ弊

風ハ除去スルコト 参列者ノ服装ハ特ニ注意シテ

簡素ニスルコト

五挙式 家庭又ハ神社仏閣トシ簡素且フ嚴肅ニ行フコト奉

式ノ場合ハ神社及祖先ノ靈ニ報告スルコト

六披露宴 自宅ニ於テ小範囲ニ簡素ヲ旨トスルコト 引物

ハ全席スルコト 賄費新客近親者ト雖モ最高式内

トシ其ノ他ハ表内トスルコト

七結婚祝 精神ヲ主トシ近親者以外ハ金品ヲ贈ラヌコト

恩礼ハ全席スルコト

三、出産祝其他ノ件

一出産見舞 長男長女ニ限ル御返シハシナイコト

二節句 長男長女ニ限リ近親者ノミニテ祝フコト 近親者

以外ハ全席スルコト

三才官參リ、七五三等ニ晴着ノ新調ハ全席スルコト

四金婚式銀婚式還暦古稀寿米寿ノ祝

精神ヲ主トシテ近親者ニ限ルコト

五個人間ノ贈答 中元、歳暮、手土産等形式的ノモノハ全

席スルコト

六入營退營ノ場合 出征入營退營ノ際家庭ノ立祝ハ全席ス

ルコト 旗ハ贈ラヌコト 除隊土産ハ全席スルコ

ト 入退營帰還送迎ハ精神ヲ主トシテ盛大ニ行フ

以上ノ規約ニ違反シタルモノハ左ノ罰則ニ附スルモノトス

四、葬儀其他ニ關スル件

（略）

一、村民税ノ増額

二、配給券ノ停止

本規約ハ昭和十五年十月二十五日ヨリ実施スルモノトス  
宮城村

## 二 食糧の増産と供出

### 食糧の増産

食糧を自給できない日本は、外米の輸入にたよっていたが、戦争が長びくと食糧不足が重要な問題になってきた。だが、食糧の確保は絶対に必要なことであったので、政府は農業統制を強化して、供給の不足と需要の増大という矛盾に対処した。食糧の増産が緊急非常のものであったことは、次のような精神運動をみてもわかる。

昭和十六年四月十一日

宮城村長

各区長、氏子總代殿

食糧増産確保祈願祭執行ニ關スル件

時局下愈々緊要性ヲ加ヘツツアル食糧農産物確保ニ關シテ  
ハ夫々計画ヲ樹立ノ上折角御指導督導中ノコトトハ存候得共  
之ガ目的完遂ハニ懸ツチ農家ノ増産ニ對スル熱意ノ有無ニ  
存スルコト大ナルモノアルワ以テ此際全農家ヲシテ先ツ其ノ  
豐穂ヲ神明ニ祈願シ而シテ農作業ニ邁進スルハ最モ有意義ノ  
コトト被存候矣左記御含ミノ上豊穂祈願祭執行方可然御取計  
相成度此ノ段及通知候也

記

一、四月十五日前十時ヲ期シテ県下一齊ニ市町村一團若ハ  
部落每ニ氏神社前ニ於テ全町村又ハ部落民集合ノ上咸第ニ

### 二、祈願祭式次第（略）

三、引続キ食糧増産ニ關スル熟談並決議ヲナスコト

四、当日ハ必ズ農家ヲシテ早朝宅地ノ清掃ヲナシ清潔ヲ因ラ  
シムルト共ニ堆肥資源ノ蒐集ノ習慣ヲ涵養セシメ尚神棚ノ  
清掃歎灯礼拝ヲナシムルコト

五、農家ヲシテ県ヨリ系統農会ヲ通シ配布セル「我ガ家ノ生  
産計画」ヲ必ズ当日入口等ノ最モ見易キ場所ニ貼付セシム  
ルコト而シテ計画西面標記入未済ノ町村部落ハ速急ニ手配ノ  
上食料増産挺身隊等ヲシテ記入セシメ遺憾ナカラシムルコ

六、當日ハ状況調査ノ為食糧増産指導員出張スルコトアル  
ベシ

農業に対する統制は広範囲にわたった。昭和一六年一〇月には農地作付統制規則が公布され、作付面積は云うに及ばず作物の種類やその生産量まで割当て計画が立てられたそれを次に示す。

		昭和一六年 作付統制割当	
		水 種	桑 園
		除 煙	(桑園) 耕地合計
大	馬	鼻	柏
計	前	柏	柏
	ケ	鼻	鼻
	夜	柏	柏
	之	鼻	鼻
	倉	柏	柏
	毛	鼻	鼻
	田	柏	柏
	場	鼻	鼻
	島	柏	柏
	沢	鼻	鼻
	関	柏	柏
	下	鼻	柏
	上	柏	柏
	石	鼻	柏
1000		1000	1000

大小麦生産計画表

大馬苗三市柏柏鼻		作付 (町)	生産目標 (石)
計	前ケ夜之倉毛		
大	馬	鼻	大
計	前	柏	柏
	ケ	鼻	鼻
	夜	柏	柏
	之	柏	柏
	倉	柏	柏
	毛	柏	柏
	田	柏	柏
	場	柏	柏
	島	柏	柏
	沢	柏	柏
	関	柏	柏
	下	柏	柏
	上	柏	柏
	石	柏	柏
1000		1000	1000

水稲生産計画(昭和18年)

大馬苗三市柏柏鼻		作付 (町)	收穫高 (石)	八年度計 作付反別 (町)	八年度計 生産目標 (石)
計	前ケ夜之倉毛				
大	馬	鼻	大	大	1000
計	前	柏	柏	二三五	1000
	ケ	柏	柏	二三五	1000
	夜	柏	柏	二三五	1000
	之	柏	柏	二三五	1000
	倉	柏	柏	二三五	1000
	毛	柏	柏	二三五	1000
	田	柏	柏	二三五	1000
	場	柏	柏	二三五	1000
	島	柏	柏	二三五	1000
	沢	柏	柏	二三五	1000
	関	柏	柏	二三五	1000
	下	柏	柏	二三五	1000
	上	柏	柏	二三五	1000
	石	柏	柏	二三五	1000
1000		1000	1000	1000	1000

### 馬鈴薯生產計画(昭和18年)

## 甘藷生産計画（昭和18年）

## 四 國際生產計劃與供應鏈管理

雜穀糧雜質植物生產  
計画

大 とうもろこ 豆 麻	大 豆 豆 高	作付 反別 (町) 年 度 実 積
	一萬 四千 石	一 年 度 实 積
	一 萬 四千 石	一 年 度 实 積
	一 萬 四千 石	一 年 度 实 積
	一 萬 四千 石	一 年 度 实 積

米の生産は、作付面積、反当収量とも、当時の生産条件の中では限界にきており、米の代用品としての甘藷、馬鈴薯や大豆、とうもろこし等の雜穀の増産に努力が傾けられていったことが知れる。

一方、桑園は不急作物として、「米英倒せ、桑倒せ」の掛け声とともに半強制的に陸稻、麦、いも類等の食用作物の作付けに転換させられた。昭和一九年の転換面積は左の通りであり、ほぼ二〇%の多さにのぼった。

桑園転換面積（昭和19年）							
大馬苗三市柏柏鼻				計前ヶ夜之倉毛			
田	場	島	沢	下	上	石	桑園面積
六三町七七				一二町〇〇			一二町〇〇
三七・四二				七・〇〇			七・〇〇
四〇・三三				八・〇〇			八・〇〇
三六・五〇				七・〇〇			七・〇〇
八・〇〇				一・〇〇			一・〇〇
七八・八四				一・〇〇			一・〇〇
二四・六八				六二・〇〇			六二・〇〇
四六・五八				九・〇〇			九・〇〇
三三六・一〇							

農村からは出征したり、軍需工場に働きにくる男子が多く、労働力不足がはげしく生産割当てを達成するのはたいへんであった。そのため師範学校、女子師範、工業学校、女学校の学生が勤労奉仕にきた。農事組合長が、主に出征兵士でのたまに割当たが、かれらは農具の名さえ知らない者が多く、農家ではたいへんであった。

食糧不足は、終戦前後からさらに悪化し、昭和二三、四年のころまで続き、食糧の増産は何ものにも優先して行なわれた。

### 肥料の配給

食糧の増産にとり重要な肥料は、肥料会社の火薬生産への転換によって急速に減産となり、配給割当制（昭和一四年）になつた。それとともに自給肥料（堆肥）の増産がさけばれた。昭和一九年の配給量は前年に比べて硫安二五%、過磷酸石灰四〇%減となり、次のように割当てられた。これは作付割当反別に応じて各農家に分配された。こうした中で増産をしいられた農家の苦心はなみたいていかなかつた。

作物名	作付反町別	水陸馬鈴他		桑稻穀	耕種地
		三八二・九〇	一七二・三〇		
大馬苗市柏柏鼻	三八五・一五	五〇・一〇	二二、八三二	六、〇四	過
源前ヶ夜之倉倉毛	三八七・一五	一七・一五	五〇五	七二七	(貫)
司田場島沢関下上石	三三七・一五	二四八・一二	一〇六	一、三〇八	過
計	俵數	割当供出	俵數	一〇、〇六四	(貫)
弥	一一六七・三四	二四〇・三九	二四九、三〇〇	三、八九一	過
計	俵數	割当供出	俵數	三六八	(貫)
大	一〇九四・三二	二四〇・三九	三八六、九七五	四、三〇八	過
馬	二二・〇〇	二四〇・九	九〇〇	三四六	(貫)
苗	三四四・三二	二四〇・九	二四〇・九	二六四・二五	過
市	一〇九四・三二	二四〇・九	二四〇・九	五二八、三五〇	(貫)
柏	四八三・三二	二二・〇〇	二二・〇〇	二二三、四〇〇	過
柏	三二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	一七六、五〇〇	(貫)
鼻	三一六七・八五〇	二二・〇〇	二二・〇〇	一二三、〇〇〇	過
計	俵數	割当供出	俵數	八六五、六二五	(貫)
源	八五二・二六	九七・〇七	二〇二・一七	四五六、七〇〇	過
前	一七〇四、七五〇	一二・〇八	六一・二〇	五六三、四七五	(貫)
ヶ	一九四、三五〇	一九四、三五〇	一九四、三五〇	五六三、四七五	過
夜	四八七二・六〇〇	六七八、一七五	六七八、一七五	四五九、二〇〇	(貫)
之	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	三四六、八五〇	過
倉	四八七二・六〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	一四九九	(貫)
倉	一七〇四、七五〇	六七八、一七五	六七八、一七五	六七八、一七五	過
毛	四八七二・六〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	(貫)
計	合計				

昭和二年八月以降の配給方法は、「主要食糧の供出とリンクして配給するものと農家保有食糧（供出対象にならないもの）に配給するものとの二つの方法を併用すること」（勢多地方事務所通達）となり、各種肥料は農産物供出の量に応じて配給があった。左にその例を示す。

## 供出

昭和一四年のころから農産物の統制が始まつたが、主食の供出制度が法文化されたのは昭和一七年一月に食糧管理

法が公布されてからである。後に種々の政令が公布され、大部分の食糧はこの法律の適用を受けることとなつた。

昭和一七、一八、一九年度の米の供出割当は次のようにきわめてばく大なものであつた。

合 計	大馬苗三市柏鼻 前ヶ夜之倉 田場島沢関下上石	供出確定期数		割当俵數
		一七年	一八年	
一八、八〇〇	一、六五二 四、八二三 三、九九五 二、七二六 一、七九四 二、〇五五 一、四〇五 二、二五	三、一二五俵 四、八二三 三、九九五 二、七二六 一、七九四 二、〇五五 一、四〇五 二、二五	二、七三六俵 二、七三六俵 二、七三六俵 二、七三六俵 二、七三六俵 二、七三六俵 二、七三六俵 二、七三六俵	一九 一九 一九 一九 一九 一九 一九 一九
一六、一六〇	一、三六〇 二、四八一 三、九五五 一、三四〇 二、五二一 一、六〇一	一、六四九 一、六一八 三、五九 四、一五六 一、二一四 二、四八一 一、六〇一	一、六四九 一、六一八 三、五九 四、一五六 一、二一四 二、四八一 一、六〇一	一八 一八 一八 一八 一八 一八 一八 一八
一六、〇一一	一、六〇一 二、二八 三、九五五 一、三四〇 二、五二一 一、六〇一	一、六〇一 二、二八 三、九五五 一、三四〇 二、五二一 一、六〇一	一、六〇一 二、二八 三、九五五 一、三四〇 二、五二一 一、六〇一	一八 一八 一八 一八 一八 一八 一八 一八

これだけの俵数を完納することは容易なことはなく、「一億総輿起」で生産に励んだことがわかる。米価は次に示すが、政府は主食の増産を強く求めるために生産者

補給金を出していった。

昭和一八年度農政府買上価格（六〇匁）

種別 一等 二等 三等 等外

木 樽 二、三 二、三 二、六 二、九三  
木 槽 二、二 二、二 二、二 二、七三

水 樽 一円五錢 一円五錢 一円五錢 一円五錢  
陸 槽 八、三 八、三 八、三 八、三

備考(1)米穀生産獎勵金は一俵当たり六円  
(2)補給金は一俵当たり四円二十錢

の保有算定基礎は左のようである。  
次に昭和二年主要作物の供出割当てを掲げてみる。農家には自家消費用の保有が認められていた。米と甘藷

昭和21年度産供出割当

	合計	大	馬	苗	三	市	柏	鼻	毛	倉	下	上	石	米		
	一、二六七・五八	一一〇五・九六	五〇二、二〇二	一八、八〇〇	一一〇、二七八	一一〇、二七〇	一一〇、二七二	一一〇、二七一	三、八七三	二、七〇七	二、〇八七	二、七一	三、八七三	麦		
	一九三・五三	一〇八・三六	七八、五三八	二、八九五	一〇八・三六	一〇八・三六	一〇八・三六	一〇八・三六	一〇〇、二四五	一〇〇、二四五	一〇〇、二四五	一〇〇、二四五	一〇〇、二〇三	石		
	一三七・六二	三三八・三三	二六、八〇六	九七七	三三八・三三	三三八・三三	三三八・三三	三三八・三三	二六、八〇六	二六、八〇六	二六、八〇六	二六、八〇六	二六、八〇六	一〇六、六四	甘	
	四三七・九二	三七七・一一	七八、五三八	四一五五	三七七・一一	三七七・一一	三七七・一一	三七七・一一	七八、五三八	七八、五三八	七八、五三八	七八、五三八	七八、五三八	五四、四六五	譜	
	九六・三二	九一・八九	九一・八九	四一五五	九一・八九	四四・七二	馬鈴薯									
	三・九三	一九・八九	一九・八九	四一五五	一九・八九	一〇六、六四	薯									
	一五四・七九	一九・八九	一九・八九	一五四・七九	一九・八九	一四三・七七	米									
	一五四・七九	一九・八九	一九・八九	一五四・七九	一九・八九	一四三・七七	石									
	九九・七二	一九・八九	一九・八九	九九・七二	一九・八九	九九・七二	米									
	一四三・七七	二〇〇、二〇三	米													

穀（米換算）三斗六升五合の割合としその他若干量の甘藷を認める。

○種子は水陸反当初四升七合雜穀玄米換算反三升甘藷は反二十四貫の割合とする。

政府は供出を促進するため、超過供出には報奨金を出したり、供出量に応じて肥料や必需物資の特配をした。特配の例を示そう。

昭和二十一年十月九日

宮城村長

よる配給達成なき様願います。

各區長 農事実行組合長殿

昭和二十年產支類及馬鈴薯供出

報要用物資特配要綱送付の件

標記の件別紙の通り送付致しますから部落員各位の供出取  
得点数調査の上今後配給になる報奨物資について別紙要綱に

○米保有量は米作農家一人一日当米（雜穀を含む）二合八勺八（一日四合の七二%）の割合とする。  
○甘藷保有量は農家一人一日当甘藷五十六匁（一日四合の一〇%）の割合とする。  
○飼料は普通家畜一頭当雜穀（一〇%）の割合とする。

取得点数表（一俵に付）		
種類別		得点数
小麥	一〇点	
大麥 蕷	七点 二点	

便 (マツチ 一袋 単位) 軍 當 箱 手	地作柑 下足業 釜鍋 袋衣物				種類別 点數	配給物資 点數表
	一	一〇	三	五 点		
其の他	手焼酒 附合	ソケト 茶 枚	背 葉 百 枚	ち り 紙 百 枚	封 紙 百 枚	
試合	合	ト	枚	ん	箇	
六	六	二	二	二	二	二
三	三	三	六	六	一	一

供出量は県から割当されたが、各農家への割当は生産見込量や保有量に応じ、宮城村食糧調整委員会の議を経て村長が決定した。委員会は肥料、農機具、衣料品その他農業必要物資の管理、配分などにもたずさわった。戰後数年間つづいた食糧危機も徐々に軽減してゆき、甘藷・馬鈴薯が二五年に、麦類・雜穀類が二六年に統制が撤廃され自由販売となつた。米は二九年産米をもつて供出の割当制は打ち切りとなり、翌年からは予約充渡の形をとることとなつた。

### 三 警防團

戦争の拡大につれて、防空も家庭防空の必要が生じ、昭和一四年四月一日消防組は改組され警防團がつくられた。「警防團ハ防空、水火、消防、其ノ他ノ警防ニ從事ス（警防團令第一條）」と定められ、防空は防火とともに大きな任務となつた。本村では、一四年三月一〇日縣知事宛に設置申請がだされた。それによると、

一、名稱 宮城（村）警防團

二、区域 宮城村一円

三、組織及定員

合計		分團名		分團區域		分團長		副團長		消防班長		警報班長		燈火管制班長		警防員數	
團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長	團長	副團長
一	調團長	大馬苗三	市柏昇	前ヶ夜之毛	田場島沢	関倉石	神田上常高	井北爪	上忠治	小鹿石常高	北爪	北爪元次	神堤井櫻都	大崎吉田	北爪豊治	五五	
一	分團長	尾村野木橋	上木橋	市林友七	福太郎	北爪	尾村野木橋	北爪	北爪	東嘉良一	北爪	北爪	尾上井丸九	北爪	北爪	五五	
七	班長	丑之助	平七郎	高石原弥作	北原彌太郎	北原彌作	高石原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	東嘉良一	北原彌太郎	北原彌太郎	高橋力	北原彌太郎	北原彌太郎	五五	
二一	警防員	阿久沢重兵衛	阿久沢重兵衛	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	北原彌太郎	五五	
三三八	總計	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八	三六八

## 四、施設ノ概要

腕 ボンブ	運搬車	水管車	梯子	轍口	刺又	斧	鉈	桶	手 桶
七	六	二	七	六〇	四	五	六	九	五七

## 五、給与 六、予算（略）

防空については、県の強力な指導もあり、「宮城村防空業務書設定要領」を作成した。つぎに主な内容を掲げてみよう。

## ○家庭防空群設置の区域並に組織編成

設置区域	群数			人長	群員	戸数
	群	人	員			
大馬苗市柏鼻毛之夜ケ前	二一	二五	二一	一六九	二二三	二一
石倉関沢島場田	二二	二五	二一	一六九	二二三	二一
石	二一	二五	二一	一、二四九	一、八八六	二〇八
	一、二四九	一、八八六	二一	八二三	一七八	二五〇
	一、五四〇	六八五	二二〇	一七八	三〇	一一一
	一、二〇四	一、二〇四	八八	一六五	八八	一六五

家庭防空群は次のような任務を負えられた。

- (1) 防火の準備・活動及設置
- (2) 火管制の迅速確実なる実施
- (3) 報伝達の迅速徹底
- (4) 防毒救護の措置
- (5) 焼夷弾、爆弾、毒ガス投下等に対する防護上必要な監視

○灯火管制ノ徹底ヲ期スルタメ全村ニ亘リ灯火管制施設ノ整備ヲ指導ス

○各戸毎ニ防空担任者ヲ定メル

○村内ノ警報伝達ハ少々モ十分以内ニ行フ如ク適当ノ処置ヲ講ズ

防空演習もしばしば行なわれ、敵機の襲来に備えての警報伝達や、灯火管制の指導、焼夷弾投下に対する処置等、警防団員が中心になり訓練にあたった。訓練に関する記録をあげると

#### 宮城村準備訓練実施計画

資料

昭和十四年度第二次東部防空訓練群馬県準備訓練計画第六条  
ノ規定ニ依り宮城村内ニ於ケル準備訓練計画左ノ通り定ム

宮城村長

第一条 準備訓練ハ本訓練ノ前提タルヲ実際的指導ト相俟テ

既ニ樹立セル防空並警防業務書ノ活用ヲ図リ併而協力統制

下ノ精神訓練ヲ行フテ主眼トス

第二条 準備訓練ハ七月二十二日午前八時県当局ノ下達ニ依

リ開始サン同日午後十時終了ス

第三条 準備訓練ノ一般指導指揮ハ署長之ニ当リ警察署員村

長警防團幹部ヲシテ指導充當ノ責ニ任スルモノトス

第四条 指導查察班ノ構成並ニ担任区域ヲ定ムルコト各分團

ニ於テ之ヲ行フ

第五条 準備訓練ノ主要ナル指導事項左ノ如シ

イ、焼夷弾攻撃ヲ受ケタル場合ニ於ケル各家庭ノ活動實際

ロ、警防団ト各家庭ノ連絡協調ニ依ル綜合訓練実験

ハ、灯火管制用具ノ実際的研究並ニ効果的利用方法ノ實際

ニ、警報伝達ノ具体的効果

第六条 本訓練ノ実際的効果上模範防空地区及模範灯火管制

地ヲ設定シ各戸指導ヲ為スト共ニ一般ノ見学ヲ求メ啓蒙ニ

各種機関ニ依ル警報伝達

役場ヘ本部ヲ置キ兩駐在所ヘ支部ヲ置キ本部ヨリ第一分團

第七条 村長ハ警察署長ト協調シ家庭防空及各分團ノ防空訓練ノ場合ニ於ケル状況現示ノ指揮統制ニ任スルモノトス

第八条 準備訓練並ニ本訓練ノ啓蒙上当村警防団事務打合会

ヲ開催ス

#### 準備訓練細部要領

自午前八時 至午前十時	各家庭防空ニ於テ焼夷弾火災発生ノ場合ノ準備ヲ整フ
自午前十時 至正午	各家庭防空毎ニ一回宛状況現示ニ依リ焼夷弾攻撃ニ対スル防火ノ訓練ヲ行フ
自午後一時 至午後三時	各分團毎ニ状況現示ニ依リ二回以上焼夷弾火災ニ対スル防火訓練ヲ行フ
自午後三時 至午後六時	状況現示ニ依リ焼夷弾火災ニ対スル各家庭防空警報伝達ノ各機関ニテ防火ノ訓練ヲ行フ
自午後七時 至午後九時	警報伝達機関ハ警報伝達ノ訓練ヲ行フ 午後七時五分ヨリ準備管制ヲ行ヒ警報ニ応 ジ警戒或は空襲管制ノ訓練ヲ行フ

第七分團へ自転車ニヨリ伝達、柏倉駐在所ヨリ第一分團第三  
分團第四分團へ自転車ヲ以テ伝達、馬場駐在所ヨリ第五分團  
第六分團へ自転車ヲ以テ伝達、各分團ハ警報ヲ以テ一般民ニ  
伝達ス

米軍機の本土初空襲は、昭和一七年四月一八日であった。これは空母から発進したB25十数機が、東京、名古屋等を奇襲爆撃したものであり、はじめての警報が発令され、人々を驚かせた。B29を主力とする空襲は、マリアナに一大基地ができた一九年秋から本格化し、大中都市が被害を受けた。警報は連日のように出され、ラジオから流れる「東部軍管区情報、東部軍管区情報」の声にもいつしかなれていた。しかし警防團員は、なにをおいても出動しなければならなかつた。このころになると團員の中から応召、入営する者も多くなり、その補充は容易でなかつた。

昭和二〇年八月五日の前橋大空襲は、午後九時五〇分に空襲警報が発令された。飛行機の爆音とともに照明弾がおとされ、真昼のように明るくなり、それに続いて焼夷弾が投下された。本村でも市ノ岡で數か所被弾したが、さいわい人畜、建物には被害がなかつた。

#### 四 英靈殿の建設

數度にわたる戦争は、先に見たように本村からも数多くの戦争犠牲者をだした。終戦とともに、日本は連合軍の施政権の下に置かれ、戦争に関することは避ける風潮がうまれ、戦歿者に対する慰靈も十分でなかつた。当時は、戦争による経済的な荒廃や精神的打撃も大きく、生計を保つのに精いっぱいであった。しかし復興への努力に加え、昭和二七年四月の対日平和条約の発効による占領体制からの離脱などにより、世の中が落ち着いてくると戦歿者に対して十分に慰靈すべきである声が起つてきつた。

本村で公にこれが取り上げられたのは、昭和二八年二月であり、次のような通知がだされた。

宮城村社会福祉協議会々長

六本木小松

英靈殿見学について

終戦以来七年間、永い占領期間も過ぎて、独立の年を迎えて、早や二年目となりました。その間、国家的災害である戦争の犠牲者となられた前途有為の青年諸氏に対し、尚又これらの遺族の方々に対し、占領政策下といへども御氣毒な様な

社会状勢であります。然るに、独立後日時の経るに隨い、三月四日には、早くも村内有志、各種団体長による戦歿者英靈殿建設協議会を開催し、左のことにつき決定をみた。

○名称は英靈殿とする。

○建設様式は、總社町の設計による。

○建設敷地は奉安殿跡（大字鼻毛石四ツ塚一五一〇番地の一）とする。

○事業の進行は委員会を組織し、促進を計る。役員等の選定は当局に一任する。

○建設費は任意寄附により、不足額は村財政より助成する。

建設委員には次の方々が選ばれ、事業の遂行にあたった。

建設委員長

村長

阿久沢 千代吉

建設副委員長

福祉協議会長

六本木 小 松

建設常任委員

村議会副議長

後藤 駒 雄

建設常任委員

鼻毛石区長

町田 藤太郎

タ タ タ タ

柏倉区長 市之瀬区長 三夜沢区長 苗ヶ島区長

深津 利三郎 阿久沢 良太郎 小野 一雄 前原 智

罪なき戦没者の靈を永久に慰むる為、処々方々に於て英靈殿の建設の議が起り、之が完成の町村も多々有るのであります。本村に於ても、色々の方々から、この件について建議の次第もありますので、左記により先進町村の状況を見聞し、不幸なる英靈を慰めたいと思ひます。

日 時 二月二十日  
記

行 先 南橋村、荒砥村、群馬郡總社町、相馬村

馬場区長  
大前田区長  
村議會議員

神尾平吉  
尾織寿  
中村惣一郎  
前原英四郎  
中原定寿  
前原敏根

福祉協議会副会長  
農業委員會長

農業協同組合長  
選舉委員會長

中學校長  
小學校長

福澤元軍人代表  
消防團長

PTA會長  
農青連會長

男子青年團長  
女子青年團長

収入役  
庶務主任

大崎  
小池  
中原文次郎  
幸子  
治治  
茂

(以上四十五名)

下田 星高  
田村 高橋  
阿久澤 池島  
深津 大崎  
北川 田崎  
金子 爪子  
山村 田中  
作吉 一時  
正善 時時  
嚴造 善時  
吉作 菩生

下田 長岡  
田村 鈴木  
阿久澤 金友  
深津 元三郎  
北川 七作  
吉田 源之助  
高橋 友七  
高橋 元三郎  
星野 元三郎  
多士郎 倍次郎  
多士郎 覚三郎  
鈴木 寛三郎  
福太郎 福太郎  
勇一郎 福太郎

委員会は、四月一日を第一回とし、その後農繁期で多忙をきわめるなかでたびたび開催され、工事の進ちょくに努めた。五月には設計内容の説明会、建設工事の入札が行なれ、同月二八日には地鎮祭を執行した。なお工事は五月二八日着工し、九月一五日完成予定とし、大胡土建工業株式会社が請負った。六月下旬より七月中にかけての天候不

順と石材の未着により進ちょくしなかつた工事も、ようやく一月一六日に竣工した。翌一七日、役場職員と建設委員による竹垣作り、参道造りや整理作業を経て、着工以来六か月の長きを要して完成した。

竣工式は、一月二〇日午前九時より、群馬県知事をはじめ多岐の来賓や工事関係者、村民の列席をえて盛大に挙行された。同日、英霊殿境内での最初の慰靈祭が戦歿者遺族の参列のもとにとり行なわれた。

英霊殿の建設は、村民あげての協力のたまものであった。

### 費用

村民よりの寄附金	八一五、五九二円	起工式	三、四九七
赤城神社奉賛会寄附金	一〇、〇〇〇	設計外工事費	八六八、八〇〇
生存元軍人会寄附金	七〇、〇〇〇	設計受託料	二一六、九四〇
村よりの支出金	三六〇、〇〇〇	戸廻代金	九、七三〇
支	出	消耗品費	四八、〇〇〇
福祉協議会へ助成	工事雜費	四二、七六二	四〇、七七〇
		二五、一九三	二五、六七〇

生存者元軍人会 英霊殿の建造には、生存者元軍人会が大きな役割を果した。この会は、次のような目的と役員をもつて、二八年四月に結成された。

### 目的

- 一、本会は宮城村生存者元軍人会と称す。
  - 二、本会に左記役員を置く。
  - 三、本会は必要に応じ寄附行為をすることがある。
- 四、本会は英霊殿建設完遂迄とする。
- 五、其の他

会長 阿久沢俊夫

副会長 萩原 長造 前原 盛根  
 会計 田村 定吉 栗原 正茂  
 参事 田島清一郎 前原 市次  
 各字支部長  
 鮎毛石 深沢真淮 町田隆司 金子 宏 清水武雄  
 柏倉 桃沢友佳 大崎清吉 大崎武雄 松村忠次郎

市之関 阿久沢重悦 小池利夫  
 三夜沢 桜井秀彦 常味隼一  
 苗ヶ島 前原福一 松村佳男 東宮満寿次  
 馬場 小林春太郎 吉沢卓次  
 大前田 萩原祐雄 宮田喜久雄

建設地の土盛作業の奉仕は、元軍人軍属全員で当ることとし、六月一三日を第一回とし九月中旬まで従事した。これには農繁期ではあったが、およそ七百人という多数の人々が率先して作業に汗を流した。  
 また西南の役以来の生存軍人軍属の人名を英靈殿の玉垣に刻み込みすることになり、左記のように戦種別に調査し形刻した。

1、西南の役	七人	2、日清戦役	一四
3、日露戦役	一〇二	4、第一次世界大戦	三二
5、济南事変	一一	6、満州事変	八三
7、第二次世界大戦	九一九	8、平時服務者	一四一

### 第三節 東宮鉄男大佐

宮城村が生んだ誇るべき人のなかに東宮鉄男（かねを）大佐がいる。大佐は軍人としても傑出していたが、あまねくその名を知られるようになつたのは、北滿州への移民開拓に果した先駆的業績によってである。ここでは、その開

拓事業への貢献を中心にして、その活躍を記してみよう。



大佐 鉄男 東宮

大佐が身魂を傾けた移民団四百九十余名が北満の佳木斯カムスの地に第一歩を印したのは、昭和七年九月一五日であった。しかし開拓移民の構想は相当長いものであり、昭和二年奉天の独立守備隊中隊長當時にすでにその青写真はできつた。これより先、すでに大正九年にはシベリア戦役に従軍し、大陸についての見識を深めた。くたって近衛歩兵時代の大正一二年、語学の修業と大陸研究の希望にもえ、請願休暇の許可を得て、大陸に渡り、そこで得た経験を積み重ねるなかで、大陸国策についての思想を固めていったのである。

昭和二年の日記にはすでに満州移民の問題に関する記述が見られ、当時から満州の気候、風土、土壤、耕作法等の調査を行なった。そのころの考えは次のようにあったという。「我が大和民族の現在は鉢植の竹の如きものである。このままにして置いては、これ以上繁茂なし得ない。むしろ老衰するのみである。しかして、この竹を分ちて大地に移植し植えたなら、新たな生命が復活し、ますます繁茂するのだ。故にどうしても我が民族を大陸に移民して、皇国の発展を計らねばならない。自分はこの事業を必ず実行する。」と言われ、これは固い決心であった。また満州における日本移民は、一朝有事の際は軍人として武器を持って立たなければならないと考え、部下で帰國しなくともよい者を移民に仕立てることに努めていた。

昭和四年八月、岡山第十聯隊中隊長に補せられ、奉天を後に本土に帰った。そこでも持ちまえの気魄、実行力、主義により、自他ともに認める無敵中隊を作り上げた。そのような練武の多忙の中でも、再度の渡満を熱望し、移民

の計画を練った。後年の武装移民計画の骨子はほほ岡山時代にできあがっていた。

昭和六年九月一八日、奉天北郊の柳条溝の列車爆破事件を発端として満州事変が勃発した。そして翌年三月には満州国が発足した。大佐は、七年一月に満州國吉林軍の軍事顧問として渡満した。事変直後で、満州國軍の指導や匪賊の討伐などに明け暮れる毎日であった。また長春の東三条通りに東宮公館を設け、満州建国の礎石となるべき人物の養成に当たった。この時になると、諸般の状勢から移民開拓計画の有力な協力者が現われ、急速に実現の運びとなつた。大佐の周到なる計画と熱意が関東軍や拓務省の要人を動かし、国の政策として実行に移されたのである。

入植地は踏査の結果、北満の僻地佳木斯の奥地に決定した。これが発表されるや「入植地の選定に誤れり」との非難が起つた。特に南満州在住の日本人は、かれらがこれまで苦心經營してきた南満州においてなさるべきだと非難した。だがこの土地を選んだのは、もっと高義の国防的見地からであった。当時の満州では匪賊が各地に跋扈し、治安も容易に安定しなかつた。日本軍が奥地まで駐屯してこれらの匪團を掃滅するのは容易でなかつた。そこで日本人が武装してこの地に入植永住すれば治安の確立が計れると考えたのである。計画の一端を掲げてみる。

#### 第一次吉林省在郷軍人屯田移民実施案

昭和七年八月二十日 東宮太尉

○満州国内ニ於ケル治安維持ニ關シ関東軍ノ任務ノ一部ヲ担  
任ス

純移民ヘノ転移

#### 第一期 軍事行動ヲ主トス

○満州移民ノ先発者トシテ北満地方ニ日本人農業移民ヲ有利ニ実施シ得ルコトヲ立証シ總行者ニ対シ権利ヲ垂ル  
治安維持ニ任シ業ヲ兼テ墾屯準備ヲ行フ

#### ○満州國軍ヲ支援シ地方ノ治安ヲ恢復維持シ新國家建設作業

ヲ促進ス

#### ○對露國防

屯田ヲ耕作シ吉林軍ノ屯墾作業ノ基幹トナリ兼テ地方ノ治  
安維持要スレハ剿匪ヲ行フ

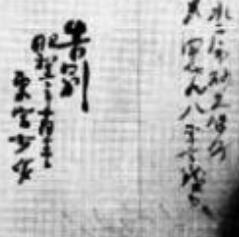
第三期 純移民時代

(その他略)

希望者ヲ除隊セシメ土地農具等ヲ支給シ自営セシム

武装移民団は、七年九月に佳木斯に到着したが、かれらの眼前には多くの困難が待ちうけていた。匪賊の襲撃、嚴寒の気候、食糧の不足や風土病等により、精神的動搖をきたすものが出了た。こうした時、大佐は満州國顧問という債務にあつたにもかかわらず、万障を繰り合させて開拓地にき、親身になつて相談にのり、問題解決のためにどこへでも飛んで交渉に当つた。移民のために全く身命をかけるという意氣込みであった。

大佐はまた少年移民の計画にも熱心で、昭和九年の饑河少年隊の創設にも尽力した。率先して甥の東宮明治を入隊させた。宮城村からは他に小倉、小池の二名も入寮し教育訓練を受けていた。



宮城村民にあてた<sup><告別></sup>

昭和一二年七月、蘆溝橋で日中兩軍が衝突し、日華事変が始まった。大佐は戸聯隊大隊長として首都南京の攻略に向かつた。一月一四日季家橋附近の威力偵察を命ぜられた。二十二名の決死隊を率いて敵陣地に進入、重火機の狂射を浴びながら応戦したが、大佐は胸部に貫通銃創を負い戦死を遂げた。「うれしさや秋晴の野に部下と共に」の悲壯な辞世を残し、四十六歳を一期に江南戰線の露と消えたのである。

昭和一三年一月、英靈は故郷の宮城村に帰つた。大佐の死は各方面に大きな衝撃を与えたが大佐を「移民団の父」と仰いでいた北満移民の落胆は大きかつた。満州國は昭和一〇年までの短い生命であり、開拓団もそれと時を同じくして消滅したが、その時まで大佐が先鞭をつけた北満への移民は多く、群馬の地からも多

くの人がおもむいた。

## 略歴

明治二十五年 八月一七日

苗ヶ島杉ノ下で出生

大正元年、一二、一

士官候補として近衛歩兵第三連隊へ入隊

九、六、一七

シベリア派遣のため出発（一〇年帰還）

十二、一、一五

軍事学及び學術研究のため中国旅行（十三年帰國）

十四、八、七

近衛歩兵第三連隊大隊副官

十五、一二、二二

独立守備歩兵第二大隊中隊長

昭和四年、八、一

歩兵第十連隊中隊長

七、一、一二

吉林鉄道守備隊教育長

四、一六

東宮大佐の墓参に来村した

## 満州國陸軍軍事教官

一〇、八

第一次武装移民團を率いて佳木斯に出発

八、二、一

第一次移民團を永豐鎮に入植させる

九、六、一

満州國軍政部顧問

一二、三、一四

満州國治安部軍事顧問

八、二

## 第二連隊

一〇、一四

歩兵大隊長

一一、一〇

杭州湾に上陸

一一、一四

浙江省平湖縣吉家庄附近で戦死

満洲國治安部大臣陸軍上將于琛激

昭和十六年（康徳八年三月二十七日）に満洲国新京を出発し、朝鮮の羅津から船で新潟港に上陸し、東京で所用をすませた満洲国の治安部大臣一行は、四月五日に来県し、本村を訪ね、東宮鉄男大佐の墓を訪ね、深く頭を下げた。

一行は大臣のほかに関東軍司令部付治安部軍事顧問藤村謙陸軍大佐、北部邦雄陸軍中佐ほか十名であった。伊香保一泊の前後二日の間に県庁訪問、赤城神社の記念植樹、東宮家訪問、幕參、前橋教育会館に於ける満洲事情講演会などの行事をすませた。その後は名古屋、京都、大阪、奈良から九州に遊び、四月三十日に新京に帰着、三十五日間の旅行であった。

### ○『東宮鉄男伝』

康徳七年十一月十日印刷（昭和十五年）

同  
十四日發行

東宮大佐記念事業委員会（新京特別市大同大街、協和会中央本部）

A五判／千頁の大冊の伝記が發行されている。同書の巻頭にのせられた略歴を書写す。

大佐の名は鉄男（かねを）、三江漁父と号す。六郎治吉勝の二男下野國造の後裔といふ。明治二十五年八月十七日群馬県勢多郡宮城村大字苗ヶ島に生る。少年時代より剣道をよくし、中学当時は博物に興味をもつ。前橋中学校を経て陸軍士官学校に入り、大正四年十二月陸軍歩兵少尉に任官、近衛歩兵第三聯隊附となる。同年七月シベリアに出征して武勲を立て、同年四月中尉に進級、同十一年自費を以て支那に留学し、一年余にして帰朝、同十四年八月大尉に昇進す。昭和

二年一月独立守備歩兵第二大隊中隊長として満洲奉天へ赴任、此の頃より満蒙開拓の大望を抱く。同年八月岡山歩兵第十聯隊中隊長に転じ、同五年十月陸軍歩兵学校へ入学、同六年十二月満洲国吉林軍応聘武官となり、吉林軍の編成訓練に従事し、同七年四月関東軍司令部附、満洲國軍事顧問として第三聯隊附となる。同年七月シベリアに出征して武勲を立て、同年六月樹て、同八年四月中尉に進級、同十一年自費を以て支那に留学し、一年余にして帰朝、同十四年八月大尉に昇進す。昭和

の選定、土地測量、計画案の作成、軍、省庁、拓務省等との

交渉に不眠不休の努力をなす。同十一月には第一次武装民五百名を佳木斯に入れ、同八年九月二十三日夾信子附近の討匪戦にて右肺に貫通鉄創を受け九死に一生を得。全快後富錦特務機関長として活躍、満洲事変の功を以て勳四等功五級を授与せらる。同九年九月には青少年移民十四名を鶴河に入植せ

その他、当時数種の「東宮大佐伝」が出版されたが、右書がその決定版であった。戦後、群馬県内出版物でその伝記をのせてある主なものに左記二書がある。

『上毛人物めぐり』正木四郎編、上毛書友編集部発行、昭和三十八年八月  
『勢多郡誌』人物編（角田恵重稿）、勢多郡誌編さん委員会、昭和三十三年

しめ、今日の満蒙開拓青年少年義勇軍の基礎をつくる。同十二年八月水戸歩兵第二聯隊附に補せらる。同十月千葉部隊大隊長として出征し、翌十一月歩兵中佐に昇進、同月十四日秋州齊頭広陸鎮附近に於て壮烈なる戦死を遂ぐ。同月同日大佐に昇進す。

# 第七章 教育

- 第一節 学校教育以前における教育
- 第二節 明治期の小学校
- 第三節 大正期の小学校
- 第四節 昭和前期の小学校
- 第五節 現代の小学校
- 第六節 宮城中学校
- 第七節 その他
- 第八節 社会教育
- 第九節 スポーツ

## 第一節 学校教育以前における教育

一  
寺子屋時代の教育

明治五年の近代教育制度施行以前における教育はその地域社会における生活に必須なものが内容となっていた。即ち、社会秩序・社会道徳・或は職業教育が実際的、具体的な形で取り上げられてきたのである。そうしたものが学校的な形であらわれたものに寺子屋、私塾等があった。

**寺子屋**、私塾は僧侶神官、医師・浪人・名主等当時のインテリ層といわれる人々の手によって運営されることが多かった。宮城村においても例外でなく、昭和十年における調査(県教育会)によれば九ヶ所があげられている。しかし、実際にはその分布等からみてまだ脱ぬしているものもあると思われるが、ここでは調査された九ヶについて述べる。

宮城村寺子屋・私塾一覽

二	一	No.
私塾	朝日乃舎 私塾	名稱
苗ヶ島六	三夜沢二四	所
斎藤多須久	真鍋田 成則	在 塾主・師匠
	神 宮	身 分
四百人余		女筆子數
慶応 明治二六	明和年間～明治六年	開業廢止年代
手習	国語・漢文	教科目
	手習	備考
	碑アリ	

		市之関三八三		小池文七郎 医師		三百人		嘉永六～明治二十一		読書・算盤		墓碑アリ	
		東宮塾		苗ヶ島七五七		東宮佐兵衛		三百五十人		三百人余		天保三～明治四十四	
		私塾		馬場七五ノ一		東宮 佐七		名主		二百人余		文化六～明治二十	
		苗ヶ島		馬場二五五		田島 義賢		田島 義賢		三百人		文化	
九		苗ヶ島甲一一四七		大前田一三〇三		神 宮		三百人余		三百五十人		天保十四～明治十	
八		金剛寺		寛 良 僧 侶		寛 良 僧 侶		五百八十人		二百五十人		文化十四～明治十	
七		苗ヶ島		寛 潮		田島 義賢		五百八十人		三百人		天保十四～明治二十	
六		石橋重郎兵衛		二十 文		久と明治初		享 和と明治八		三百人余		文化六～明治二十	
五		名主		二十 文		久と明治初		享 和と明治八		三百人余		天保十四～明治二十	
四		讀書		讀書		讀書		讀書		三百人余		文化六～明治二十	
三													

なお当時の寺子屋・私塾の状況を記すと次のようである。

## 二 東宮塾

東宮家は佐兵衛氏の代から名主、戸長を勤める村の素封家であった。彼は恵まれた環境の中で身につけた漢学で近所の子弟に学問を教えようとして天保三年自宅で私塾を開業した。以来、次代佐七まで明治三十四年まで六百人近くの子弟を教導した。特に佐兵衛の代には盛を極め、彼の教えを受けた子女は三百五十人も達したという。佐七の代になつても二百人余りの筆子を集めだが、明治五年学制発布と共にその数は減少していった。そして師匠であった

佐七自身明治八年からは、苗ヶ島校の教員のかたわら私塾を経営していたものと思われる。

東宮塾では読書・手習・算盤を教授していたが、教科書としては、大学・中庸・論語・孟子・十八史略・日本外史五經・近古史談・実語教・孝經等があったというから、かなり程度は高かったものと思われる。このことは、学制以降も塾が存続していたために、学校を卒業した人たちの指導を学制発布以降続けていたためと思われる。

手習は師匠が書いた手本をみて子供たちが半紙がまっ黒になるまで練習し、その後清書して師匠の添削を受けることが一般的であった。今東宮家に伝わる手習手本の奥書には次のような文が記されておりその順序をうかがい知ることができる。

国辰奥書

幼稚手習之仕立ハ初丹いろは四十七字

越おしへ楚れよ梨仮名手本を習ハ世

又名頭字村名近辺六駅宿町或ハ

百官名年中用文章次に諸説文事

このように読み、書きの他にそろばんも教えたが、「所謂読み書きそろばん」という実用的な内容が一般的であった。

郡下における例からみると、入学年令は七・八歳ころが最も多く、在学年限は五ヶ年が最も多いので、ここでも学制以前はそうした状態であったと思われる。東修謝儀（月謝）は別に決っていたわけではなく物日のつけとだけや、節句・歳暮・年始に礼をする程度であったから、寺子屋、私塾の経営は社会奉仕的であったといえるし、逆にいえば、素封家だからこそそれができたのである。

また、一年中通してやるのはなく、農閑期の季節教授が多かった。このことは農村における労働力と関連するこ

其上和様之能手本越習ふべし唐様杯ハ

追雨余せひ丹字辺へし

小兒手本要紙書置申事ニ候

宮下一徳音圖

（東宮資料）

とは勿論である。このように寺子屋私塾では生活に必要な手習い、一般教養としての読みもの、生産活動に必須の知識を受けた実学主義的傾向を有していた。しかし女子の入学は極くまれであり、使用する教科書も「女今川」のように「女」を冠したやさしいものが多かった。それでも女子の就学率が低かったことは、当時の男尊女卑の風潮から来るものであった。

東宮塾以外でもほぼ同様な内容であったが一般的には読み書きが中心であり、場合により算盤も教えた。

## 第二節 明治期の小学校

近代教育の始まりは明治五年八月の学制の発布によるが、宮城村の場合は明治六年十月十七日の鼻毛石学校をもつてその嚆矢とする。その状況をみると次表の如くである。

名 称	位 置
勢多郡鼻毛石村赤城寺	熊谷縣第一大學区第十七番中学校
教 員	士族 奈良原晴磨（二十七・三）
	鼻毛石小学校
教員給料	從ヒ皇學修業同六年四月一日ヨリ五月三十 一日迄二ヶ月前猶伝習学校ニ入下等卒業免 状ヲ受ル
生徒数	苗ヶ島農 長岡道三郎（二十四・四） 斎藤多須久門下 伝習学校中退 一ヶ月七円五十銭但一人ハ三円五十銭一人 ハ二円内一人見込 百十五人 内男百五人 女十人

## 受業料

上等	三十五人	一人十八錢五厘
中等	四十一人	十二錢五厘
下等	四十四人	六錢二厘五毛
	一ヶ年百六十七円七十銭	
	一ヶ月	十三円九十七銭五厘
	三月	
	一ヶ月	三十五円二十九円五銭
		(書籍費等總計)

## 学校費用 委托金

一ヶ月	三十五円二十九円五銭
	(書籍費等總計)

## 元備金

二百円 利子三十円  
 (苗ヶ島、大前田、馬場、一ノ瀬、有  
 宿沢、鼻ヶ石、柏倉、三夜沢、有  
 志寄村金)

## 差引 過金 年四十一円七十銭

(県庁文書、市町村立学校設施、明六年綴)



赤城寺小学



金剛寺小学

以上の内、学区とは学制に基く区分であり、後、この学区の改正に伴なつて校区の変更が生ずる。教員は共に漢学、皇學を修業した所詮漢学的教養人であり、しかも当時の寺子屋・私塾の系譜をひくものであった。生徒は元備金を寄せた八ヶ村から百十五人が集められたが、これは当時の状況からみて学令児童の全てではなかつたと思われるが、その就学率を示す資料を欠くので不明である。特に

女子の場合は男子に対しわざかに一割に過ぎず、教育に対する地城民の関心と男尊女卑の風潮がうかがわれる。

また学制によれば学校経費は

有志者ヨリ学資金ヲ寄附セシメ其ノ利子ニヨリ一切ノ教育費ヲ支弁ス、土地ノ情況ニヨリテハ生徒ヨリ受業料ヲ徵ス

とあり、全県的にこの両者の費用が充てられたが、宮城の場合も例外ではなかつた。特に受業料の徵集は従来の寺子屋私塾の教育とは大きく異なつたところである。これは通年制の教授による労働力の問題と共に就学を阻害する大きな条件となつてゐたと思われる。

ともかく明治初期における学校はこうして開校されたのである。

明治八年一月には校区の変更があり、八ヶ村の内馬場苗ヶ島、室沢の三ヶ村立として学校開校を県令宛申出しているが、その全文を次に示す。

市町村学校設立届（明治七年第一号題）

一、位置 勢多郡苗ヶ島村金剛寺

一、名称 第百二十六番小学校区苗ヶ島小学校

一、教員履歴 士族 奈良原 晴磨二一・八才

万延二年正月ヨリ慶応三年十二月迄五ヶ年勢多郡三夜沢村赤

城神社神官真隅田高倉彦ニ隨ヒ漢学修業同三年正月ヨリ明治

五年十二月迄六ヶ年勢多郡三夜沢村学士松沢学ニ從ヒ皇學修

業同六年四月一日ヨリ五月三十一日迄二ヶ月前橋伝習学校ニ

入下等卒業免状ヲ受ク

群馬郡天川村士族 助教宮本丙三郎二十一才

一、受業料 一ヶ月四円三十銭 一人十銭

女 七人

内一人見込

明治二年一月ヨリ同四年七月迄都合一ヶ年五ヶ月元元前権藩官  
官保岡正太郎ニ從ヒ漢学修業明治元年三月ヨリ同六年迄都合  
五ヶ年元前権藩算学教員宮沢熊五郎ニ從ヒ算学修業同七年八  
月ヨリ同八年一月迄都合六ヶ月舞ヶ石小学校教員奈良原晴磨  
ニ從ヒ小学課目修業免状之無

一、教員給料一ヶ月 五円五十銭但一人ハ三円五十銭

二人ハ八円

一、校費 書籍器械一ヶ月一円五十銭 一ヶ月年十八円

營繕并諸雜費 月五十銭  
年 六銭

右總計 月七十銭五十銭

一、元備金 二百五十円 此利子三十七円五十銭

但年三九七円五十銭

一、納金計 九十二円十銭 月七円六十七銭五厘  
益引 年二円十銭 月十七銭五厘 過金

明治八年一月 学区取締 星野耕作（県庁文書）

教員として奈良原晴麿があげられているが彼は鼻ヶ石学校の教員であった。おそらく開校に際して選えられたものであろう。そして宮本丙三郎とともに教員試験を受けて教員に採用されたものと考えられる。即ち、当時学区取締であつた星野耕作文書中に次の資料がある。

教員試験願名簿

在職

下等五級

典

上野国郡馬郡天川村佐  
本県貢属士族

長岡長太郎 二十五年九ヶ月  
同 馬場村

下等四級

宮本丙三郎 二馬二年六月

下等七級

典

明8・5~13・2 (苗ヶ島校)  
明13・2~15・8 (鼻ヶ石校)

田村 和歲 三十九年四月

同國勢多郡三夜沢村  
本県貢属士族

明15・7~16・12 (苗ヶ島校)

奈良原晴麿 二十八年六月

典

明6・10~7・7 (鼻ヶ石校)

北爪 緑雄 五十四年五月

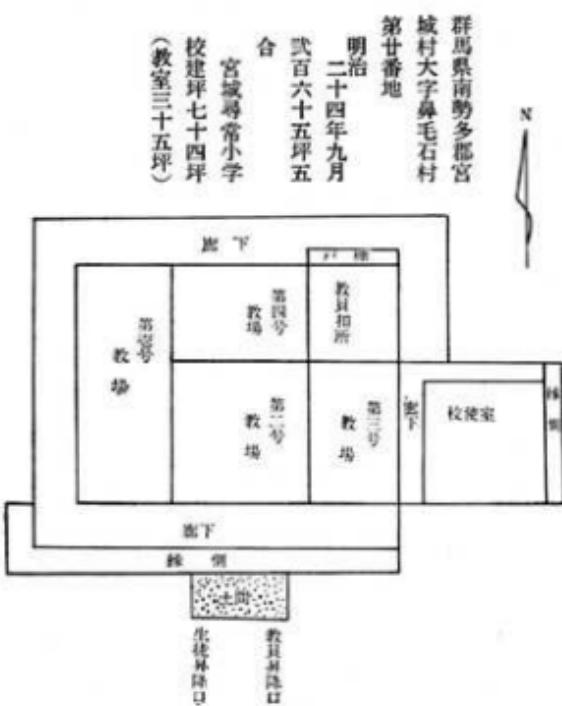
兩名の他、宮城村関係では

同國同郡苗ヶ島村

同 柏倉村  
農

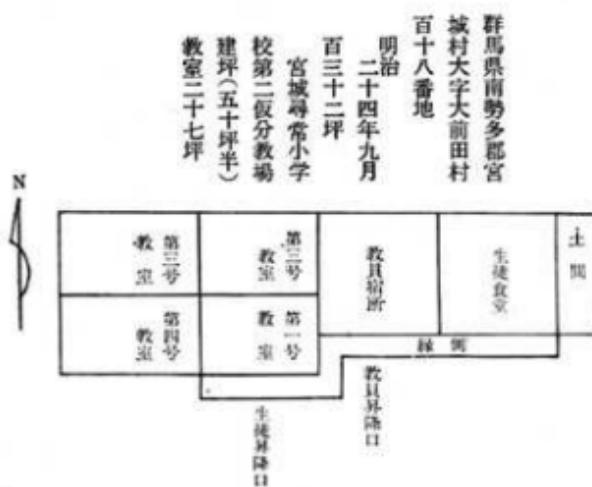
下等二級

石原 亦市 三十一年十一月



同 苗ヶ島村  
農

星野 三郎 二十五年十一月



が挙げられている。こうした教員確保は開校の重要な要件であり、これを扱った学区取締役の仕事の中でも枢要な任務であった。

こうして開校をみた鼻毛石校、苗ヶ島校の開校当初の様子を統計資料でみると次のようである。

鼻毛石校は開校翌年の七年には教員数四名、生徒数男七十一名、女十名、授業料十一銭七厘、保護役主者東宮佐吉（文部省第二年報）で、翌八年には教員数二名、生徒男八十八名、女二十名と増加し、文部省からの補助金も九円十四銭となっている。（文部省第三年報）。更に十年には教場教室数九、教員三名、生徒数男百名、女四六名、文部省補助金三円十六銭七厘となって、一層発展していることがわかる。

苗ヶ島校も同様に発展傾向にあり、これらを表示すると次のようである。

年 度	校		鼻毛石学校	苗ヶ島学校	大前田学校						
	教場数	生徒数									
	男	女	明治七年	同八年	同九年	同七年	同八年	同九年	同七年	同八年	同九年
授業料	有	有	一〇	二〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一
補助金	一・有	一・七錢	一一	四六	三六	一五	五五	一	一	一	一
教員数	四	二	九円一四〇三・一六七	一七円一七〇三円一六七	一	五	一	一	一	一	一
	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

（各年度共、文部省年報、府県公立小学校一覽表より抽出）

当時の学年は下等、上等に分けられており、各々が八級から一級までの十六段階になつていて、半年で一単位となつていた。

小学上等							
三級		四級		五級		六級	
八級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
八	八	八	四	四	四	八	八
四	四	四	四	四	四	八	四
四	四	四	四	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二
諸科授業ノ後毎日三十分 完授							

小学校下等教則でみると、読物、復読が八級から一級まで毎週六時間、作文が四級から一級まで三時間、書取が八級六級まで三時間、問答が各級三時間、算術習字が各級六時間となっている。休操は午後三時三十分より授けることになっている。

学制以来、履修課程が消化されたか否かについては、試験によつて判断された。鼻毛石校における沿革誌では、各年の記載事項はこの試験と、各年度における生徒数のみのものが明治二十五年まで統いている（明治二十六年に篇纂したものと思われる）のをみても、この試験が当時の学校における重要な意義を有するものであつたとみられる。

当初の試験は読むべき本、書くべき書を終れば実施され、素読暗誦ができれば及第であった。そして学制に示された六ヶ月で一級ずつの原則も試験の出来如何では短期昇級やとびこし進級も許された。「生徒試験」「大試験」「試験」の三通りの表現がみられるがこれらは全県にみてもまた制度の整わない時期であり篇者が後の名称や実施時期から附したものかもしれない。

沿革誌によると明治十年五月乙第二拾二号を以て「小学試験法」が出され、内容、方法が規定された。それによる

と

小試験	月毎ニ生徒ノ一個月中ニ修ムル處ノ学業ノ進否ヲ検査シ其ノ点數ニ掲リ座次ヲ進退スル	平常授業中実施
定期試験	一期中ニ学習シタ事項ヲ試験 出席三分之二以上 隣校ノ生徒ヲ集メルニトモ可就物問、答算術書取	毎年九月三月に実施
卒業試験	下等一級或ハ上等一級ノ定期試験ヲ畢リシ後三十日温習ヤシメ必ス之ヲ行フ事トス 師範学校教師又は督業教諭等試験担当者トシテ莅官	隨時

こうしてそれ以降は定期試験、卒業試験が四月、十月を中心年に年二回行なわれ、卒業試験は師範学校教師、督業教師（教員指導のためのもの）を出張させて厳重な監督の下に行なわれた。卒業試験は十年十二月が一名、十三年一月六名十三年十一月三名、十四年五月十四年十二月下等七名、上等一名と順次実施された。明治十年十二月の下等卒業生が順調に進級すれば十四年十一月に上等卒業となるからこの上等一名の卒業は前の十年の下等卒業者と同一人であると考えられる。また定期試験も受験者が年を追つて増加している。

更に、明治十九年四月、日課試験、学期試験、卒業試験の三種とする試験法の改定がおこなわれ、試験結果の校内公示が義務づけられた。二十年には「大試験、小試験」の二種に分けた再改正がなされた。大試験は学年の終りに、小試験は年三回以上実施されることになった。鼻毛石校では明治二十一年五月に五月に第一回大試験が行なわれ以来、三月がその実施期となり、小試験は沿革誌の記述から消えている。

苗ヶ島校沿革誌ではこの間の経緯につき次のように記述している。

明治二十年七月試験名称ヲ改ム、学期試験ヲ大試験日課試験ヲ小試験トス十月八日第一回小試験試験掛リ平田万郎、内

更に試験には、比較試験もあつた。それは

小学校優等生ヲ各所ニ集合セシメ其学力ヲ試験シ優劣ヲ判 断センカ為毎年一回之ヲ挙行スルモノトス、其集合校数ハ八

このようにみると昔の学校も試験にせめられていたことがうかがわれて興味深い。

### 鼻毛石校試験

年月	試験種類	受検者数	備考
明治七・五	生徒試験	二十八名	内落第生六名
八・五	十大生徒試験	三十六名	苗ヶ島校設立(五月)
九・五	十五大生徒試験	四十三名	大前田校設立(三月)群馬県ト改メル(八月)
十・四	同同同試験	四十二名	乙第二十九号、小学校学則改定
十一·三	第一回定期試験	四十五名	五月乙第三拾三号ヲ以テ小学校生徒試験期ヲ三月及ビ九月トス、三月、
十一·四	下等科卒業試験	五十七名	乙第二十九号、小学校学則改定
十一·四	第二回大試験	五十一名	師範学校準四等教師古市直之、函館官トシテ出席。教科書改定(一)
十一·四	第三回定期試験	六十三名	師範校準四等教師萩原國太郎出席、小学校則制定(十二月)
内男九名落第	七八八名	七十八名	内男九名落第

十二・	十四	第四回大試験	九十五名
十三・	十五	第五回定期試験	百四名
十四・	十六	一下等科卒業試験	六名
十五・	十七	第六回定期試験	百九名
十六・	十八	第七回定期試験	七十名
十七・	十九	一下等科卒業試験	三名
十八・	二十	第八回定期試験	七十四名
十九・	二十一	下等科卒業試験	百四名
二十・	二十二	第十一回定期試験	九十五名
二十一・	二十三	第十二回定期試験	八十八名
二十二・	二四	第十三回定期試験	七十九名
二十三・	二五	第十四回定期試験	八十一名
同	第二回大試験	第十五回定期試験	八十七名
同	第三回	第十六回定期試験	九十二名
同	同	第十七回定期試験	九十五名
同	同	第十八回定期試験	一百零六名
同	同	第十九回定期試験	一百零九名
同	同	授業生大竹勝助（七月）	八十二名
同	同	授業生大竹勝助（五月）	一百零四名
同	同	授業生二名	九十一名
同	同	鼻石尋常校ト改称授業生三名（四月）大前田二分校	五十二名
同	同	第六部講習部内生徒自作品展覧会（大胡小、二月）町村制	五十八名
同	同	宮城村免足、授業生四名	一百三十三名
同	同	学区改正（宮城尋常小学校）	百三十名

二四・三 第四回 同	二五・三 第五回 同
二六・九 第一期試験 (小)	二六・九 第一期試験 (小)
十二 第二ヶ (小)	十二 第二ヶ (小)

高尋百九十八名	高尋八十八名
二〇二落第七七名	二〇二落第七七名
七八一落第三〇名	七八一落第三〇名
一九八落第三〇名	一九八落第三〇名

県令第三十八号と五三号 宮城尋常小学校開校式（十月三十日）

明治初年の学校開設当時の様子を井上浦造自叙伝（後瀬先生詩文集所載）からみることにする。井上浦造は宮城村の生んだ教育者の一人で、同志社大学を卒えて県内教会で牧師の後に大間々普通学校を創立し、多くの人から尊敬された。

#### 小学校時代

寺小屋といふものを余は見た事はない断しにはきいたが、余が九才の明治八年に苗ヶ島小学校は出来た、金剛寺といふ寺の中で覺をすつかりめくつて、白い幕や襖などでしきりをして、正面の本尊様の前は寺詣うてのもののためにあけて置いた、其両側が教室で光線が一方だけなので薄暗いものであつた、其時余は毎朝母に髪を結ふて貰うて出かけたのであるが帰るときには、大概解けて仕舞つて、又明る日は新たに結ふて貰うのであつたが、髪のもつれをぱりぱり梳かされる時の痛かつたこと、何でも一年ばかりにして断髪した、小使は其節御茶番といふて、生徒の家より順番に学校に出勤した、今

日でも判然と記憶してるのは、宮本丙三郎先生である。渋あばたの、短身の元気のよい前橋の藩士で七八年校長をして居られた、字を書くのが丁寧で又上手であつた當時の小学教師は呑氣なもので、他の学校から友人がやつて来ると酒を飲み眞赤な顔をして、今日は学校は休みだ、などといふて生徒を帰して飲み抜けたものであつた、けれども極めて親切でよく教へてくれた、生徒の家に招かれて酒を飲み上機嫌で一種特別の高笑をする人であつた、父兄にも信頼されて居つたのであらう、七年も居つたのであるから其後に赴任したのは暢先校の卒業生とかで、矢張前橋の藩士で杉山鎮平といふ人であった、此人は又誰直の人で酒を飲んだり、大声を発したり、

高笑をしたりする人ではなかつた、二年ほどして辞された、其後任は年の若い色の白い小太りの沼野武之先生、此先生の時に小学校を卒業した、それは明治十四年で余が十五の時、卒業試験が鼻毛石の寺（それは当時の学校）であつた。

其時の卒業生は余の村から二名と鼻毛石から一名、三名だけ試験は速も六かしかつた、数学の答案は先生が紙片に書いて教へてくれた、苗ヶ島の小学校では一年前に前原といふ人が卒業し、次ぎに余等二人であつた、其頃は上等下等といふので、大歎下等だけやめて仕舞ふ、試験になると学校に泊るのであつた、昼と晩との弁当を携帯して朝帰り、又出かけて行く様な事をした、先生も本を巻いて剣術の真似などして遊んだことを記憶してゐる、余の一番不得手なるものは作文であつた「薬の説」とか「大器晚成の論」とかいふ様な題で作らせられる、二三行わからぬ事を書いて出すと、佐藤一斉先生の筆説などを其假朱書して与へられるので、何にが何にやらさつぱりわからず、何れも漢文直訳体、口語体の文章など此時には見る事は出来なかつた、余は小学校時代は極めて温厚なそして意氣地なしであつたから、教師から叱られたり罰せられたりした記憶がない、能く水を入れた茶碗を持たせられたり、石盤を持たせられたり、又は石盤を頭の上に載せられて黒板の前に立たせられたり、又は本尊様の後の暗

室の様な処に入れられたりしたものだが、余はそうした体罰を受けたことはなかつた、此頃学校通りに、余が村の生徒と、室沢村の生徒が、互に団体をつくり、柏川を中にして、石合戦などしたものだが、そういうふ時も、それに加はるほど勇気はなかつた、此時代の教科書は十八史略（正統）、興地誌略、国史略、修身説約、物理指掌、具氏博物学、杯頃分六ヶ敷ものであつた、又連級といふ事があつて、実力によりて二ヶ年の事を一ヶ年でやつて仕舞ふ事もあつた、余は九歳で入学して十五歳で卒業したから八ヶ年の処を六ヶ年で通過したわけである。

此頃は、郡の吏員が廻つて来て、定期試験といふのをやつた、郡から一人、近所の校長とか首席とかいふのが二三人、一定の問題で試験する、多くは一人一人呼び出して教師の前で読ませるのであつたが仲々知らぬ先生の前で読むのは、つらかつた、平生はよく読めて、かうした時には、つかへがちのもので、今でも記憶してゐるが、女瀬の学校での試験の時、余と余の同級生は、別の試験委員に試験されたので、点数が非常にわるく、此時だけ首席を失ふて残念でたまらなかつた、此時の女瀬学校の校長は久保木幾次郎とて結婚の先生であつた。

明治二十年ごろの学校の状態を知る資料を次にかかげてみよう。

## 八十年前の学校生活をおもう

元村長 阿久沢 武雄

今より約八十年前私は八才で明治二十年四月鼻毛石赤城寺の学校に入学いたしました。赤城寺の学校は鼻毛石、柏倉、市之関、三夜沢四ヶ村のことどもが入校いたしました。その當時のことどもは入学はほとんど自由のようで入学しないことでも沢山おりました。なかには三つもの多い姉と同時に入学した生徒もありました。尋常科は四学級で一組の生徒は二十人くらいだつたと思ひます。高等科は四学級でしたが高等科へ進学する人は毎年四五人くらいでした。先生は尋常科四学級で四人で奈良原先生、桜井先生、杉下先生、井上先生でした。高等科は四学級で石川校長先生が一人でしたから読書習字が別ぐらいでその他の学科は一年級から四年生までいつしょに授業を受けることが多かつたのです。尋常科は各級修業証書も卒業証書も与えられましたが、高等科は学習が完備していなかつたので、修業証書も卒業証書も与えられなかつたのです。校長先生は馬が大好きで馬を二頭も飼つておりました。登校前後馬に乗つて来られ走り廻りまわつておりました

のをたびたび見ました。その頃は校長先生は洋服でしたが、他の先生は和服に袴をはいていました。生徒の着物は自宅で木綿を作り、總打職人が各戸を廻り製縫したのを学校から帰り座敷にいつぱい、まつ白の籠があるのを見ました。家の母が錦をより、それを糸より車で夜間の仕事として糸を製し、大胡緋屋で染め、自宅で織つて布とした物を和服に仕立てた着物で通学したのです。はき物は下駄又は自宅製ワラ草履でくつをはいた者はありませんでした。くつの足跡を見るとき先生が御巡りさんがお通りと思えました。

かぶり物は夏は麦ワラ帽子、冬は防寒の頭巾でした。

明治二十二年七ヶ村が合併して、宮城村になりました。同二十五年始めて今のところへ宮城尋常高等小学校が新築され、東西各處の生徒は舊新校へ入校いたしました。宮城学校となりて始めて高等科を卒業したのは一人でした。二年目五人で男子だけ、三年目は私とともに卒業したのは十二人でうち女子が一人おりました。

今的小学校のところは、明治二十年頃までは、山林ばかりで家は一軒もなく時々おはぎが出たと聞きました。

宮小PTA機関誌（白螺九号）

このようにして当初の小学校は発足した。しかし、以来、いく度かの変遷を経てきている。即ち、宮城小沿革誌によれば

明治九年三月（大前田）一ヶ村（明治十七年十一月廢止サレル）

熊谷県ニ属シ第一大学区第十七番中学区第百二十五番大前

田小学校ト称ス

明治十七年十一月（鼻毛石、柏倉、市之関、三夜沢、大前田

苗ヶ島、馬場、室沢、月田）九ヶ村

群馬県第十五学区十二小学校鼻毛石小学校ト称ス（本校）

第十五学区十二小学校第二分校（苗ヶ島学校）ト称ス

ス

第十五学区十二小学校第二分校（大前田学校）ト称ス

明治十八年一月（鼻毛石小学校本校ト称ス

鼻石小学校ヲ高等小学校本校ト称ス

明治十九年三月（鼻毛石、柏倉、大前田、市之関、三夜沢）

ノ五ヶ村

東群馬南勢多第三十学区トシ本校ヲ二十三尋常小学校ト称

ス

明治十九年三月（苗ヶ島、馬場、月田、室沢）ノ四ヶ村ヲ以

テ本県第三十一学区ト定ム

と幾多の変遷を指摘できる。これを表示すれば、次のようである。

東群馬南勢多第廿四尋常小学校ト称ス（苗ヶ島学校）

第廿四尋常小学校分校ト称ス（月田学校）

明治二十年三月

鼻石尋常小学校ト改称ス

苗ヶ島尋常小学校ト称ス

此ノ時月田分校ハ独立校トナリ月田尋常小学校トナル

明治二十年十一月

大前田分校ヲ設置ス（再度）

明治二十二年四月

町村制実施宮城村ト称ス（市之関、柏倉、三夜沢、鼻毛石

大前田、苗ヶ島、馬場）七ヶ村

明治二十三年四月

学区改正宮城尋常小学校トナル

宮城尋常小学校第一仮分教場ト称ス（苗ヶ島校）

明治二十六年一月十九日

宮城尋常小学校第二仮分教場ト称ス（大前田校）

宮城尋常高等小学校ト改称ス

## 学校系統圖

(太字は県施設)

年	校名	記事
M六八七九〇一二三三四年	鼻石校 苗ヶ島校	私塾ヲ禁ズ 小学教員伝習所開設・私塾寺子屋施行廢止
一〇・一七一二九年	大前田校	開校(赤城寺仮用) 勸学布告 第一回生徒試験、教員試験
五・八三九年	金剛寺 開校(一 師範学校 小学教則	開校(第一大学区第一七番中学区第一二六番) 建坪七六坪
九一九一二二二七年	群馬県学則 小学校名称ヲ一定ス(何番小学校〇〇学小校)	学区制廃止 教育令 教員講習会規則 教育令改正学区制復活 小学校授業法
三		小学区域並校数設置規則分校設置モ可

一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七

(大前田分校) (○二三尋常小学校)

(分校)

(本校) (分校)

三一学区  
三二学区  
三三学区  
三四学区  
三五学区  
三六学区  
三七学区  
三八学区  
三九学区  
三一学区二三尋常小  
大前田分校

鼻毛石尋常  
小学校

第一飯  
分教場  
宮城尋常  
小学校  
第二飯  
分教場

三  
四  
町村制施行  
御真影下賜

九 学区改正 宮城尋常小学校

(校舍建築面積三八間三尺奥行五間瓦葺坪一〇坪) 一

鼻石校  
(間口一二間三尺奥行四間建坪五〇坪) 一苗ヶ島校

一〇 開校式

一一・九 宮城尋常小学校ト改称

一一 群馬県第一五学区一二小学校 大前田校ヲ廢ス

一 高等科ヲ併設鼻石校ヲ高等学校本校ト称ス

三 鼻石校、東群馬南勢多第三〇学区二三尋常小学校ト称ス

苗ヶ島校 同 三一学区二四

鼻毛石尋常小学校と改称

苗ヶ島

東群馬南勢多教育会設立

三一 小学校設置区域及位置  
一一 大前田分校設置

二八 三〇 二九 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三

- 一一九六  
 二・一〇 第四部講習会（教授法講義）  
 四・七 校舎狭隘ノタメ裁縫室ヲ役場附属室ニ移ス  
 一二・二 増築八二五・坪（四・一〇マデ）  
 一一 増築新校舎落成

八 校舎狭隘ノタメ裁縫室ヲ役場附屬室ニ移ス

- 一二・九 第四部乙種学事会実地授業批評会（本校）  
 この頃より校舎狭隘の為二部教授

昇毛石村町田千代造宅ニ仮教室  
 一二・二 家庭教育の桑綱さん

一一・四 母婦会（講演）（本校）

一二・七 父兄母婦会金森通倫氏（勤儉貯蓄談）

増築

一〇 間口二七間奥行五間建坪一三五坪（昭三）まで五教室

- 一・二九 第四部乙種学事会実地授業批評会  
 運動場ヲ南ニヒロゲ道を南方ニ変ズ  
 地土誌調整方達し

四四  
四五  
T二

こうした経緯を裏づける資料はほとんどないが、この内、学校建築、開校式、児童数、学校の状態について資料をすこし紹介しておきたい。

学校資本金利子賦課にいては「明治廿七年五月、尋常小学校資本利子賦課帳（柏倉村）」が存している。これでみると、地租割と戸別割に分け。

一 地租金拾円拾三錢	六本木小五郎	明治廿一年度惣高金
掛金壹円貳拾錢三厘	地租割費	金百貳拾六円貳拾四錢也
金拾六錢七厘	戸別割	
内		
金拾壹錢六厘	巷ヶ月ト	地租割八ト五厘
一 金貳円八拾四錢式厘	六本木歌吉	金百七円三拾錢四厘 但地租壹円ニ付金拾貳錢〇七厘
掛金三拾四錢三厘	地租割學費	金拾八円九拾三錢六厘 戸別割壹ト五厘
内		但巷戸ニ付金拾六錢七厘
金貳錢九厘	巷ヶ月ト	
と割り振り 柏倉村		
一 金百七円六拾五錢七厘	現在地租割	
合地租金八百八拾九円八拾六錢四厘		金八円五拾四錢九厘 現在戸數百拾巷戸
此懸金百七拾五錢貳厘		合金百貳拾六円廿錢六厘
金拾円五拾貳錢也 巷ヶ月分徵集金		

こうした学校資本金積立は、小学校の設立推進に対する施策で、学制以来の課題であり、特に明治十年の「群馬県学則」では有志寄附金と学区内醸金をあげているが、柏倉の例は後者の場合である。同様な事例が鼻毛石地区でも指摘できるので、当時の宮城村全域でこの方法がとられているものと考えられる。

また「学校建築賦課金銘簿」があり、学校建築（明治二十四年）に際し各戸から賦課金が徴集されたことがわかる。

明治二十四年十一月三日	一金 六円也	北爪八五郎
学校建築賦課金銘簿	六八房人夫七人	
南勢多郡宮城村大字鼻毛石村	外ニ八錢	
区長 北爪嘉重郎	(中略)	
一金 四円七拾錢	但し地租金壹円ニ付金四拾錢懸ケ	
北爪竹次郎	其寄金貳百四拾八円三錢也	
費武駒	合計 地租額金六百拾壹円五拾五錢但シ越石分共此賦課金	
福八房人夫六人外金八錢	貳百四拾八円八厘	

とみえ、村内各戸から学校建築のための徴収金が集められていたことがわかる。同様な例は、明治二十五年十二月一日「宮城村高等尋常小学校寄附名簿大字鼻毛石村」があることからやはり村内全域から集められたものであろう。このした諸種の金により学校建築は行なわれたが、明治二十五年十月のこととして開校式のありさまを伝えてい

る。

宮城学校開校式  
前日には短鉄術の試合あり、当日は相撲あり見物人は毎日山近郷大胡村長、校長、柏川村長、校長及び新里校長等にして参観人も亦群集せり、此日三木東群馬南勢多郡長には其他村会議員、学校管轄係、村役場吏員有志者等八九十名余

も列席し三百数十名の生徒は校長訓導に引かれて式場に臨む、軋えて正午十二鐘を報するや一同著席し、石川校長は恭しく勅語を奉読し次に三木郡長郡書記渡辺辰太郎・村長東宮六郎・治諸氏の祝文朗誦・柏川校長平田芳郎氏の演説・大胡校長内田忠政氏の祝文・生徒總代六本木喜代治其他二三の祝文朗誦ありて一時五十分式全く終れり、夫より来賓を別室に招待して酒肴を饗したり、此時庭上の角力は愈々盛んにして勝負の決する毎に拍手喝采の声は四邊に反響し大國旗は翻々としていよいよ高く掲げ數百の球灯は東西に分れてピラミット形を為し消防連の提灯と相対し校門の内外は群衆の来往引きを切らず酔ふて踉蹌したるものれば勇んで飛翔するが如きもあり斯して各々十二分の歓を尽して散会したる暮鶴、将に七時に帰らんとするの時なりき、此工事に最も尽力されしは東宮村長始め各役場更員、大世話人長岡道三郎・北爪桂雄・前原久弥・石原弥市郎村委会員及び世話人には前原甚太郎・長岡謙太郎・堤清吉・藤原秀五郎・宮田伝作・北爪弥文治・同数吉・阿久津平吉・同友次郎・奈良原晴雄・大崎五七郎・同忠太郎・六本木豊太郎・小堀長十郎・桜井国吉・東宮伴一郎・島島敏太郎・鹿田彦八の諸氏なりとき。

(上野教育会雑誌第六十一号) M二五・一一・五